

法務総合研究所

研 究 部 報 告

64

特殊詐欺事犯者に関する研究

2023

法務総合研究所

は し が き

刑法犯の認知件数は、平成15年以降、減少の一途をたどっているが、詐欺の認知件数は、増減を繰り返しており、同じ財産犯でありながら認知件数が減少し続けている窃盗とは異なる動きを示している。中でも、オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺の認知件数は、16年に2万5,000件を超えた後、捜査機関の懸命な取締り等の影響もあり、22年には6,000件台まで減少したが、23年から29年まで再び増加し、令和元年以降も、毎年、1万5,000件前後の被害が認知されるなど、高止まりの状態が続いている。オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺は、高齢者が虎の子の蓄えを根こそぎ騙し取られるなど悲惨な被害を発生させるものであるほか、暴力団等の反社会的勢力の資金源となり得るなど、様々な社会問題を引き起こすものである。そのため、政府は、特殊詐欺被害の根絶に向け、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）を策定し、官民を挙げて対策に当たっているが、特殊詐欺を行う犯罪組織は、いわゆる受け子や出し子など逮捕の危険性が高い関与者には組織の中核に繋がる情報を与えず、これらの者が逮捕されたとしても、新たな受け子・出し子を補充するなどして組織の継続を図っている。これら犯罪組織は、オレオレ詐欺以外にもいわゆるキャッシュカード詐欺盗などの新たな犯行手口を作出し、新型コロナウイルス感染症が流行した際にはこれに便乗した特殊詐欺を敢行するなど、手を変え品を変え、その被害を拡大させている。

特殊詐欺被害の根絶のためには、犯行に関与した者に対する徹底した取締りと厳正な処罰を行うことが必要不可欠であるが、それとともに、官民を挙げた様々な取組を継続し、犯罪組織への新たな人員供給を断つことが肝要であるところ、本研究部報告では、特殊詐欺を行った者の実態、特性、処分後の成り行き等に焦点を当てた分析を行っている。これらは、特殊詐欺の撲滅に向けた対策の立案や、効果的な再犯防止対策の在り方の検討等のための資料として有益なものであると考える。本研究部報告が、上記のように悲惨な特殊詐欺被害を無くすための一助となることを期待したい。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力を頂いた警察庁、法務省刑事局、法務省矯正局及び全国の刑事施設等関係諸機関の各位に、心からの謝意を表する次第である。また、警察庁科学警察研究所の皆様には、本研究を進めるに当たり、共同研究者として多大な御示唆と御教示を頂いた。厚く御礼を申し上げる。

令和5年3月

法務総合研究所長 上 冨 敏 伸

要 旨 紹 介

本研究では、特殊詐欺事犯者に焦点を当て、特殊詐欺事犯をめぐる情勢について概観するとともに、裁判書や刑事確定記録等の資料に基づく調査及び刑事施設入所者を対象とした質問紙調査の結果を取りまとめて分析した。

1 特殊詐欺事犯をめぐる情勢（第2章）

第2章では、各種統計資料に基づき、特殊詐欺事犯の動向、特殊詐欺被害の状況、特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組及び矯正・更生保護における特殊詐欺事犯者の処遇の現状を紹介した。

（1）特殊詐欺事犯の動向

特殊詐欺は、平成15年頃から目立ち始め、16年には認知件数が約2万5,700件、被害総額が約284億円に達した。その後の認知件数の推移を見ると、増減を繰り返し、令和3年は約1万5,000件であった。月別では、1月の認知件数が最も少ないなど一定の傾向が見られ、特殊詐欺の類型別では、年によって違いはあるが、多くの年でオレオレ詐欺が最も高い割合を占めているなどの特徴が見られた。検挙人員の推移を見ると、平成22年まで増減を繰り返した後、23年から増加傾向にあったが、令和元年をピークに減少し続けており、少年の検挙人員も、平成30年をピークに減少し続けている。

（2）特殊詐欺被害の動向

令和3年における特殊詐欺の認知件数を被害者の男女別に見ると、特殊詐欺総数では女性が約4分の3を占めた。特殊詐欺の類型別では、融資保証金詐欺、架空料金請求詐欺、交際あっせん詐欺及びギャンブル詐欺は男性の構成比が高く、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、オレオレ詐欺及び還付金詐欺は女性の構成比が高いなど、男女差が見られた。被害者の年齢層別に見ると、特殊詐欺総数では、65歳以上の者が9割近くを占めた。特殊詐欺の被害総額の推移を見ると、平成26年までは増加し続けたが、その翌年から減少し続け、令和3年は約282億円であった。各年の被害総額の推移を特殊詐欺の類型別に見ると、ほとんどの年において、オレオレ詐欺が最も多かった。

（３）特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組

特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組として、犯行ツールとなり得る携帯電話及び預貯金口座等の不正利用防止策、金融機関との連携、その他事業者との連携、国民から寄せられた情報の活用、地方公共団体の取組及び広報啓発活動の推進等を行っている。

（４）矯正・更生保護における特殊詐欺事犯者の処遇の現状

刑事施設では、特殊詐欺事犯受刑者を対象とした一般改善指導用教材を整備し、再犯防止指導を実施し、少年院では、特殊詐欺再非行防止指導を実施している。保護観察所では、類型別処遇として特殊詐欺類型を設け、その特性に焦点を当てた処遇を行っている。

2 詐欺事犯者調査（第3章）

第3章では、令和3年版犯罪白書で公表した詐欺事犯者に関する特別調査について、特殊詐欺事犯者の特徴を明らかにする目的で再分析した結果を紹介した。

調査対象者は、全国各地の地方裁判所（支部を含む。）において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、調査時点で有罪判決が確定していた者とした。既遂・未遂を問わず、また、準詐欺、電子計算機使用詐欺、犯罪収益移転防止法若しくは組織的犯罪処罰法の各違反又はこれらの幫助・教唆を含み、特殊詐欺に該当する恐喝及び窃盗を含むこととした。本調査における調査対象者の実人員は、1,343人（以下「全対象者」という。）であり、この全対象者に関して、裁判書等の資料に基づき、調査対象事件の概要、対象者の基本的属性・科刑状況・再犯状況等に関する調査を実施した。

（1）全対象者調査の結果

全対象者による延べ事件数は2,515件であり、そのうち特殊詐欺は3分の1を占めていた。特殊詐欺事件の特徴として、共犯率が顕著に高く、共犯者がいる事件のうち共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件の構成比も顕著に高かった。全対象者の人員は、男性1,189人、女性154人であり、犯行時の平均年齢は、38.5歳（男性38.2歳、女性41.6歳）であった。全対象者から異なる犯行の手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員（1,271人）について、犯行の手口別構成比を見ると、特殊詐欺が3割以上と最も高かった。特殊詐欺事犯者の特徴として、前科なしの者、男性、無職の者の構成比がそれぞれ高かった。年齢層は30歳未満の者、刑の種類は実刑の構成比が高かった。また、被害総額は1,000万円以上5,000万円未満の構成比が高く、全部の被害回復・弁済している者の構成比が低かった。犯行の動機・理由は、「金ほしさ」、「友人等からの勧誘」、「軽く考えていた」及び「だまされた・脅された」の該当率が高く、友人・知人等による勧誘や、SNS・闇サイト等に掲載された高額アルバイトを騙った広告に釣られるなどして安易に犯行に加担するケースが多いことがうかがえた。

（2）再犯に関する調査の結果

全対象者について、調査対象事件の第一審の判決言渡日から4年間に、再犯の第一審判決の言渡しを受けていることをもって再犯に及んだものと判断し、再犯の有無、再犯率等について分析した。全対象者1,343人のうち、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除いた1,231人を

分析の対象とした。

特殊詐欺事犯者の傾向として、女性及び50歳代以上の年齢層の者では再犯ありの者がいなかったこと、出所受刑者及び単純執行猶予者は再犯ありの構成比が1割前後だったのに対し、保護観察付全部執行猶予者は再犯ありの構成比が3割を超えていたこと、再犯の罪名については、詐欺再犯よりその他再犯の構成比が高かったことが示された。一方、再犯の有無等について特殊詐欺事犯者とその他詐欺事犯者（無銭飲食を除く。）を比較した結果、有意な差は認められなかった。その他詐欺では、前科の有無によって再犯の有無に有意な差が認められ、先行研究（勝田、2018）を支持する結果が得られたが、特殊詐欺については、そのような傾向は確認されなかった。また、調査対象者によって在社会期間（再犯可能期間）が異なることを踏まえ、Kaplan-Meier推定法による生存分析を行った結果、特殊詐欺事犯者の4年以内の推定再犯率は15.0%であった。

（3）特殊詐欺事犯者調査の結果

全対象者のうち、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者は408人であった。このうち、大都市圏の地方裁判所で判決の言渡しを受けた者について、刑事確定記録等を用いて、より詳細な調査を行った（以下「確定記録調査対象者」という。）。確定記録調査対象者の人員は202人であり、特殊詐欺事件の延べ件数は336件であった。

確定記録調査対象者について役割類型別（「主犯・指示役」、「架け子」、「受け子・出し子」及び「犯行準備役」）に見ると、「受け子・出し子」が半数近くを占め、次いで、「架け子」、「犯行準備役」、「主犯・指示役」の順に多かった。属性別に見ると、無職の者の構成比は「架け子」が高く、「犯行準備役」が低かった。また、検挙時に前歴を有する者の構成比は、「犯行準備役」が高く、暴力団加入状況は、「主犯・指示役」で現役構成員の者の構成比が高かった。犯行の態様等を見ると、行った特殊詐欺の事件数及び報酬額は、いずれも「主犯・指示役」及び「架け子」が「受け子・出し子」よりも多く、「架け子」が「犯行準備役」よりも多かった。犯行の動機では、「主犯・指示役」は「所属組織の方針」の該当率が高く、「受け子・出し子」は「金ほしさ」の該当率が高いなどの特徴が見られた。科刑状況を見ると、総数では、約3分の1が全部執行猶予の者、約3分の2が全部実刑の者（一部執行猶予の者はいなかった。）であった。特殊詐欺の役割類型別に見ると、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」が8割以上と最も高く、全部実刑の者の刑期も、「主犯・指示役」が長い傾向にあり、犯行の中心にいる者ほど、重い処分を受けたことが示された。

特殊詐欺事件の被害者の状況を見ると、被害者が65歳以上の高齢者である事件が8割を超え、特に75歳以上の者の事件が半数以上を占めるなど、高齢者の中でも75歳以上の者の割合が特に高いといった特徴が見られた。犯人からの接触状況は、固定電話の構成比が8割以上と顕著に高く、携帯電話と合わせて電話によるものが9割を超えた。被害者の相談状況では、「相談あり」の構成比が未遂事件で既遂事件より顕著に高かった。被害者が相談した事件について、相談相手を見ると、既遂事件・未遂事件共に、「同居の家族・親族」に相談した者の構成比が最も高かった。未遂事件を見ると、最初に詐欺に気付いた者が被害者自身である事件が半数以上を占めていた。

3 詐欺・窃盗初入者調査（第4章）

第4章では、科学警察研究所と共同で実施した詐欺・窃盗初入者に対する質問紙調査について、特殊詐欺事犯者・その他の詐欺事犯者・窃盗事犯者に群分けし、分析した結果を紹介した。

調査対象者は、平成30年7月1日から8月31日までの間、主に初入の男子受刑者を収容する全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。）において、新たに刑執行開始時調査を実施した者のうち、判決罪名（判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名をいう。以下同じ。）に窃盗又は詐欺を含む初入の男子受刑者を対象とした。ただし、詐欺事犯の対象者数を確保するため、判決罪名に詐欺を含む初入の男子受刑者については、同年9月30日までを調査実施期間とした。回答が得られた418人の受刑者のうち、調査への協力及び回答内容の研究への利用について同意が得られた者を分析対象者とし、判決罪名について「詐欺」又は「窃盗」と回答しなかった者については、分析から除外した。その結果、最終的な分析対象者は、393人であった。

分析に当たって、判決罪名について「詐欺」と回答し（「詐欺」及び「窃盗」の両方に該当すると回答した者を含む。）、その犯行の手口について「特殊詐欺」と回答した94人（23.9%）を「特殊詐欺群」、判決罪名を「詐欺」と回答し、犯行の手口について「特殊詐欺」以外と回答した81人（20.6%）を「その他詐欺群」、判決罪名を「窃盗」と回答した218人（55.5%）を「窃盗群」とした。

（1）特殊詐欺事犯者の特徴

調査対象者の平均年齢は、全体では38.0歳、特殊詐欺群では30.3歳、その他詐欺群では40.8歳、窃盗群では40.2歳であった。特殊詐欺群の特徴を見ると、年齢層は、30歳未満の者の構成比が高い一方、50歳以上の者の構成比が低かった。刑期は、2年以下の者の構成比が低い一方、2年を超え5年以下の者の構成比が高かった。逮捕歴は、なしの者の構成比が高く、取調べ開始時の就労状況は、無職の者の構成比が高かった。共犯者の有無を見ると、特殊詐欺群は、共犯者ありの構成比が97.7%と高く、その他詐欺群や窃盗群と比べて、共犯者を伴って行われる特徴が見られた。

（2）特殊詐欺事犯者の心理的特徴

犯行の動機を見ると、全体では、「生活費に困っていた」の該当率が最も高かった。特殊詐欺群では、「知り合いから誘われた」に該当する者が6割近くを占め、その他詐欺群及び窃盗

群と比べて3から5倍以上該当率が高かった。一方、特殊詐欺群は、「自分で思いついた」の該当率が1.1%であり、その他詐欺群及び窃盗群と比べて明らかに低いなど、生活困窮が原因で自ら思い立った者より、対人関係の中で知人からの誘いに乗り、犯行グループに加わる者が多い傾向が見られた。事件に対する罪悪感については、特殊詐欺群の約8割の者が、罪悪感があると回答していた。裁判時の認否については、特殊詐欺群では「一部のみ認めた」の構成比が高い傾向が見られた。

性格特性（外向性・協調性・勤勉性・神経症傾向・開放性の5因子から構成されるTIPI-J（小塩他、2012）によって測定したもの。）について、特殊詐欺群の特徴を見ると、その他詐欺群と比べて勤勉性の得点が低かった。事件に対する罪悪感と性格特性の関連を見ると、窃盗群では、罪悪感と性格特性の一部の因子に有意な関連が見られたところ、特殊詐欺群は、有意な関連が見られなかった。

更生への動機付け（変化の段階モデルの前考慮期・考慮期・行動期・メンテナンス期の4因子から構成される「更生への動機付け尺度」（里見他、2014）によって測定したもの。）について、特殊詐欺群の特徴を見ると、窃盗群と比べてメンテナンス期の得点が低かった。事件に対する罪悪感と更生への動機付けの関連を見ると、その他詐欺群及び窃盗群では、罪悪感と更生への動機付けの一部の因子に有意な関連が見られたところ、特殊詐欺群は、有意な関連が見られなかった。

4 まとめ（第5章）

第5章では、特殊詐欺事犯の動向を踏まえ、二つの特別調査の結果を取りまとめ、考察を加えた。

特別調査の結果からは、特殊詐欺が、綿密な役割分担の下、組織的に敢行されている事実が示された。役割別では、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べて逮捕されるリスクが低く、同種犯行を累行し続け、相当の報酬を得ている一方、捜査機関側の徹底した捜査活動により、一度検挙されると、多くの事件が立件・起訴されて重刑が科される傾向等が明らかとなった。特殊詐欺事犯者は、友人等からの勧誘によって組織に加わる者が多く、組織の中核にいる者は、暴力団等の反社会的勢力に属する者が多いといった特徴も見られたことから、再犯を防止するためには不良な交友関係を断つとともに、組織からの離脱を促していくことが有効であることも示唆された。他方、特殊詐欺事犯者は、その他の詐欺事犯者や窃盗事犯者と比べ、改善更生への妨げとなるような傾向、心理的特性は示唆されなかった。そのため、特殊詐欺事犯者の多くは、適切な処遇を実施することなどにより、再犯可能性を低減させていくことが十分に可能であると考えられる。現在、矯正・更生保護の各段階において、特殊詐欺事犯者を対象とした処遇方法が整備されているところ、本報告の知見が、特殊詐欺事犯者の処遇の充実に資することを期待するものである。

研究部長 外ノ池 和 弥

特殊詐欺事犯者に関する研究

総括研究官	田村太郎
総括研究官	平原政直
総括研究官	門脇甲太郎
総括研究官	吉村幸司
研究官	伊瀬知陽平
研究官	村橋摩世
研究官	石原淳一
研究官	鈴木真理子
研究官	端山耕司
研究官	椎原啓介
研究官補	鈴木愛弓
研究官補	金綱祐香
研究官補	藤林慧
研究官補	老田彩央里
研究官補	森本朝香
(前総括研究官)	鈴木望
(前総括研究官)	田中秀樹
(前総括研究官)	小山浩紀
(前総括研究官)	水上太平
(前総括研究官)	鉄島清毅
(前総括研究官)	渡邊一仁
(前研究官)	高宮英輔
(前研究官)	中塩東吾
(前研究官)	渡部淳一
(前研究官)	小林美智子
(前研究官)	池田怜司
(前研究官)	竹下賀子
(前研究官)	猪爪祐介
(前研究官)	大伴真理恵
(前研究官)	有野雄大
(前主任研究調査官)	千田早苗
(前研究官補)	服部真人
(前研究官補)	佐藤正喜
(前研究官補)	林光一
(前研究官補)	吉村美和
(前研究官補)	松井崇之

目 次

要旨紹介	i
第1章 はじめに	1
第2章 特殊詐欺事犯をめぐる情勢	3
第1節 特殊詐欺の類型	3
第2節 特殊詐欺事犯の動向	5
1 認知件数・検挙件数・検挙率	5
2 検挙人員	15
第3節 特殊詐欺事犯の被害者	19
1 被害件数	19
2 被害額	21
第4節 特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組	25
1 概要	25
2 犯行ツールとなり得る携帯電話等の不正利用防止	26
3 犯行ツールとなり得る預貯金口座の不正利用防止	27
4 金融機関との連携	28
5 その他の事業者との連携	28
6 国民から寄せられた情報の活用	29
7 地方公共団体の取組	29
8 広報啓発活動の推進	30
9 今後の取組の必要性	30
第5節 特殊詐欺事犯者の再犯防止に向けた取組	31
1 刑事施設	31
2 少年院	32
3 更生保護	36
第3章 詐欺事犯者調査	37
第1節 詐欺事犯者調査の概要	37
1 調査の趣旨	37
2 調査方法	38

3	分析方法	39
4	倫理的配慮	39
第2節	全対象者調査の結果	40
1	犯行の手口	40
2	共犯者の有無及びその内容	42
3	全対象者のうちの特殊詐欺事犯者の特徴	45
第3節	再犯に関する調査の結果	56
1	属性（性別・年齢・前科の有無）別	57
2	出所受刑者・全部執行猶予者別	61
3	再犯の罪名別	64
4	再犯率の推定	65
第4節	特殊詐欺事犯者調査の結果	67
1	特殊詐欺事件の概要	67
2	特殊詐欺事犯者（確定記録調査対象者）の特徴	69
3	被害状況等	82
4	科刑状況	89
第4章	詐欺・窃盗初入受刑者調査	91
第1節	詐欺・窃盗初入受刑者調査の概要	91
1	調査の趣旨	91
2	調査方法	91
3	分析方法	93
4	倫理的配慮	93
第2節	詐欺・窃盗初入者調査の対象者	94
1	調査対象者の属性等	94
2	詐欺の態様	96
第3節	特殊詐欺事犯者の心理的特徴	99
1	その他詐欺群・窃盗群との比較	99
2	性格特性	103
3	更生への動機付け	106
第5章	まとめ	110

1 本研究により明らかとなった特殊詐欺事犯者の特徴等に関する考察……………	110
2 特殊詐欺撲滅に向けた提言……………	114
引用・参考文献……………	117

第1章 はじめに

平成15年以降、刑法犯の認知件数が減少の一途をたどっている状況の中で、特殊詐欺は、同年頃に急増し、それ以降長く社会問題となっている。政府としても、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）の下、その対策に当たっているところであるが、近年も、特殊詐欺の認知件数は毎年1万件を超える水準で推移し、年間数百億円規模の金が犯罪者の手に渡っており、引き続き撲滅に向けた対策が必要である。特殊詐欺の防止や詐欺事犯者の再犯防止に向けた有効な対策を検討するには、その前提として、特殊詐欺事犯者の特性を十分に把握する必要があるものの、手口、動機、背景事情等が多種多様である特殊詐欺事犯者について、その実態や特性を明らかにする統計資料等は、十分にあるとは言えない。そこで、特殊詐欺事犯の実態や特殊詐欺事犯者の特徴等を明らかにするとともに、特殊詐欺を行った者の実態、特性、処分後の成り行き等を明らかにし、特殊詐欺の撲滅に向けた対策や、効果的な再犯防止対策の在り方の検討に資する資料を提供することが必要かつ有益である。

そこで、本研究では、これまで法務総合研究所が実施してきた二つの調査研究を基にして、特に特殊詐欺事犯者に焦点を当てて、調査研究の結果を分析し、特殊詐欺事犯の動向、特殊詐欺事犯者の処遇やその再犯防止に向けた取組の現状とともに、特殊詐欺事犯者の特徴等について紹介し、その再犯防止対策の前提となる実態把握に資する基礎資料を提供することとした。

本報告書の構成は、次のとおりである。

第2章では、各種統計等の資料に基づき、特殊詐欺事犯をめぐる情勢を概観する。特殊詐欺事犯の被害者のほか、特殊詐欺撲滅のための取組及び再犯防止に向けた取組についても、ここで取り上げる。

第3章では、法務総合研究所が行った詐欺事犯者に関する調査の結果を再分析し、特殊詐欺事犯者の特徴等について明らかとなった事項について紹介する。

第4章では、法務総合研究所が科学警察研究所と共同して行った詐欺又は窃盗による初入受刑者に対する質問紙調査の結果を分析し、特殊詐欺事犯者の特徴等について明らかになった事項について紹介する。

第5章では、特殊詐欺事犯をめぐる現状と課題を総括するとともに、本研究で明らかになった特殊詐欺事犯者の特徴等をまとめ、その特性に応じた再犯防止策などについて検討する。

なお、本報告書では、特に断らない限り、「詐欺」には、刑法246条に規定される罪のほか、

同法246条の2に規定される電子計算機使用詐欺罪及び同法248条に規定される準詐欺罪が含まれる。また、本報告書における「特殊詐欺」については、その定義上（第2章第1節参照）、各種統計では、「詐欺」ではなく、「恐喝」又は「窃盗」として計上されるものが含まれ得る。したがって、「特殊詐欺」で検挙された者の中には、「詐欺」としては計上されていない者が含まれ得る（例えば、特殊詐欺の種類のうち、近年相当数の認知・検挙件数があるキャッシュカード詐欺盗については、各種統計では「窃盗」として計上され得る）ことに留意する必要がある。

第2章 特殊詐欺事犯をめぐる情勢

本章では、各種統計資料等に基づき、特殊詐欺事犯をめぐる情勢について概観する。

第1節 特殊詐欺の類型

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称をいう（特殊詐欺の類型については、2-1-1表参照）。特殊詐欺は、親族等を装って被害者に電話をかけて、身近な人が困難な状況に陥っており、金銭が至急必要であるかのように信じ込ませる手口のオレオレ詐欺によるものが平成15年夏頃から目立ち始め、16年には早くも認知件数が約2万5,700件、被害総額が約284億円に達した。その後も、特殊詐欺は、社会情勢の変化等に応じて手口の巧妙化・多様化が進み、今日まで依然として深刻な情勢にある。

特殊詐欺は、主犯・指示役を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取った金銭をATM（CDを含む。以下この章において同じ。）から引き出す「出し子」、犯行に悪用されることを承知しながら、犯行拠点をあっせんしたり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を調達したりする「犯行準備役」等からなる犯行グループにより、役割分担の上、組織的に敢行されている。

2-1-1表

特殊詐欺の種類

オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
還付金詐欺	税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものを含む。
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
その他の特殊詐欺	上記特殊詐欺の種類及びキャッシュカード詐欺盗に該当しない特殊詐欺をいう。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取するものをいう。

注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

第2節 特殊詐欺事犯の動向

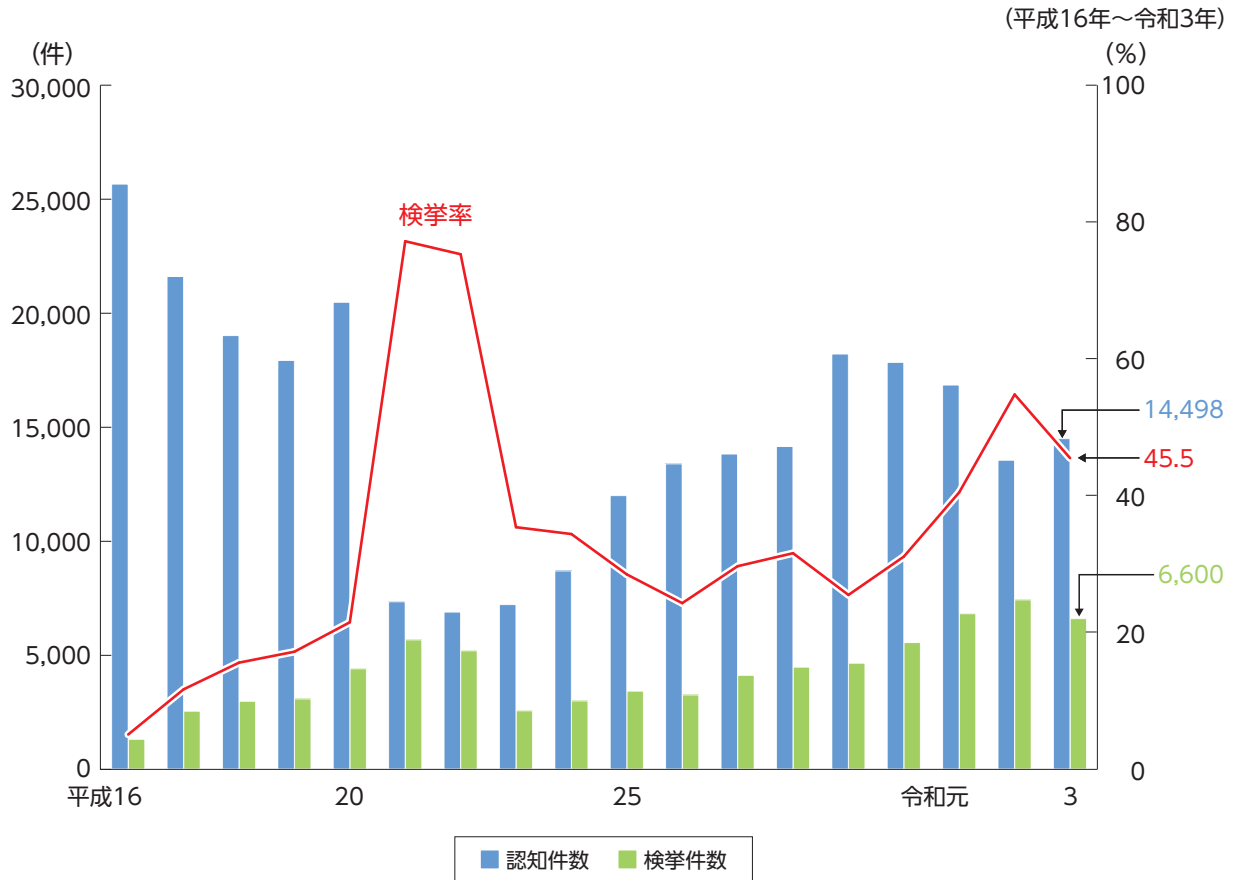
1 認知件数・検挙件数・検挙率

(1) 概要

特殊詐欺の認知件数・検挙件数・検挙率の推移（統計の存在する平成16年以降）は、**2-2-1 図**のとおりである。特殊詐欺の各類型について集計を始めた時期が異なる点等に留意する必要があるが、認知件数は、16年に2万5,667件に達した後、翌年から19年まで減少し、20年（2万481件）に一旦増加したものの、21年に大きく減少して1万件を下回り、22年には6,888件まで減少した。その後、23年から29年（1万8,212件）まで増加し続けたのを経て、30年からは減少し続け、令和2年（1万3,550件）は特に大きく減少（前年比19.6%減）したが、3年は1万4,498件（同7.0%増）であった。検挙件数は、平成16年から21年（5,669件）まで増加し、23年（2,556件）に大きく減少した後、増加傾向にあり、令和2年（7,424件）に平成16年以降最多となったが、3年は6,600件（同11.1%減）であった。

2-2-1 図

特殊詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 各数値は、次の類型の合計である。

平成16年・17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺

18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺

22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺

30年・令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗

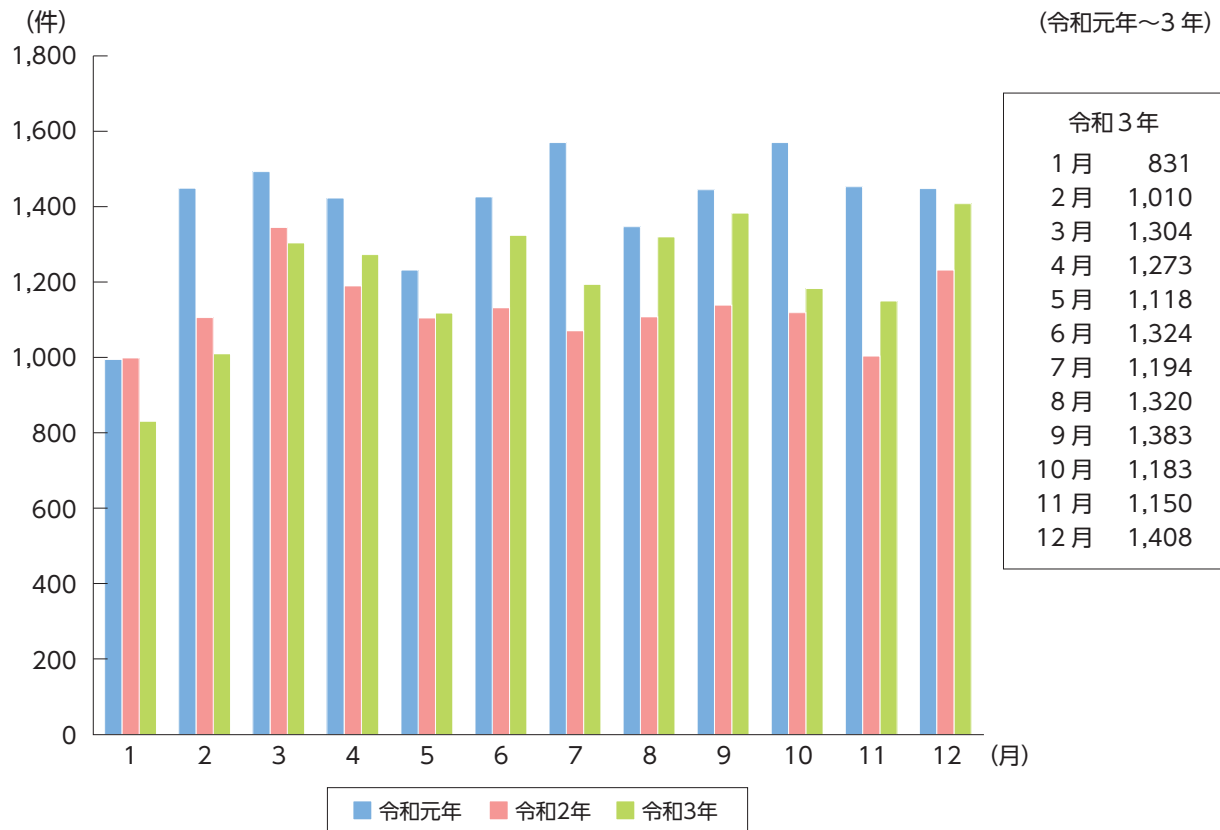
2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺

3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

特殊詐欺について、令和元年以降における月別の認知件数の推移を見ると、**2-2-2図**のとおりである。いずれの年も、1月の認知件数が最も少ない。前月の認知件数からの増減を見ると、各年とも、2月から3月にかけて増加し、4月から5月にかけて減少した後、6月に増加している点、9月に増加している点及び11月に減少している点が共通している。令和4年版犯罪白書によると、令和2年4月以降、刑法犯の認知件数については大幅な減少が見られた月もあり、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等による外出自粛要請により、在宅人口が増加し、駅や繁華街の人流が減少したこと、犯罪被害のターゲットとなる留守宅や通行人等が減少したことなどがその減少理由と考えられるところ、特殊詐欺においては、令和2年全体では前年比19.6%減と刑法犯全体（同17.9%減）を上回る割合で減少しており、月別では、2年7月（前年同月比31.8%減）、2年11月（同30.9%減）の減少が大きかった。その減少理由に関し、同感染症の影響の有無については断定できないものの、同感染症感染拡大下において、人と人との接触が避けられたことにより、面識のない被害者と対面して財物を詐取するなどの態様による犯行が困難となっていた可能性も考えられる（法務総合研究所、2022）。

2-2-2図

特殊詐欺 認知件数の推移（月別）



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 各数値は、次の類型の合計である。

令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗

2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺

(2) 類型別

特殊詐欺の認知件数及び検挙件数の推移（統計の存在する平成16年以降）を類型（2-1-1表参照）別に見ると、2-2-3図のとおりである。令和3年における類型別の認知件数は、オレオレ詐欺（5,516件。令和2年以降は、従来オレオレ詐欺に包含していた犯行形態を新たな手口として分類した「預貯金詐欺」を含む。特に断らない限り、以下（2）において同じ。）が最も多く、次いで、還付金詐欺（4,004件）、キャッシュカード詐欺盗（2,602件）、架空料金請求詐欺（2,117件）、融資保証金詐欺（156件）、ギャンブル詐欺（62件）、金融商品詐欺（30件）、交際あっせん詐欺（7件）の順であり、その他の特殊詐欺が4件であった。

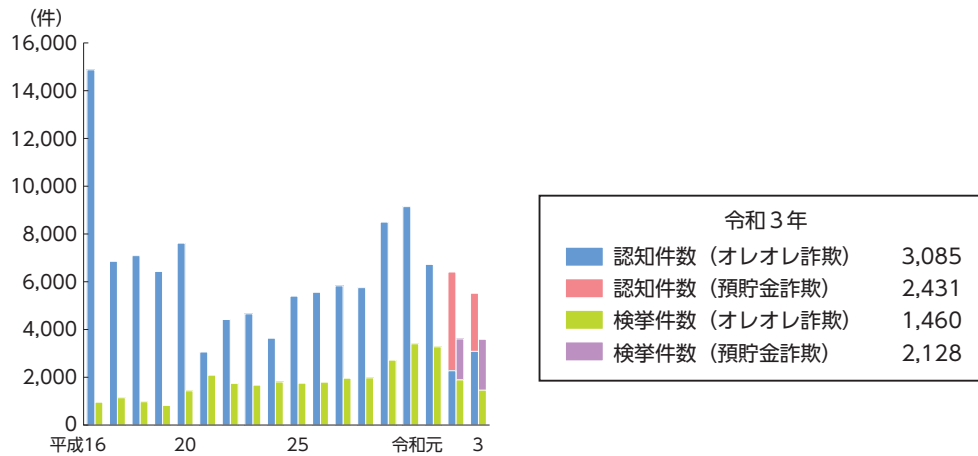
特殊詐欺の各類型について集計を始めた時期が異なる点等には留意する必要があるが、各年における各類型の認知件数が特殊詐欺全体の認知件数に占める割合を見ると、オレオレ詐欺は、融資保証金詐欺が最も高い割合を占めた平成17年及び18年を除いて最も高く、19年以降、35%台から64%台の間で推移し、令和3年は38.0%であった。還付金詐欺は、年によってばらつきがあり、3年はオレオレ詐欺に次いで高い27.6%であった。平成30年から集計されているキャッシュカード詐欺盗は、令和元年（22.4%）及び2年（21.0%）において、オレオレ詐欺に次いで高かったが、3年は17.9%であった。他方、平成17年に46.0%と最も高い割合を占めた融資保証金詐欺は、22年（5.3%。前年比15.1pt低下）に大きく低下して以降、低下傾向にあり、令和3年は1.1%であった。また、金融商品詐欺も、平成24年の22.8%を最高に、25年（15.6%）から低下傾向にあり、令和3年は0.2%であった。同年の検挙率を類型別に見ると、特殊詐欺全体（45.5%）を上回ったのは、その他の特殊詐欺を除くと、キャッシュカード詐欺盗（75.4%）及びオレオレ詐欺（65.0%）であった。

2-2-3図

特殊詐欺 認知件数・検挙件数の推移（類型別）

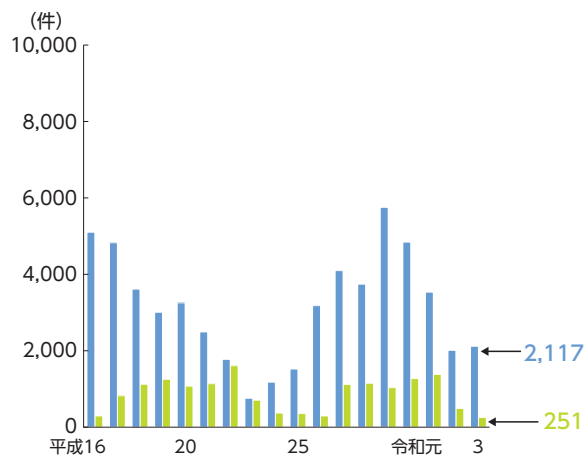
① オレオレ詐欺

（平成16年～令和3年）



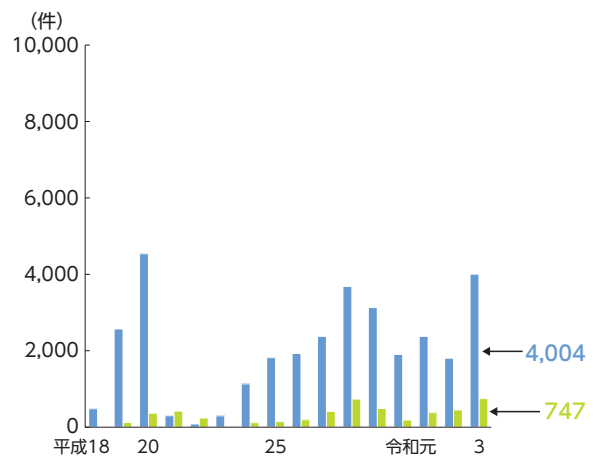
② 架空料金請求詐欺

（平成16年～令和3年）



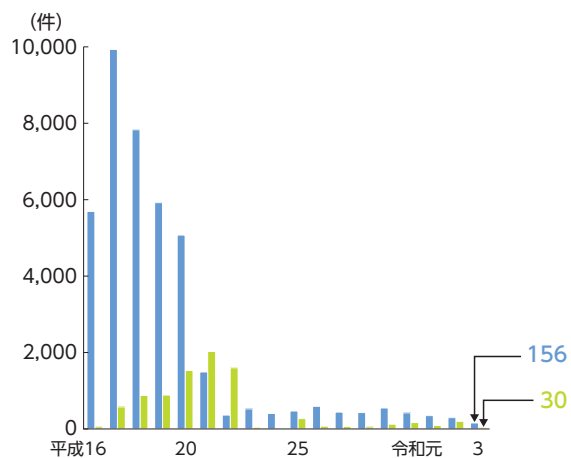
③ 還付金詐欺

（平成18年～令和3年）



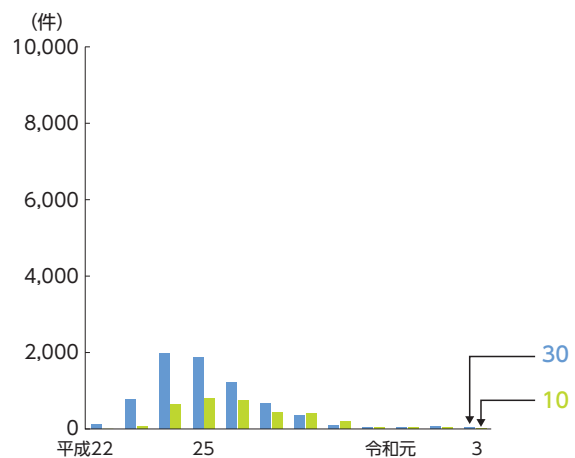
④ 融資保証金詐欺

（平成16年～令和3年）



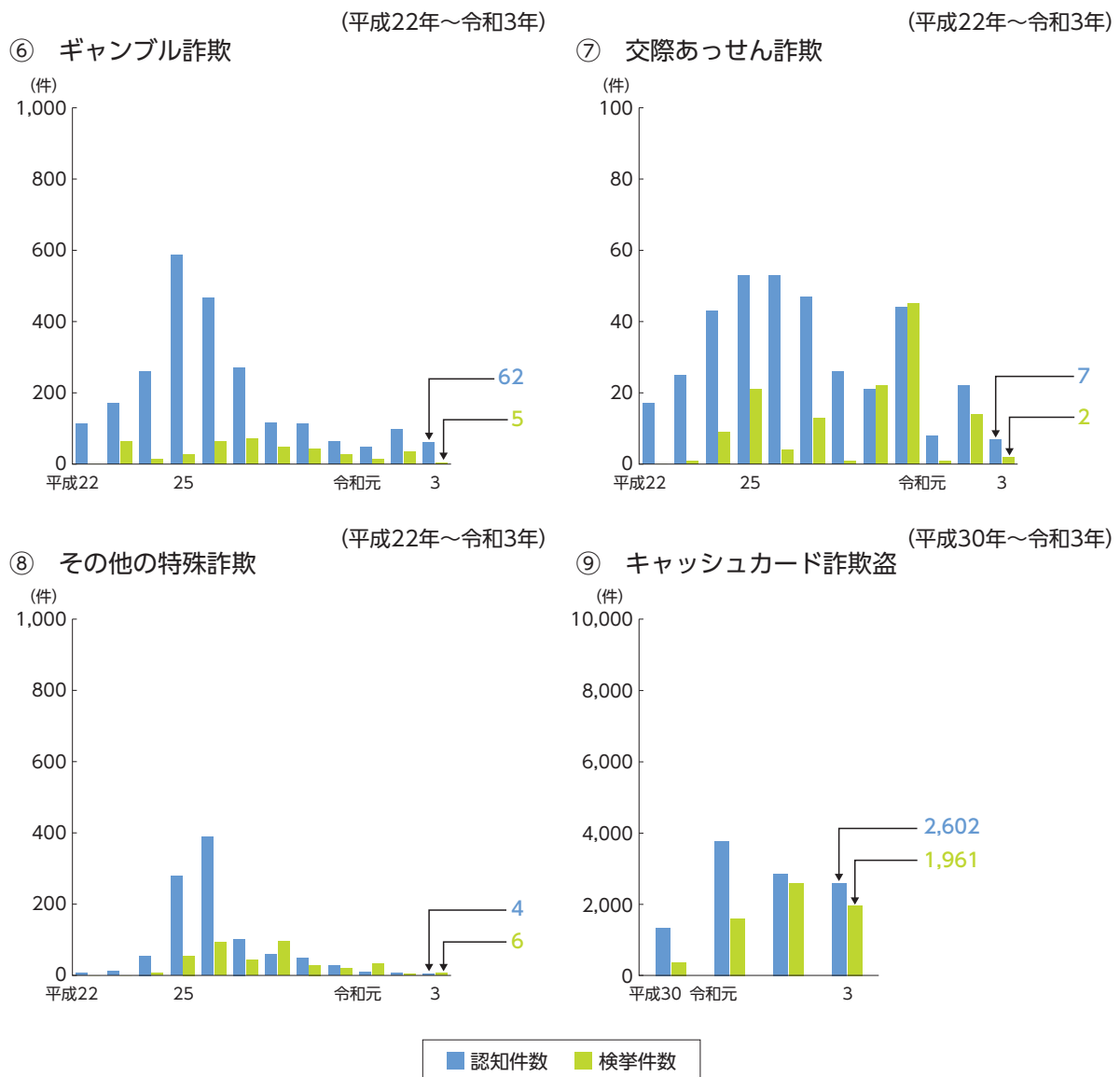
⑤ 金融商品詐欺

（平成22年～令和3年）



■ 認知件数 ■ 検挙件数

特殊詐欺事犯者に関する研究



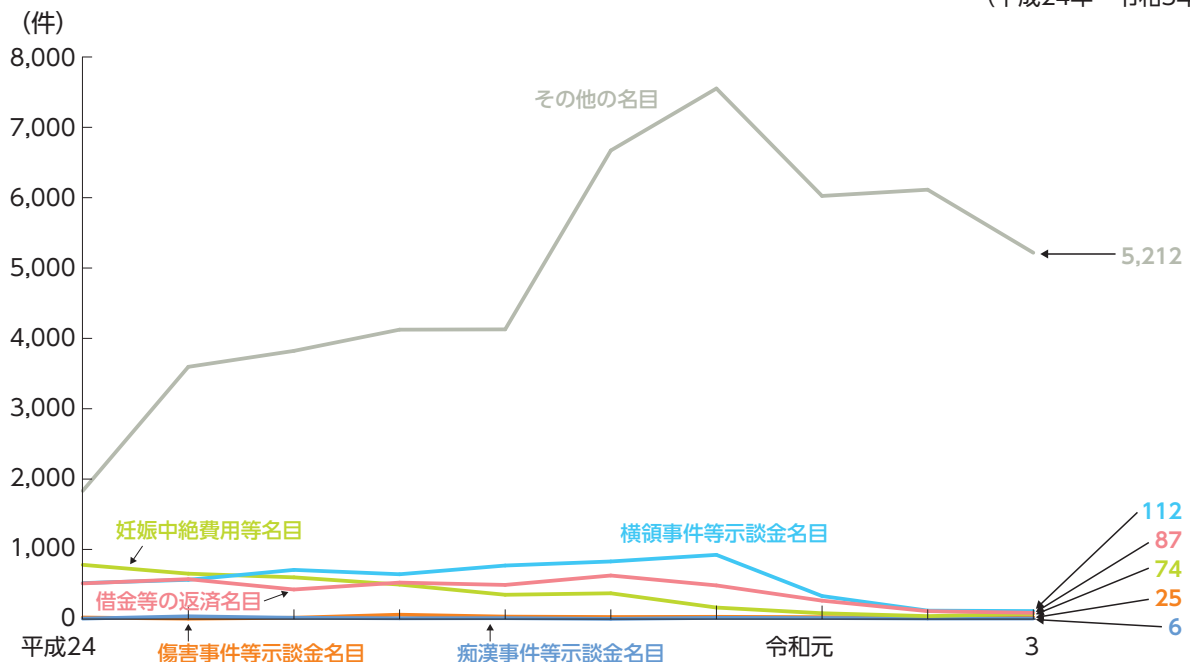
注 1 警察庁刑事局の資料に基づき、法務総合研究所において加工した。
 2 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

特殊詐欺のうちオレオレ詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、2-2-4図のとおりである。平成24年及び25年は、妊娠中絶費用等名目が、26年以降は、横領事件等示談金名目が、「その他の名目」を除いてそれぞれ最も多く、27年以降は、例年、横領事件等示談金名目、借金等の返済名目、妊娠中絶費用等名目の順に多い。令和3年における「その他の名目」（5,212件）の中では、預貯金詐欺が2,431件、損失保証金等名目が1,924件であった。

2-2-4図

特殊詐欺（オレオレ詐欺） 認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成24年～令和3年）



注 1 警察庁刑事局の資料に基づき、法務総合研究所において加工した。

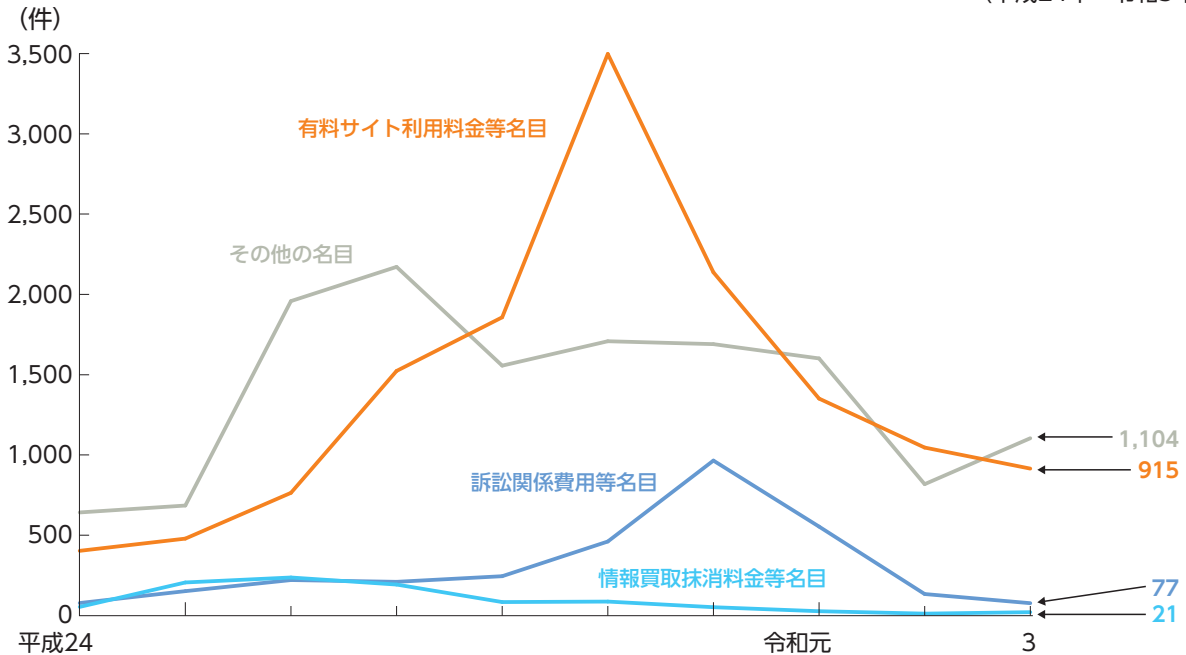
2 令和2年以降の「その他の名目」には、「損失補填金等名目」及び預貯金詐欺に係る認知件数全件を含む。

特殊詐欺のうち架空料金請求詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、2-2-5図のとおりである。「その他の名目」を除くと、有料サイト利用料金等名目が一貫して最も多く、同名目が架空料金請求詐欺全体の認知件数に占める割合は、24%台から60%台の間で推移しており、令和3年は43.2%であった。

2-2-5図

特殊詐欺（架空料金請求詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成24年～令和3年）



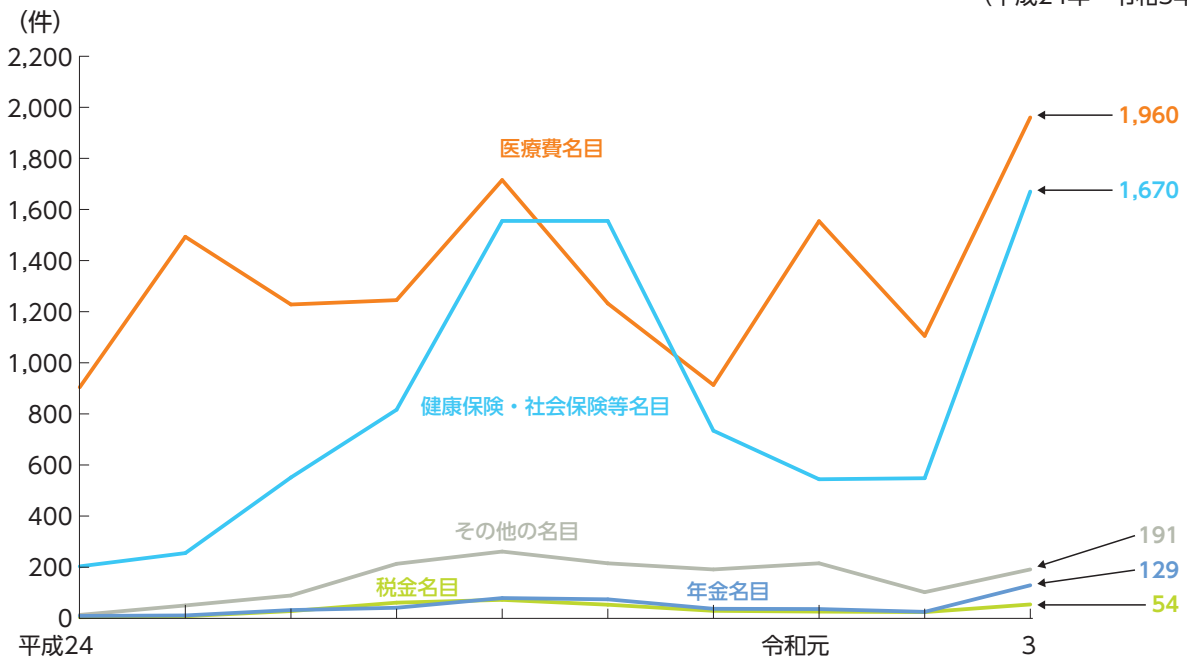
- 注 1 警察庁刑事局の資料に基づき、法務総合研究所において加工した。
 2 令和元年までの「情報買取抹消料金等名目」は、「情報購入代金等名目」をいう。
 3 令和2年以降の「その他の名目」には、「名義貸しトラブル等名目」を含む。

特殊詐欺のうち還付金詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、2-2-6図のとおりである。医療費名目は、平成29年を除いて、他の名目よりも多い。健康保険・社会保険等名目は、24年から28年にかけて増加し、29年には医療費名目を上回ったが、翌年には大きく減少した。令和3年における医療費名目及び健康保険・社会保険等名目の合計が還付金詐欺全体の認知件数に占める割合は、90.7%であった。

2-2-6図

特殊詐欺（還付金詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成24年～令和3年）



注 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙人員

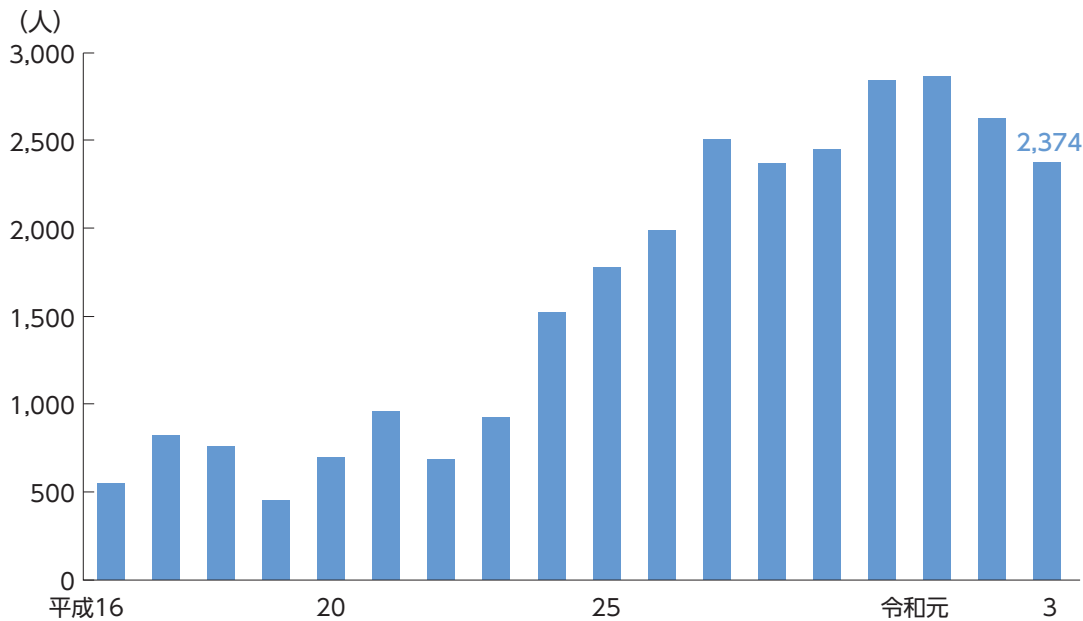
(1) 概要

特殊詐欺の検挙人員の推移（統計の存在する平成16年以降）は、**2-2-7図**のとおりである。22年までは増減を繰り返した後、23年から増加傾向にあったが、令和元年（2,861人）をピークに、その翌年から減少を続けており、3年は2,374人（前年比9.4%減）であった。

2-2-7図

特殊詐欺 検挙人員の推移

(平成16年～令和3年)



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 各数値は、次の類型の合計である。

平成16年・17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺

18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺

22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺

30年・令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗

2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺

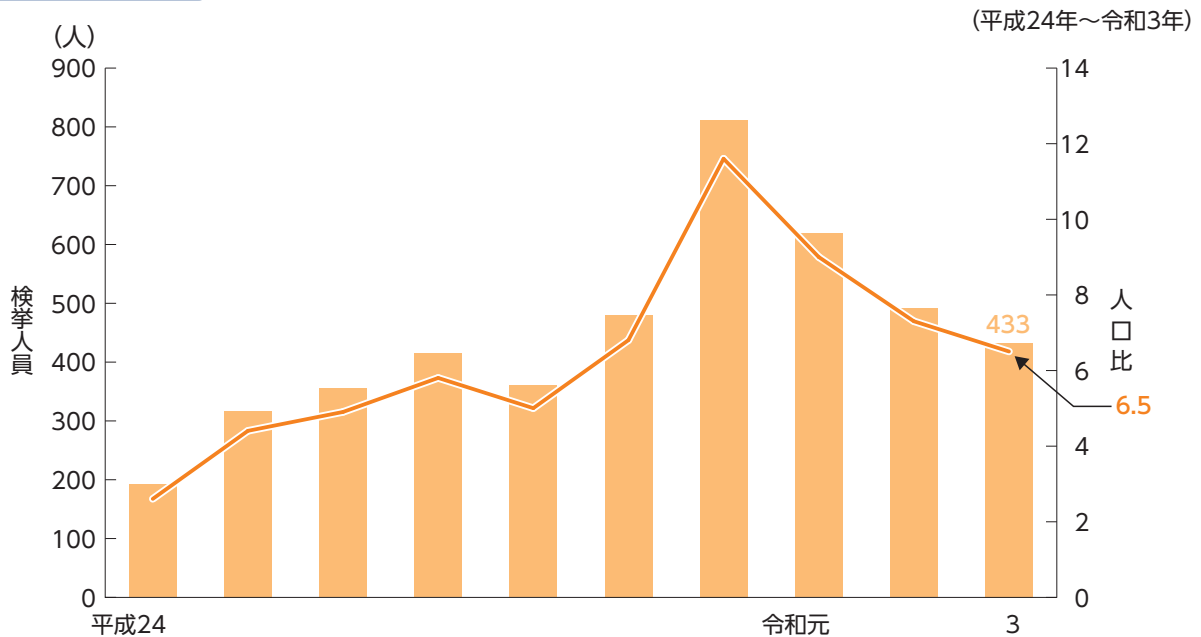
3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、平成23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

(2) 少年

少年（触法少年を除く。）による特殊詐欺の検挙人員（送致時に少年であった者に限る。）及び人口比（14～19歳の人口10万人当たりの検挙人員）の推移（資料を入手し得た平成26年以降）は、**2-2-8図**のとおりである。検挙人員・人口比共に、30年（812人・11.6）をピークに減少・低下し続け、令和3年は433人（前年比11.8%減）・6.5（同0.8低下）であった。

2-2-8図

少年による特殊詐欺 検挙人員・人口比の推移



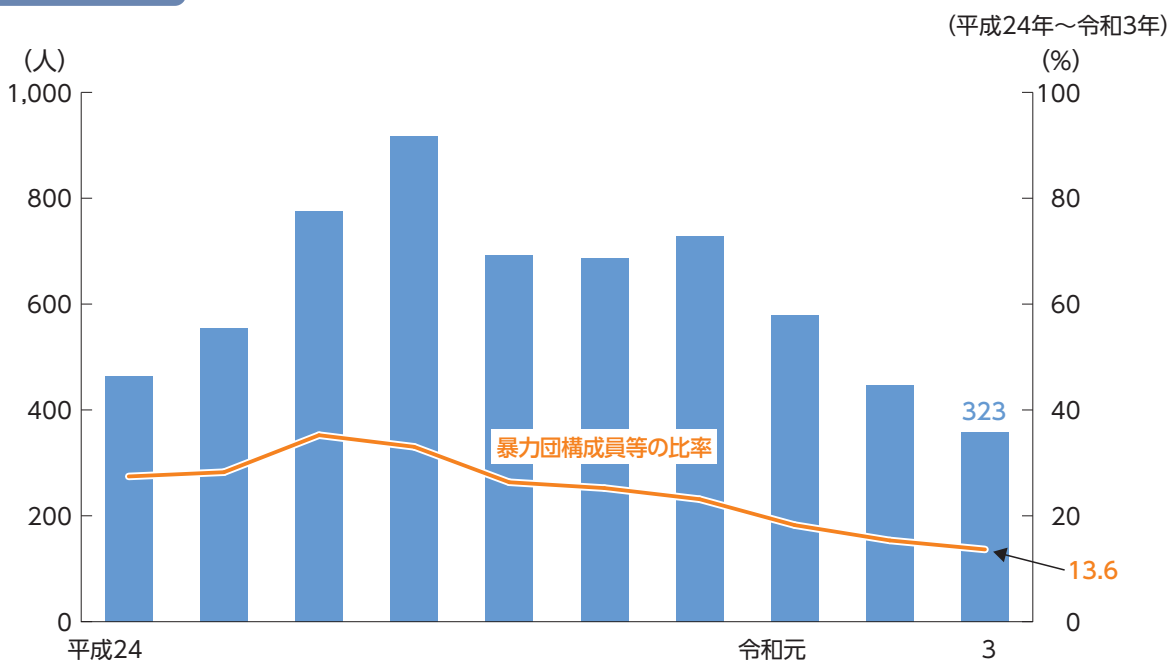
- 注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 送致時に少年であった者に限る。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「人口比」は、14～19歳の人口10万人当たりの特殊詐欺検挙人員である。

(3) 暴力団構成員等

特殊詐欺について、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下(3)において同じ。）の検挙人員及び検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、2-2-9図のとおりである。暴力団構成員等の検挙人員は、27年（826人）をピークに、その翌年から減少傾向にあり、令和3年は323人（前年比19.7%減）であった。検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、平成26年（35.2%）をピークに、その翌年から低下し続けており、令和3年は13.6%（前年比1.7pt低下）であった。

2-2-9図

特殊詐欺 暴力団構成員等検挙人員等の推移



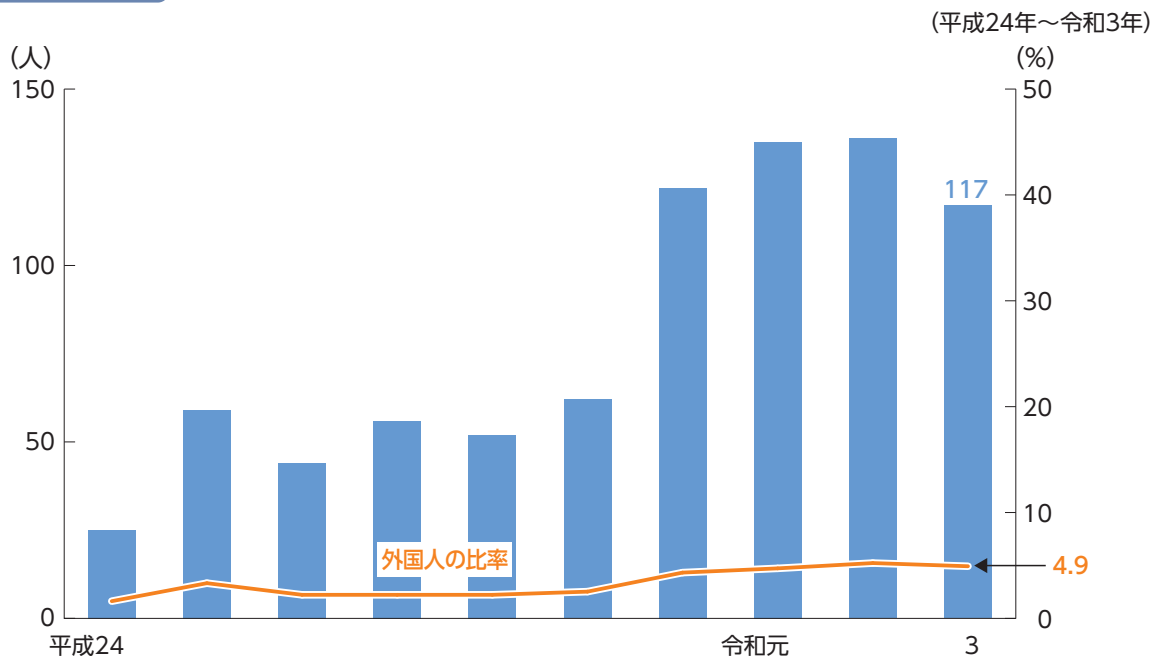
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

(4) 外国人

特殊詐欺について、外国人の検挙人員及び検挙人員総数に占める外国人の比率の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、**2-2-10図**のとおりである。外国人の検挙人員は、29年から増加し続け、令和2年（136人）に最多を更新したが、3年は117人（前年比14.0%減）であった。3年の外国人検挙人員を国籍別に見ると、中国（72人、61.5%）が最も多く、次いで、韓国（13人、11.1%）、ペルー（9人、7.7%）、ベトナム（8人、6.8%）、ブラジル（4人、3.4%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。外国人の比率は、上昇傾向にあり、2年（5.2%）に最高を更新したが、3年は4.9%（前年比0.3pt低下）であった。

2-2-10図

特殊詐欺 外国人検挙人員等の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
 3 「外国人の比率」は、検挙人員総数に占める外国人の比率である。

第3節 特殊詐欺事犯の被害者

1 被害件数

令和3年における特殊詐欺（被害者が法人その他の団体である場合を除く。以下この項において同じ。）の認知件数について、被害者の男女別・年齢層別構成比を特殊詐欺の類型別に見ると、2-3-1図のとおりである。

男女別に見ると、特殊詐欺総数では、男性が25.2%、女性が74.8%を占めた。融資保証金詐欺（男性80.1%）及び架空料金請求詐欺（同54.6%）は、男性の構成比が女性の構成比を上回った。また、交際あっせん詐欺（同100.0%）及びギャンブル詐欺（同56.5%）も、同様であった。他方、預貯金詐欺（女性85.4%）、キャッシュカード詐欺盗（同81.9%）、オレオレ詐欺（同81.8%）及び還付金詐欺（同76.4%）は、女性の構成比が男性の構成比を上回り、いずれも被害者の約7割から8割が女性であった。

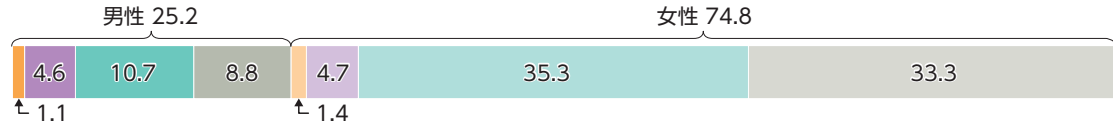
年齢層別に見ると、特殊詐欺総数では、65歳以上の者が88.2%を占めた。65歳以上の者の構成比が高い類型は、預貯金詐欺（98.8%）、キャッシュカード詐欺盗（98.4%）及びオレオレ詐欺（95.4%）であり、特に、預貯金詐欺は、80歳以上の者の構成比が70.4%に達していた。一方、65歳未満の者の構成比が高い類型は、交際あっせん詐欺（85.7%）、融資保証金詐欺（83.1%）、ギャンブル詐欺（58.1%）及び架空料金請求詐欺（52.1%）であった。

2-3-1 図

特殊詐欺 被害者の男女別・年齢層別認知件数構成比（類型別）

（令和3年）

① 特殊詐欺総数



② 類型別

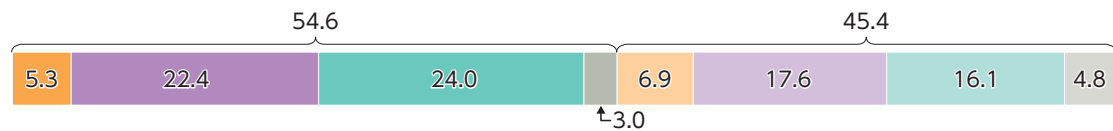
ア オレオレ詐欺



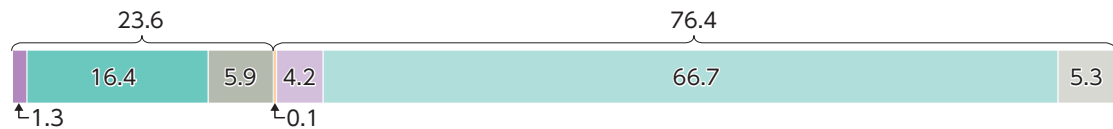
イ 預貯金詐欺



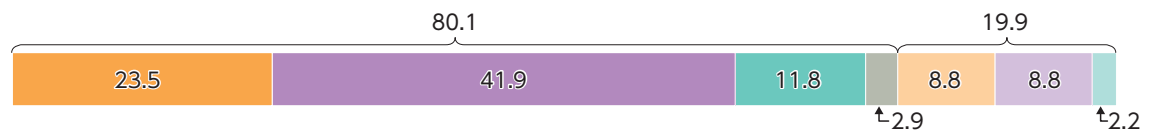
ウ 架空料金請求詐欺



エ 還付金詐欺



オ 融資保証金詐欺



カ キャッシュカード詐欺盗



男性			
40歳未満	40～64歳	65～79歳	80歳以上
女性			
40歳未満	40～64歳	65～79歳	80歳以上

注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。

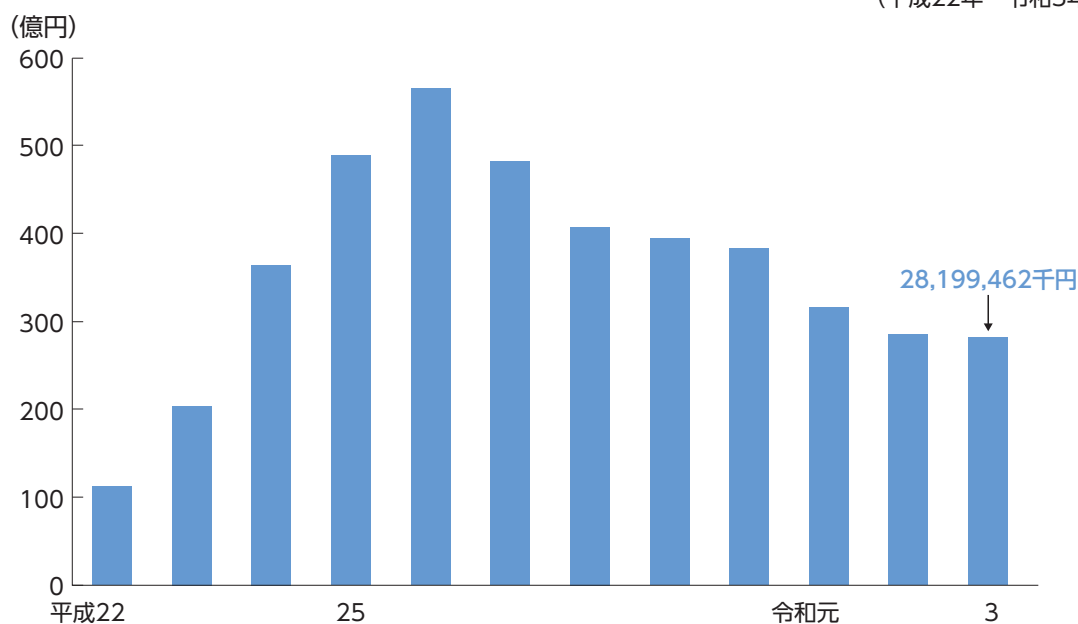
2 被害額

特殊詐欺による被害総額（現金被害額に、詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された金額を加えた額をいう。ただし、統計の存在する平成22年以降に限り、同年から24年まではオレオレ詐欺によるもののみを計上している。以下この項において同じ。）の推移（22年以降）を見ると、**2-3-2図**のとおりである。被害総額は、22年（約112億円）から26年（約566億円）まで増加し続けたが、その翌年から減少し続け、令和3年は約282億円（前年比1.1%減）であった。各年の被害総額を特殊詐欺の認知件数（**2-2-1図**参照。なお、未遂も含まれる点に留意する必要がある。）で割った金額の推移を見ると、平成22年（約163万円）から増加傾向にあり、23年に280万円を、24年に400万円を超え、26年（約422万円）に最高額に達した後、その翌年から減少傾向にあり、令和3年は約195万円（前年比7.6%減）であった。

2-3-2 図

特殊詐欺 被害総額の推移

(平成22年～令和3年)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
- 2 本図は、統計の存在する平成22年以降の数値で作成した。
- 3 各数値は、次の類型の合計である。
- | 期間 | 類型 |
|-----------|---|
| 平成22年～29年 | オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺 |
| 30年・令和元年 | オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗 |
| 2年・3年 | オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺 |
- 4 「被害総額」は、現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、平成22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
- 5 千円未満切捨てである。

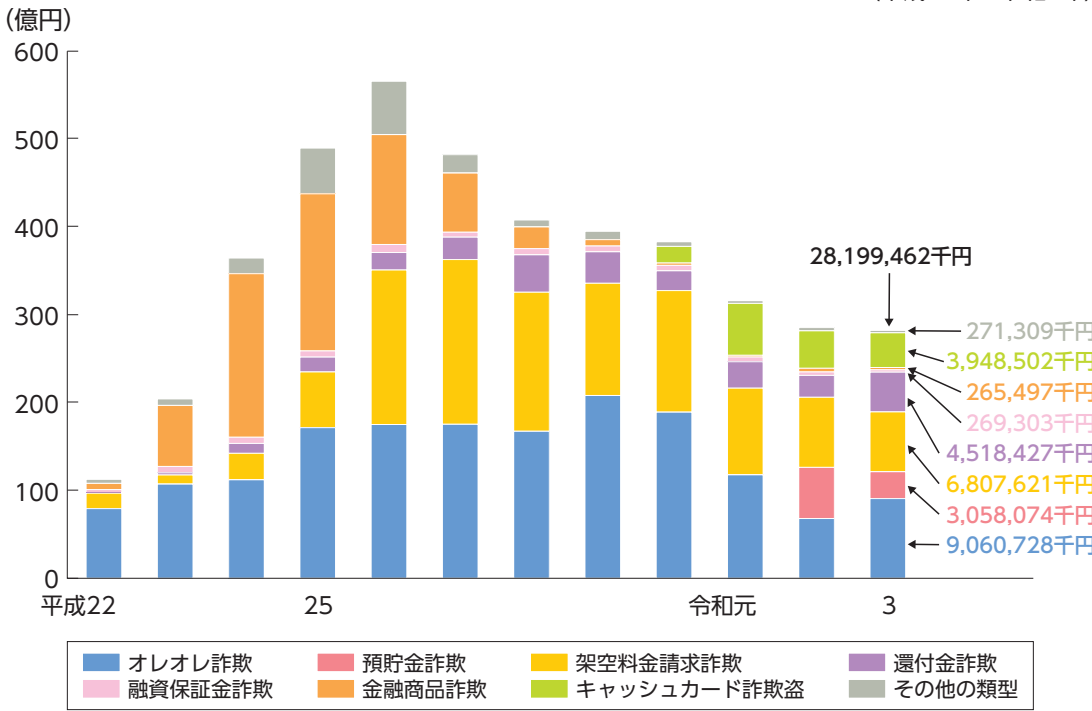
特殊詐欺の被害総額の推移（平成22年以降）を特殊詐欺の類型別に見ると、**2-3-3図**のとおりである。令和3年における被害総額を見ると、オレオレ詐欺（約91億円）、架空料金請求詐欺（約68億円）、還付金詐欺（約45億円）、キャッシュカード詐欺盗（約39億円）、預貯金詐欺（約31億円）、融資保証金詐欺（約3億円）及び金融商品詐欺（約3億円）の順に多かった。各類型の推移を見ると、金融商品詐欺が最も多かった平成24年及び25年、架空料金請求詐欺が最も多かった26年、27年及び令和2年を除いて、オレオレ詐欺が最も多い。なお、預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年から新たな類型として分類したものであるところ、同年におけるオレオレ詐欺と預貯金詐欺の合計額は、架空料金請求詐欺を上回る。

特殊詐欺の被害総額におけるオレオレ詐欺の構成比は、平成22年（70.4%）を最高に、24年から27年は30%台に低下したものの、28年から30年は、40%台から50%台前半の間で推移し、令和3年は32.1%であった。なお、2年以降は新たな手口として分類している「預貯金詐欺」を含めると43.0%であった。架空料金請求詐欺による被害額の構成比は、平成22年から25年までは、おおむね10%未満から10%台で推移したが、26年からは、おおむね30%台で推移し、令和3年は24.1%（前年比3.8pt低下）であった。

令和3年の類型別被害総額を当該類型の認知件数（**2-2-3図**参照。なお、未遂も含まれる点に留意する必要がある。）で割った金額は、金融商品詐欺は約885万円、架空料金請求詐欺は約322万円、オレオレ詐欺は約294万円、融資保証金詐欺は約173万円、キャッシュカード詐欺盗は約152万円、預貯金詐欺は約126万円、還付金詐欺は約113万円であった。

2-3-3図 特殊詐欺 被害総額の推移（類型別）

（平成22年～令和3年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 統計の存在する平成22年以降の数値で作成した。
3 各数値は、次の類型の合計である。
平成22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
30年・令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
4 「被害総額」は、現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、平成22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
5 千円未満切捨てである。

第4節 特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組

1 概要

特殊詐欺は、平成15年夏頃にオレオレ詐欺の形態によるものが目立ち始めて以降、今日に至るまで、我が国において、重大な社会問題となっている。この間、政府においても、特殊詐欺の撲滅に向けて、特殊詐欺事犯の取締りを進めるとともに、官民一体となった対策を推進してきた。警察庁は、早期の段階から、捜査体制を強化していたところ、16年には、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺を「振り込め詐欺」（19年10月には還付金詐欺を追加）と総称し、対策の更なる強化を図り、20年6月には「振り込め詐欺対策室」を設置し、全庁的な取組体制を確立した。警察庁及び法務省は、同年7月、振り込め詐欺を撲滅し、真に安心・安全な社会を取り戻すべく、官民を挙げた取組を推進するため、振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針を示すものとして、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」を共同で策定・公表した。特殊詐欺の認知件数は、21年に大幅に減少したものの、23年からは増加に転じ、29年には約1万8,000件の高水準に達している（2-2-1図参照）。この間、犯罪対策閣僚会議は、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）の中で、「特殊詐欺対策の強化」として、「総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進」、「特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進」及び「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙」を進めることとした。犯罪対策閣僚会議は、令和元年6月には、「オレオレ詐欺等対策プラン」を決定し、その後、各府省庁において、同プランに基づき、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、特殊詐欺の撲滅に向けた取組を進めている。これらの取組は多種多様な内容を含むものであるが、この節では、特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組として、特殊詐欺対策関連の特別法に触れながら、主に特殊詐欺の被害防止対策を紹介する。

2 犯行ツールとなり得る携帯電話等の不正利用防止

特殊詐欺は、犯人が被害者と対面することなく、電話等を介して被害者をだますことに特徴があり、犯人グループとしては、必然的に、検挙を免れるため、身元の特定が困難な電話を確保することに意を注ぐことになる。特殊詐欺が目立つようになってから間もない段階では、本人確認の手続を経ることなく入手可能であったプリペイド式携帯電話が多用されていた。そこで、平成17年4月、携帯電話不正利用防止法が成立し（18年4月全面施行）、携帯電話に係る役務提供契約締結時における携帯音声通信事業者の本人確認義務に関する規定と共に、携帯電話の不正な譲渡・貸与等に関する罰則を設け、犯人グループが匿名性の高い携帯電話を入手することを困難とした。

しかし、その後、携帯電話レンタル事業者には貸与契約締結時の本人確認義務は課せられていたものの、本人確認記録の作成等の義務は課せられていなかったことに乗じて、悪質な事業者から匿名で貸与を受けたレンタル携帯電話を利用した特殊詐欺が急増した。平成20年6月、携帯電話不正利用防止法が改正され（同年12月施行）、携帯電話レンタル事業者に対し、本人確認記録の作成等を義務付けた。なお、同改正により、SIMカード（契約者特定記録媒体）単体の不正売買も処罰の対象とされた。26年から、警察は、不正に契約された携帯電話を捜査等で把握した場合に、提供元の携帯電話事業者に情報を提供し、携帯電話レンタル事業者への役務提供拒否（強制解約）を要請する制度（以下この節において「役務提供拒否の情報提供制度」という。）を開始し、同制度の運用により、匿名レンタル携帯電話の供給元となっていた悪質な携帯電話レンタル事業者が減少した。

平成28年頃から、MVNO（仮想移動体通信事業者。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業を行う。）には、実店舗を持たず、インターネット経由で契約の申込みを受ける事業者が多いことに乗じ、偽変造した身分証明書を用いて偽名で契約を行い、MVNOから入手した携帯電話が特殊詐欺に使用されることが多くなった。警察は、同年から、MVNOについても、役務提供拒否の情報提供制度の対象とし、29年からは、特殊詐欺の犯行に利用されている携帯電話を把握したときに、当該電話が継続的に悪用されることを阻止するため、MVNOを含む提供元の携帯電話事業者に対して当該携帯電話の利用停止を要請する制度を運用している。

携帯電話の不正利用対策が進んだこともあり、近年は、電話転送サービスを悪用して、犯行グループの携帯電話等から相手方に固定電話番号を表示させて電話をかけるなどの手法が多用されている。その対策として、令和元年から、警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する

電気通信事業者が犯行に利用された固定電話番号を利用停止とするほか、一定の基準を超えて利用停止要請の対象となった電話転送サービス事業者に対しては、電気通信事業者が連携して新たな固定電話の提供を一定期間行わないなどの対策を進めている。また、特殊詐欺の犯行に特定IP電話番号（050IP電話番号）が悪用される事例がみられ、3年から、警察の要請に基づき、犯行に利用された固定電話番号について電気通信事業者が利用停止等する枠組みの対象に、特定IP電話番号が追加された。

3 犯行ツールとなり得る預貯金口座の不正利用防止

特殊詐欺では、犯人が被害者に対し、被害金の振込先として、他人名義や架空人名義の預貯金口座を指定することも多かった。そこで、平成16年12月、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）が改正され（法律の題名も「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に変更された。）、預貯金通帳等の有償譲受け等に関する罰則が整備された。

同法は、犯罪収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成19年3月に制定された犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により廃止され、預貯金通帳等の有償譲受け等の罰則は同法に引き継がれた（20年3月全面施行）。さらに、平成23年法律第31号による同法の改正により、顧客等が隠蔽の目的で本人特定事項を偽った場合や預貯金通帳等の有償譲受け等に対する罰則が強化された（23年5月施行）。

特殊詐欺の犯行に利用された預貯金口座について、金融機関に対する迅速な口座凍結依頼を実施するほか、凍結された預貯金口座の名義人のリストを警察庁が作成し、一般社団法人全国銀行協会等へ提供することにより、不正口座の開設の防止を推進している。

4 金融機関との連携

特殊詐欺の被害者が多額の現金をだまし取られることを防ぐため、金融機関においては、顧客に対し、1日当たりのATM利用限度額の引下げを推奨している。また、一定年数以上にわたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円又は極めて少額とし、窓口で誘導する取組を実施している。さらに、被害者が犯人から携帯電話を通じて指示を受けて自らATMを操作して振込を行うことを防止するため、一部の金融機関では、ATM周辺に、携帯電話の電波を遮断して携帯電話を利用することができなくなる装置や、携帯電話を利用した際に生じる電波を感知して顧客に警告を発する装置を設置する取組を行っている。このように、被害者自身によるATMを使った被害金の振込を予防することに加え、金融機関では、窓口で高額のお返しを申し込むなどした高齢者について、現金を必要とする理由を確認するなどの声掛けをしたり、警察への通報を行ったりしている。

5 その他の事業者との連携

犯人グループが被害者に対して現金の送付を指示する手口が増加したことから、警察と宅配事業者が連携し、過去に犯行に使用された被害金送付先のリストを活用して、不審な宅配便の発見や警察への通報等の取組を促進している。また、郵便・宅配事業者やコンビニエンスストアは、荷受時に、運送約款に基づく取扱いができない現金が宅配便に在中していないかどうかの声掛け等による注意喚起を行っている。コンビニエンスストアでは、電子マネー型の手口による特殊詐欺への対策として、電子マネー購入希望者への声掛けも行っている。

6 国民から寄せられた情報の活用

警察は、110番通報や、警察相談専用電話（全国統一番号「#（シャープ）9110」）、専用メールアドレス等の様々な窓口を通じ、特殊詐欺に関する情報を受け付けているほか、平成27年からは、匿名通報ダイヤルで特殊詐欺に関する情報を受け付けるなど、国民から寄せられた情報を活用し、携帯電話の契約者確認の求めや、振込先指定口座の凍結依頼等につなげている。また、金融機関を経由した手口への対策を講じたこともあり、21年頃から、受け子が現金やキャッシュカードを受け取りに来る手口が目立つようになったことから、警察では、被害者の協力を得て、いわゆる「だまされた振り作戦」（特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法）を実施して特殊詐欺犯人の検挙を行っている。

7 地方公共団体の取組

「県民を特殊詐欺被害から守る条例」（熊本県）、「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」（千葉県柏市）のように、一部の地方公共団体は、特殊詐欺の被害防止、被害者支援等を目的とする条例を制定している。また、高齢者の被害を予防するため、電話機の呼出音が鳴る前に犯人に対し犯罪被害防止のために通話内容が自動で録音される旨の警告アナウンスを流し、犯人からの電話を自動で録音する機器を高齢者に無償で貸し出したり同機器の購入に補助金を支給したりする地方公共団体がある。

8 広報啓発活動の推進

「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、全府省庁において、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、特殊詐欺被害防止のための広報啓発イベントの実施、SNSやウェブサイト等による情報発信等を通じて、特殊詐欺被害の実態、被害防止対策等を幅広い世代に対して分かりやすく伝えるための広報啓発活動を展開している。特に、警察は、特殊詐欺の発生が目立ち始めて間もない頃から、ウェブサイト、ポスター、パンフレット等で、犯行手口、被害実態、被害に遭わないための注意事項を紹介するなど、被害防止のための広報啓発活動に取り組んできた。各都道府県警察は、広報啓発効果を高めるため、特殊詐欺犯人から実際にかかってきた電話を録音した音声をウェブサイトで公開したり、地方公共団体や防犯ボランティアと連携して紙芝居・寸劇等を用いた防犯教室を開いたり、SNSを活用するなどの工夫をこらしている。

9 今後の取組の必要性

特殊詐欺の犯人グループは、これまで特殊詐欺撲滅対策の内容に応じ、犯行の手口（連絡手段、文言、金銭獲得方法等）を多様化・巧妙化させながら、犯行を継続してきた。特殊詐欺の撲滅のためには、特殊詐欺の犯人について効果的な取締りを推進するとともに、官民を挙げた被害防止の取組を不断に進めていくことが必要不可欠である。

第5節 特殊詐欺事犯者の再犯防止に向けた取組

1 刑事施設

刑事施設においては、刑事収容施設法等に基づき、法務省矯正局の定める標準プログラムを基準に、具体的な指導内容及び方法に加え、施設の実情、対象者の資質、指導効果等を考慮した指導時間数、頻度及び期間を定めて、薬物依存離脱指導や性犯罪再犯防止指導等の6種類の特別改善指導を行っている。

特殊詐欺事犯受刑者に対する再犯防止指導については、全国的に統一された標準的なプログラムは策定されていないが、平成29年に特殊詐欺事犯受刑者を対象とした一般改善指導用の教材が整備され、一般改善指導の一つとして、同受刑者を対象とした再犯防止指導が行われている。

本教材は、いわゆる「受け子」、「出し子」等の犯罪集団の末端構成員を主な対象としており、ワークブック及び視聴覚教材（DVD）がセットになって、自己学習又はグループワークのいずれの形式での使用も可能であるほか、被害者団体等の方々が外部講師として指導を行う際にも使用できるなど、各施設の実情に応じて活用できるものとなっている。

本教材は、被害者の心情及び事件の重大性を認識させ、しよく罪の方法を考えさせるとともに、再犯を防止するため、事件に至るまでの自己の問題点等を振り返らせ、健全な金銭感覚及び職業観を身に付けさせることを目的として、五つの単元から構成されている。具体的には、視聴覚教材によるドラマの視聴を通じて自身の関与した事件について振り返らせるもの、特殊詐欺がどのような犯罪であるかを正しく理解させるもの、被害者の心情や状況等を理解させるもの、自身の生活や金銭感覚を振り返らせるもの、出所後の生活や被害者への謝罪、被害弁償計画等について具体的に考えさせるもの等が盛り込まれ、様々な観点から特殊詐欺の再犯防止に向けた働き掛けを行う内容となっている。

2 少年院

少年院においては、少年院法等に基づき、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって矯正教育を行っている。特殊詐欺事犯少年に対しては、生活指導の一環として、各施設の実情に応じて、特殊詐欺再非行防止指導が実施されているほか、各都道府県警察本部と連携した指導も行われている。また、特殊詐欺非行防止指導のワークブック（以下この項において「本ワークブック」という。）及び指導者向けの指導の手引、視聴覚教材も作成され、指導に用いられている。

本ワークブックは、七つの単元から構成され（2-5-1表参照）、単元1では、特殊詐欺の基本的な情報や暴力団が関与していることを認識させ、特殊詐欺への自身の関わりについて率直に振り返らせること、単元2では、事件に関与した経緯を振り返らせるとともに、SNSによるコミュニケーションの特性等を理解させ、必要なメディアリテラシーについて考えさせることをねらいとしている。続く単元3では、「お金」の価値や意味を理解させ、自身の金銭管理の問題や、金銭的な面から被害の重大性を理解させること、単元4では、被害者に与えた影響について視聴覚教材も用いて理解を深めさせることをねらいとしている。単元5から7は、入院前の生活を振り返らせ、特殊詐欺に関わることになった自身の生活の問題や交友関係、家族関係等について考えさせた上で、再犯に至らないための生活設計をさせることをねらいとしている。

また、本ワークブックは、在院者の能力及び教育の進度等に応じて、集団指導、個別指導のいずれも対応できる内容となっており、在院者が自らワークを進め、指導者がその内容を確認して指導する方法、個別指導、集団講義、グループワーク等、指導形態を柔軟に選択できる。

2-5-1表

テキストの単元構成

単 元	ねらい
1 特 殊 詐 欺 に つ い て	特殊詐欺の現状、その背後にある組織の構造や実態、特殊詐欺に関わる原因等について理解させる。
2 事件に関与した経緯を振り返る	SNSとの付き合い方を通して、特殊詐欺へ加担することの危険性について考えさせる。
3 お 金 の 価 値 と 被 害	健全な金銭感覚とはどのようなものかを理解し、出院後の生活における金銭管理や生活管理の在り方について考えとともに金銭の価値を理解させ、その金銭を奪った特殊詐欺の被害の大きさについて考えさせる。
4 被害者の方について考える	被害者に与えた被害や影響について理解させ、罪しう感を深めさせるとともに、謝罪や被害弁償等の今後行うべきこと、家族や大切な人への思いやり、人へのやさしさについて考えさせる。
5 社 会 生 活 を 振 り 返 る ①	特殊詐欺の事件の内容と交友関係を振り返らせ、問題点を明確にするとともに具体的な対応策を考えさせる。
6 社 会 生 活 を 振 り 返 る ②	第5単元に引き続き、特殊詐欺の事件当時の家族との関係について振り返らせ、特殊詐欺に関わった自らのものの見方や考え方について考えさせる。
7 こ れ か ら の 生 活 を 考 え る	特殊詐欺に関わった原因を考えさせるとともに、出院後に再犯に至らない生活設計をさせ、社会における自らの生き方を考えさせる。

注 法務省矯正局の資料による。

なお、本ワークブックは、特殊詐欺に関与した全国の少年院在院者を対象に令和2年に実施した調査（以下この項において「本調査」という。）の結果を踏まえて作成・整備されたものである。本調査は、平成29年に東京矯正管区において実施された調査（以下この項において「29年調査」という。）に基づいて実施され、特殊詐欺事犯少年の特徴の変化など、興味深い結果が示されている。以下では、本調査の結果について29年調査と異なる傾向が見られた点を中心に紹介する。

まず、事件時の役割について、29年調査では、受け子が約8割を占め、指示役・連絡役は1%にとどまったが、本調査では、受け子が約5割と減少し、指示役・連絡役の割合が9%と上昇するなど、組織の中で少年がより幅広い役割を担うようになっていたことが示唆された。

また、事件関与の端緒について、29年調査では、友人・知人からの勧誘が6割を占めたが、本調査では、友人・知人からの勧誘が約4割と減少した反面、インターネットやSNSによる募集等を挙げる者が約3割となり、29年調査に比べて増加したことから、メディアリテラシー教育の必要性が指摘され、本ワークブックにも盛り込まれることとなった。さらに、不良集団関係者や暴力団からの誘いも、14%から22%に上昇しており、不良集団や暴力団との関係が強まっている傾向も報告された。

審判結果について、29年調査では約6割、本調査では約7割の者が少年院送致決定に納得していた反面、平成29年調査では約3割、本調査では約2割の者が不満であると回答しており、自分の罪を受け入れていない者が一定数いることが示された。こうした結果から、特殊詐欺事犯少年への指導に当たっては、被害者の心情等を丁寧に理解させ、罪障感を持たせることの必要性が指摘され、被害者等へのインタビューを行った視聴覚教材の作成など、被害者の心情や被害状況をより深く理解させる教材の整備が進められた。

最後に、29年調査と同様、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（少年の再非行防止に資するための調査ツールで、静的領域と動的領域から成る。）の得点を元に、特殊詐欺事犯少年を「生活全般問題タイプ（動的領域の全てに問題が示され、特に逸脱への親和性が高いタイプ）」、「家庭機能不全タイプ（動的領域の中で、特に保護者との関係性に問題が示されているタイプ）」、「生活全般低調タイプ（動的領域のいずれの項目にも顕著な問題が示されないタイプ）」の3類型に分類するクラスター分析を行っている。その結果、「生活全般低調タイプ」が、29年調査よりも2割程度増加しており、明確な目標や将来展望がなく、時間を持て余し、さほど抵抗感もなく特殊詐欺に加担するタイプの少年の問題が浮き彫りとなっている。こうしたタイプの少年に対しては、特に生活に充実感を与え、明確な目標等を持たせるとともに、自

己肯定感を高める指導が重要であることが指摘され、指導の手引において指導上のポイントに掲げられた。

このように、少年院においては、非行態様等に関する綿密な調査・分析から、根拠に基づいた効果的な教材の開発・整備が進められ、各施設の実情を踏まえた再非行防止指導が展開されている。

3 更生保護

保護観察所においては、生活環境の調整により改善更生に適した環境作りを行うとともに、CFP（保護観察対象者に対して、再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール）を活用し、仮説に基づいた最適な介入方法を選択して保護観察処遇を実施している。また、保護観察対象者の問題性その他の特性を、犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた類型別処遇を行っている。

特殊詐欺事犯者に対しては、令和3年1月から、保護観察処分の対象となった事案に特殊詐欺への関与が含まれる者や、それ以外の者でも、現に特殊詐欺グループへの関与が認められる者を「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に認定し、最新の知見に基づく類型別処遇が行われている。

類型別処遇の中では、特殊詐欺グループとの関係の強さに焦点を当てた指導が行われている。自身がグループに所属しているという感覚を持っていない場合には、離脱意思を強化するような働き掛けに代えて、グループ以外の居場所を持てるよう、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行う一方、対象者が特殊詐欺グループの実態を認識していたり、所属意識があったりする場合には、まず離脱意思やグループへの関与の程度を把握し、その程度に応じた指導や支援を行っている。特に、少年の場合には、地元不良集団とのつながりからグループ加入に至るケースも見られるため、交友関係改善を促す指導及び特別遵守事項や生活行動指針に基づき、離脱を実行させる指導を行う。また、グループに暴力団等が関与している場合も少なくないことから、グループからの勧誘や脅迫等への対応に警察の協力を得るよう指導する場合もある。

さらに、対象者の中には、自身の詐欺行為について都合の良い受け止め方をして容認し、多額の金銭を得るなどの成功体験によって、一層その考えが強化されている者も少なくない。そうした対象者に対しては、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、罪障感を深めさせるとともに、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを具体的に考えさせたり、老人ホームでの社会貢献活動に参加させるなどして特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者と接し、その思いの一端に触れさせたりする指導を行っている。

第3章 詐欺事犯者調査

第1節 詐欺事犯者調査の概要

1 調査の趣旨

前章では、各種統計資料に基づいた特殊詐欺事犯の動向を概観し、特殊詐欺事犯者の処遇について紹介した。続いて、本章では、詐欺事犯者を対象とした調査の結果から見た特殊詐欺事犯者の特徴等について紹介する。

我が国における特殊詐欺に関する研究を概観すると、特殊詐欺被害者に関する研究（例えば、島田、2020；渡部他、2015）や、特殊詐欺の被害予防に関する研究（例えば、大工他、2018；大久保他、2016；讃井・雨宮、2020；讃井他、2021）は見られる一方、特殊詐欺事犯者を対象とした研究は数が少ない。現在までの特殊詐欺事犯者に関する研究を概観しても、特殊詐欺に加担した非行少年の処遇に関するものが多く（例えば、沖崎、2018；土屋、2018；山口、2017；山本、2020）、特殊詐欺事犯者の全般について、正面から扱った研究は僅かである。そのため、特殊詐欺事犯者を対象とした研究を行い、その実態を明らかにする意義は大きいと言える。

法務総合研究所は、令和3年版犯罪白書（法務総合研究所、2021）において、詐欺事犯者全体の特徴等について報告しているが、本研究では、特殊詐欺事犯者の実態を明らかにするため、詐欺事犯者調査の結果について、特殊詐欺事犯者とその他の詐欺事犯者の比較を通して分析することにより、特殊詐欺事犯者の実態や特性、処分後の成り行き等を明らかにし、その者の社会復帰を含む効果的な再犯防止対策の検討に役立てることを目的とした。なお、本研究の結果の一部は、金網・鈴木（2022）で発表した内容を含んでいる。

2 調査方法

調査対象者は、全国各地の地方裁判所（支部を含む。以下この章において同じ。）において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、調査時点で有罪判決が確定していた者とした。なお、既遂・未遂を問わず、また、準詐欺、電子計算機使用詐欺、犯罪収益移転防止法若しくは組織的犯罪処罰法の各違反又はこれらの幫助・教唆を含み、特殊詐欺（第2章第1節参照）に該当する恐喝及び窃盗を含むこととした。

その結果、本調査における調査対象者の実人員は、1,343人（以下この章において「全対象者」という。）であり、この全対象者に関して、全国各地の地方裁判所において、平成28年1月1日から同年3月31日までの間に、詐欺により有罪判決の言渡しを受け、その後、有罪判決が確定した事件（以下この章において「調査対象事件」という。）について、裁判書等の資料に基づき、調査対象事件の概要、対象者の基本的属性・科刑状況・再犯状況等に関する調査を実施したほか（以下この章において「全対象者調査」という。）、被害状況についても可能な限り調査した。全対象者調査の結果については、本章第2節で紹介し、特に全対象者調査のうち、再犯に関する結果を第3節で紹介する。

全対象者の中で、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者は、408人であった。特殊詐欺の検挙人員は大都市圏に多い傾向がうかがわれることなども踏まえ、特殊詐欺事犯者のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者（202人、49.5%）については、全対象者調査に加え、刑事確定記録等を用いて、可能な限り、より詳細な調査を行った（以下この章において「特殊詐欺事犯者調査」という。）。特殊詐欺事犯者調査の結果については、本章第4節で紹介する。

3 分析方法

調査結果の分析は、主にクロス集計表による分析を行うこととし、 χ^2 検定を実施した。度数が少ない場合など、 χ^2 検定に適さない場合には、Fisherの正確確率検定（自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。）を実施した。また、必要に応じて、各項においてその他の分析方法を用いた。分析には、IBM SPSS Statistics 26を使用し、有意水準は5%に設定した。

4 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の学識経験者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、本調査（施策名「法務に関する調査研究（詐欺に関する研究）」）も、当該委員会の事前評価を経て実施した。研究の実施に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して実施した。

第2節 全対象者調査の結果

1 犯行の手口

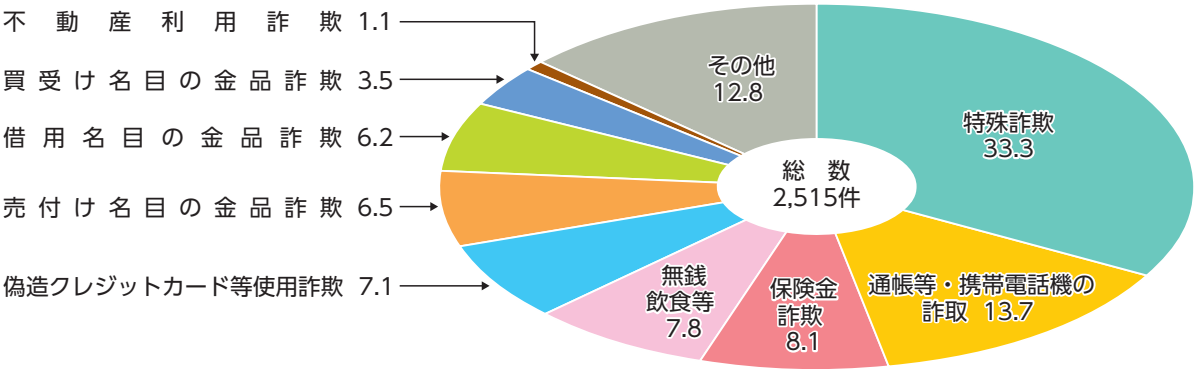
調査対象事件における犯行の手口別構成比を見ると、3-2-1図のとおりである。全対象者の人員は1,343人であるところ、複数件の詐欺を行った対象者が含まれる上、複数の対象者による共犯事件を1件と計上していることから、調査対象事件である詐欺の事件数は、延べ2,515件であった。

調査対象事件総数に占める構成比は、特殊詐欺（33.3%）が最も高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取（13.7%）、保険金詐欺（生活保護、年金、給付金、診療報酬等の不正受給を含む。以下この章において同じ。）（8.1%）、無銭飲食、無銭宿泊及び無賃乗車（以下この章において「無銭飲食等」という。）（7.8%）、偽造又は不正入手したクレジットカードを利用した商品詐欺（以下この章において「偽造クレジットカード等使用詐欺」という。）（7.1%）の順であった。

本節では、詐欺事犯者の中における特殊詐欺事犯者の特徴を明らかにするべく、必要に応じて統計的な分析を行うところ、一口に詐欺事犯者と言っても、無銭飲食等については、生活困窮を理由として、同種犯行を累行する者が多く（3-2-6図、3-2-9図参照）、いわゆる刑務所入所目的で犯行を行う者もいるなど、詐欺事犯者の中では異なる特徴を有する者が多い。そのため、詐欺事犯者の中に無銭飲食等を含んで統計的な分析を行った場合には、その特殊性故に無銭飲食等と特殊詐欺の違いのみが鮮明となり、詐欺事犯者の中における特殊詐欺事犯者の特徴が見えにくくなる可能性が高いことから、以下においては、特殊詐欺事犯者と、無銭飲食等を含まないその他詐欺事犯者との比較に主眼を置いた分析を行い、無銭飲食等については参考値として図表に掲載することとする。

3-2-1図

調査対象事件 犯行の手口別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

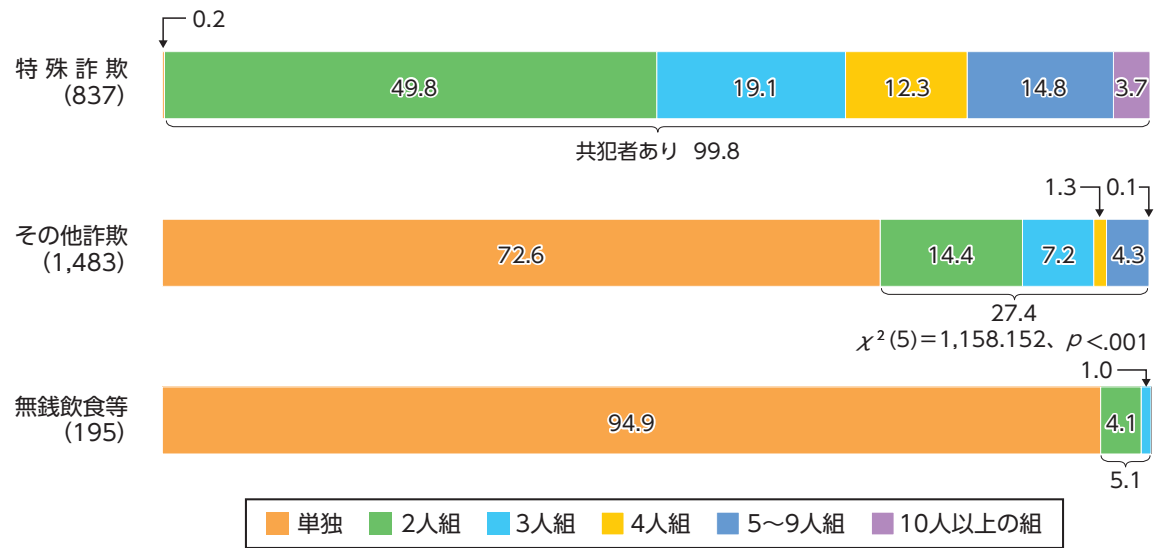
2 共犯者の有無及びその内容

(1) 共犯率及び共犯者の数

調査対象事件について、特殊詐欺、その他詐欺、無銭飲食等の手口別に分けて共犯率（共犯による事件数の占める比率）・共犯者数別構成比を見ると、3-2-2図のとおりである。特殊詐欺の共犯率は99.8%と顕著に高く、その他詐欺の共犯率は27.4%であった。共犯による事件の総数に占める共犯者数別構成比を犯行の手口別に見ると、特殊詐欺は、2人組が49.8%と最も高く、次いで、3人組（19.1%）、5～9人組（14.8%）、4人組（12.3%）、10人以上の組（3.7%）の順であり、その他詐欺と単純に比較すると、多人数による共犯事件の構成比も高い。なお、氏名不詳の共犯者がいる場合には、裁判書等で「氏名不詳者ら」等と認定されている場合も含めて、氏名不詳の共犯者を「1人」と計上していることから、ここでいう共犯者数は、実際の共犯者数よりも少なく計上されている可能性があることに留意を要する。特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定を行った結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺は、単独犯の構成比が低い一方、共犯者の人数を問わず共犯者がいる事件の構成比が高い傾向が見られた。これは、特殊詐欺が架け子、受け子、見張り役などの綿密な役割分担の下、複数の共犯者によって組織的に敢行されていることを如実に物語っているものと言える。

3-2-2図

調査対象事件 共犯率・共犯者数別構成比（犯行の手口別）



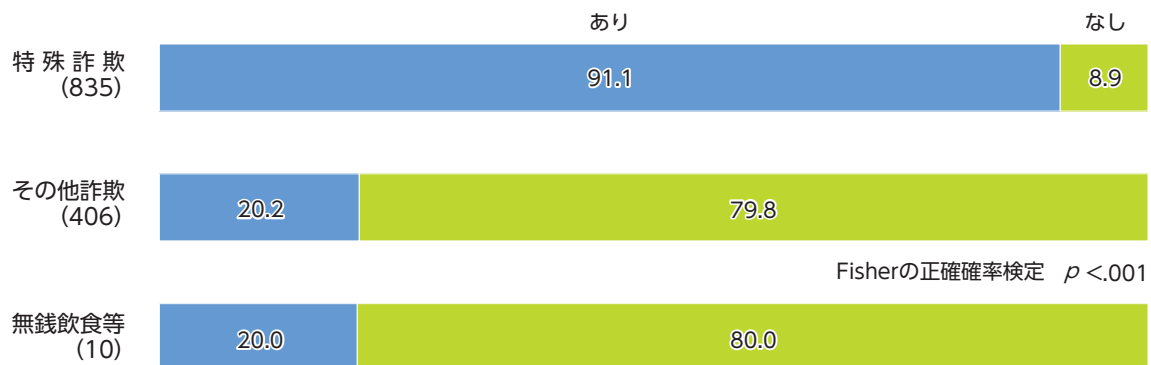
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 氏名不詳の共犯者がいる場合には、裁判書等で「氏名不詳者ら」等と認定されている場合も、氏名不詳の共犯者を1人として計上している。

3 () 内は、件数である。

(2) 氏名不詳の共犯者の有無

調査対象事件のうち共犯者がいる事件について、共犯者に氏名不詳の者が含まれるか否かを犯行の手口別に見ると、**3-2-3図**のとおりである。共犯者に氏名不詳の者が含まれる事件の構成比は、特殊詐欺が91.1%と顕著に高いのに対し、その他詐欺は20.2%であった。特殊詐欺とその他詐欺について、Fisherの正確確率検定の結果、特殊詐欺は、氏名不詳の共犯者「あり」の構成比が有意に高く、「なし」の構成比が有意に低かった。これは、前記(1)のとおり、特殊詐欺が複数の共犯者によって組織的に敢行される一方、逮捕される可能性が高い受け子や出し子には、組織の上層部の人定につながる情報を与えないようにするなど、組織の芽づる式検挙を避けるための隠蔽工作が行われているためと考えられる。

3-2-3図
調査対象事件 氏名不詳の共犯者の有無別構成比（犯行の手口別）


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者がいる事件に限る。
 3 () 内は、件数である。

3 全対象者のうちの特殊詐欺事犯者の特徴

(1) 基本的属性

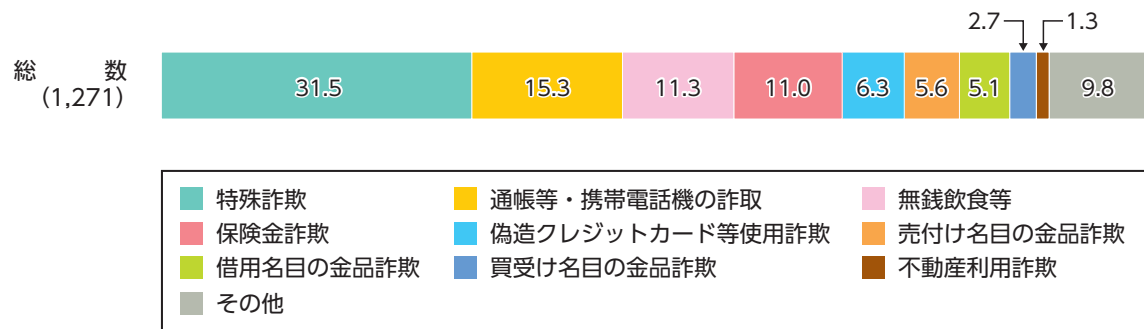
全対象者の人員は、1,343人（男性1,189人、女性154人）であり、犯行時の平均年齢は、38.5歳（男性38.2歳、女性41.6歳）であった。なお、最低年齢は、男性・女性共に18歳であり、最高年齢は、男性77歳、女性80歳であった。

全対象者の総数（1,343人）から、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員は、1,271人であった。異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者について見ると、無銭飲食等及び借用名目の金品詐取を行った者が5人、通帳等・携帯電話機の詐取及び偽造クレジットカード等使用詐欺を行った者が3人であるなど、いずれの組合せも多くはなかった。なお、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者のうち、その手口に特殊詐欺を含む者について、特殊詐欺以外に行った詐欺の手口を見ると、通帳等・携帯電話機の詐取が2人、偽造クレジットカード等使用詐欺が1人、不動産利用詐欺が1人、その他が4人であった。

全対象者の総数（1,343人）から、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除いた人員（1,271人）について、犯行の手口別構成比を見ると、**3-2-4図**のとおりである。特殊詐欺が31.5%（401人）と最も高く、次いで、通帳等・携帯電話機の詐取15.3%（194人）、無銭飲食等11.3%（144人）、保険金詐欺11.0%（140人）、偽造クレジットカード等使用詐欺6.3%（80人）の順であった。以下においても、詐欺事犯者の中における特殊詐欺事犯者の特徴を見るため、特殊詐欺事犯者と、無銭飲食等を含まないその他詐欺事犯者との比較に主眼を置いた分析を行い、無銭飲食等については参考値として図表に掲載することとする。

3-2-4図

全対象者 犯行の手口別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

全対象者（各属性等が不詳の者を除く。）の属性等を犯行の手口別（「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。）に見ると、3-2-5表のとおりである。なお、全対象者のうち、確定判決において詐欺以外の罪も認定された者は341人（25.4%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、窃盗（158人）が最も多く、次いで、文書偽造（91人）、薬物犯罪（覚醒剤取締法違反等の違法薬物に関する犯罪。以下この章において同じ。）（58人）、住居侵入（29人）、横領（遺失物等横領を含む。）（25人）の順であった。

犯行時の年齢層を見ると、特殊詐欺は、30歳未満の者の構成比が56.6%と最も高く、年齢層が上がるに連れて構成比が低下していくなど、その他詐欺及び無銭飲食等と異なる傾向を示している。

前科（調査対象事件より前の、道交違反又は道路交通取締法、同法施行令若しくは道路交通取締令の各違反を除く、罰金以上の刑に処せられた事件をいう。以下断りのない限り、本節において同じ。）の有無及びその内容を見ると、特殊詐欺において、前科なしの構成比が最も高かった（63.6%）。

特殊詐欺とその他詐欺について、Fisherの正確確率検定の結果、特殊詐欺の性別は、男性の構成比が有意に高い一方、女性の構成比が有意に低く、特殊詐欺の就労状況は、有職の構成比が有意に低い一方、無職の構成比が有意に高かった。

また、特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、年齢層、前科及び刑の種類に有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺の年齢層は、30歳未満の構成比が高い一方、40～49歳、50～64歳及び65歳以上の各構成比が低い傾向が見られ、前科は、特殊詐欺につき、同種前科ありの構成比が低く、前科なしの構成比が高い傾向が見られた。刑の種類は、特殊詐欺につき、実刑の構成比が高く、単純執行猶予の構成比が低い傾向が見られた。

3-2-5表

全対象者 属性等別人員（犯行の手口別）

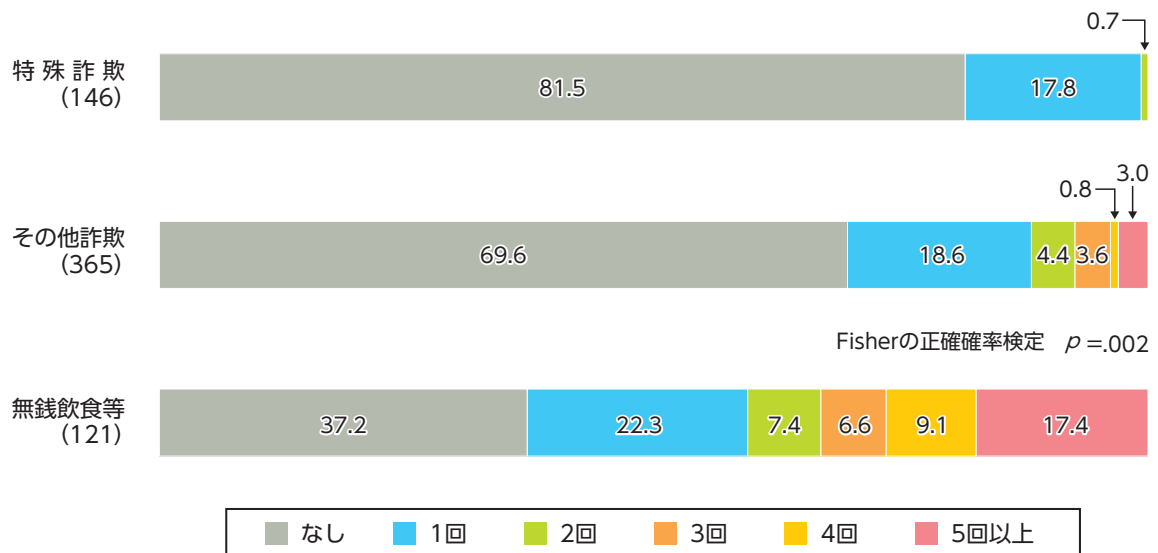
属性等	区 分				特殊詐欺	その他詐欺	無銭飲食等	統計値
性 別	男				393 (98.0)	653 (81.8)	143 (99.3)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	女				8 (2.0)	145 (18.2)	1 (0.7)	
年 齢 層	30	歳	未	満	227 (56.6)	190 (23.8)	16 (11.1)	$\chi^2(4)=174.200$ 、 $p<.001$
	30	～	39	歳	113 (28.2)	203 (25.4)	30 (20.8)	
	40	～	49	歳	40 (10.0)	197 (24.7)	32 (22.2)	
	50	～	64	歳	19 (4.7)	154 (19.3)	50 (34.7)	
	65	歳	以	上	2 (0.5)	54 (6.8)	16 (11.1)	
就労状況	有				144 (36.3)	399 (50.2)	11 (7.7)	Fisherの正確確率検定 $p<.001$
	無				253 (63.7)	396 (49.8)	132 (92.3)	
居住状況	住	居	あ	り	339 (84.8)	678 (85.1)	57 (39.6)	Fisherの正確確率検定 $p=.932$
	住	居	な	し	61 (15.3)	119 (14.9)	87 (60.4)	
前 科	同 種	前 科	あ	り	27 (6.7)	111 (13.9)	76 (52.8)	$\chi^2(2)=16.390$ 、 $p<.001$
	異 種	前 科	あ	り	119 (29.7)	254 (31.8)	45 (31.3)	
	な			し	255 (63.6)	433 (54.3)	23 (16.0)	
刑の種類	実				270 (67.3)	309 (38.7)	100 (69.4)	$\chi^2(2)=90.368$ 、 $p<.001$
	保護観察付全部執行猶予				12 (3.0)	23 (2.9)	15 (10.4)	
	単 純 執 行 猶 予				119 (29.7)	466 (58.4)	29 (20.1)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 各属性等が不詳の者を除く。
3 「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。
4 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。
5 「就労状況」は、判決時による。また、「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。
6 「居住状況」は、判決時による。
7 「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
8 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない全部執行猶予をいう。
9 統計値は、 χ^2 検定による。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定によった。
10 () 内は、各属性等の犯行の手口別の人員における構成比である。

全対象者（前科を有する者に限る。）について、同種前科の回数別構成比を犯行の手口別（「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。）に見ると、3-2-6図のとおりである。単純に比較すると、特殊詐欺（81.5％）は、その他詐欺（69.6％）に比べて同種前科を有しない者が多かった。ちなみに、無銭飲食等は、同種前科を有しない者の構成比が37.2％にとどまり、同種前科5回以上を有する者の構成比が17.4％に上った。特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺は、同種前科なしの構成比が高く、同種前科2回、3回及び5回以上の各構成比が低い傾向が見られた。

3-2-6図

全対象者 同種前科の回数別構成比（犯行の手口別）



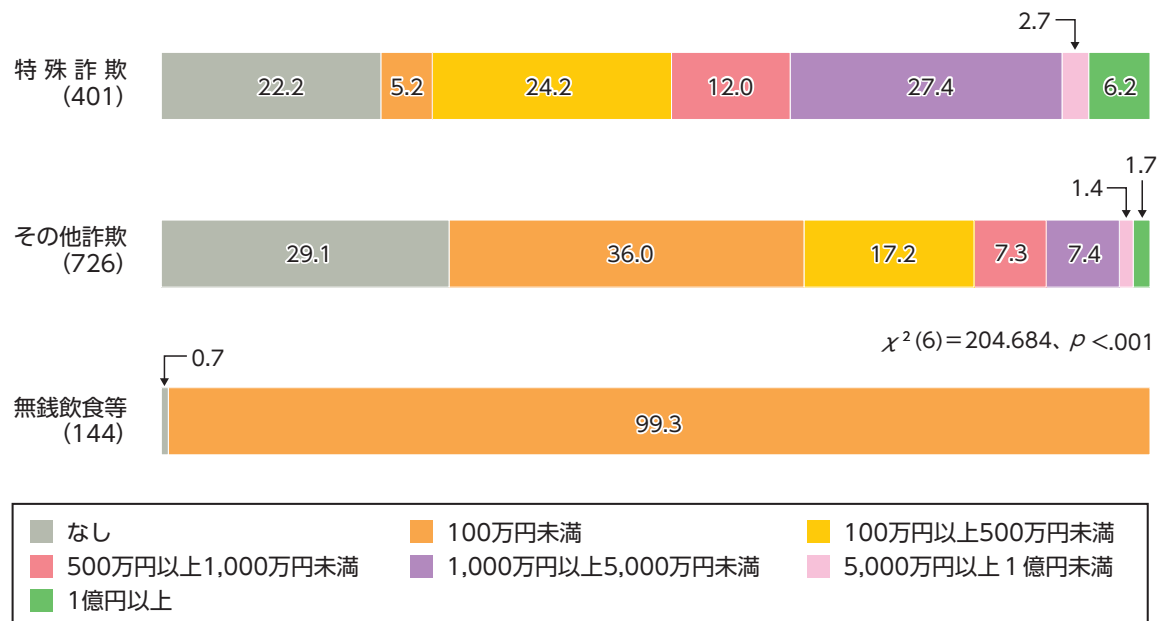
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 前科を有する者に限る。なお、「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 3 「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 被害額

全対象者（異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。）について、調査対象事件の詐欺被害額別（1人の対象者が2件以上の詐欺を行っていた場合はその合計金額をいい、複数の対象者による共犯事件については、それぞれの対象者に詐欺被害額を計上している。）構成比を犯行の手口別に見ると、3-2-7図のとおりである。特殊詐欺（出し子がATMから引き出した現金を含む。）について、「なし」（22.2％）を除く構成比は、1,000万円以上5,000万円未満（27.4％）の構成比が最も高く、次いで、100万円以上500万円未満（24.2％）、500万円以上1,000万円未満（12.0％）、1億円以上（6.2％）の順であった。特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺は、被害額なし及び被害額100万円未満の構成比が低い一方、被害額100万円以上500万円未満、被害額500万円以上1,000万円未満、被害額1,000万円以上5,000万円未満及び被害額1億円以上の各構成比が高い傾向が見られ、100万円以上の高額被害が生じた事案の比率が高い傾向が認められた。

3-2-7図

全対象者 詐欺被害額別構成比（犯行の手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未遂事件は、「なし」に含まれる。
 3 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 対象者が2件以上の詐欺を行った場合は、その合計金額である。
 5 同一事件の共犯者がいた場合、対象者ごとに被害額を計上している。
 6 特殊詐欺の被害額は、出し子がATMから引き出した現金を含む。
 7 () 内は、実人員である。

(3) 被害回復・示談

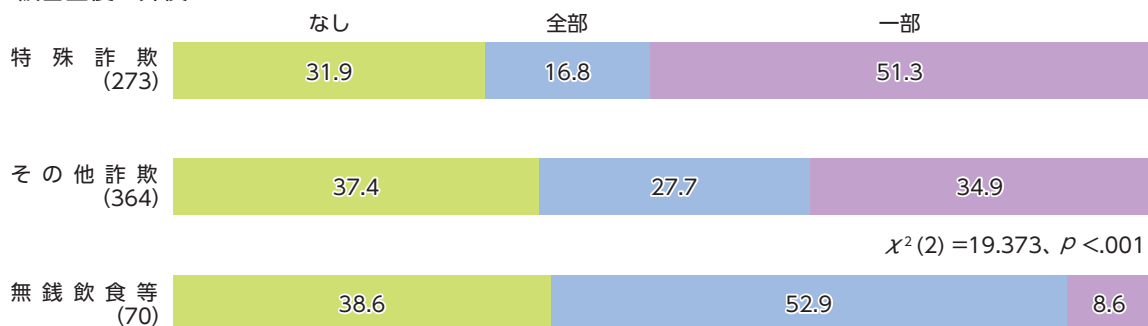
全対象者（既遂事件を行った者に限る。また、被害回復・弁償の有無、示談の有無が不詳の者及び異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。）の被害回復・示談別構成比を犯行の手口別に見ると、3-2-8図のとおりである。特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺は、全部の被害回復・弁償をした者の構成比が低い一方、一部被害回復・弁償をした者の構成比が高い傾向が見られた。また、示談なしの構成比が低い一方、一部示談の構成比が高い傾向が見られた。

被害回復について前記のような違いが生じたのは、前記（2）のとおり、特殊詐欺では被害額が高額に上る事案が多い上、被害金の大半が組織の上層部に流れてしまうことから、受け子や出し子等の一部の関与者のみが検挙されても、全部の被害弁償が困難な場合が多いことなどが理由と考えられる。

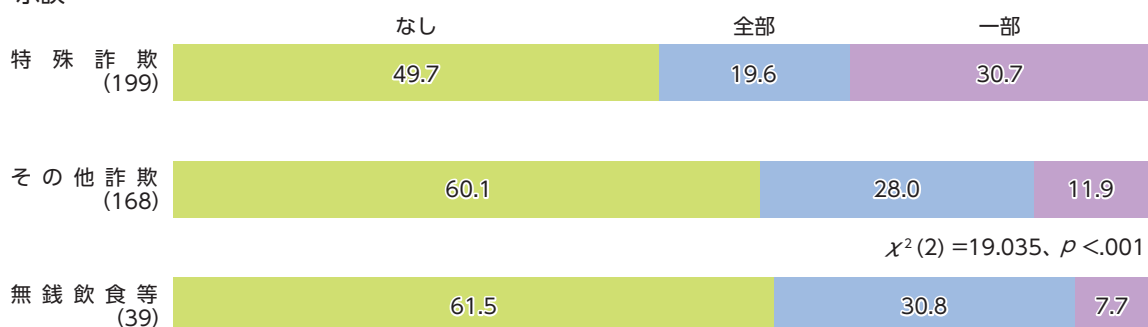
3-2-8図

全対象者 被害回復・示談別構成比（犯行の手口別）

① 被害回復・弁償



② 示談



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 既遂事件を行った者に限る。
 3 ①は、被害回復・弁償の有無が不詳の者、②は、示談の有無が不詳の者をそれぞれ除く。
 4 ②の「一部」は、一部の被害者との間で示談がなされた場合である。
 5 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 6 ()内は、実人員である。

（４）犯行の動機・理由

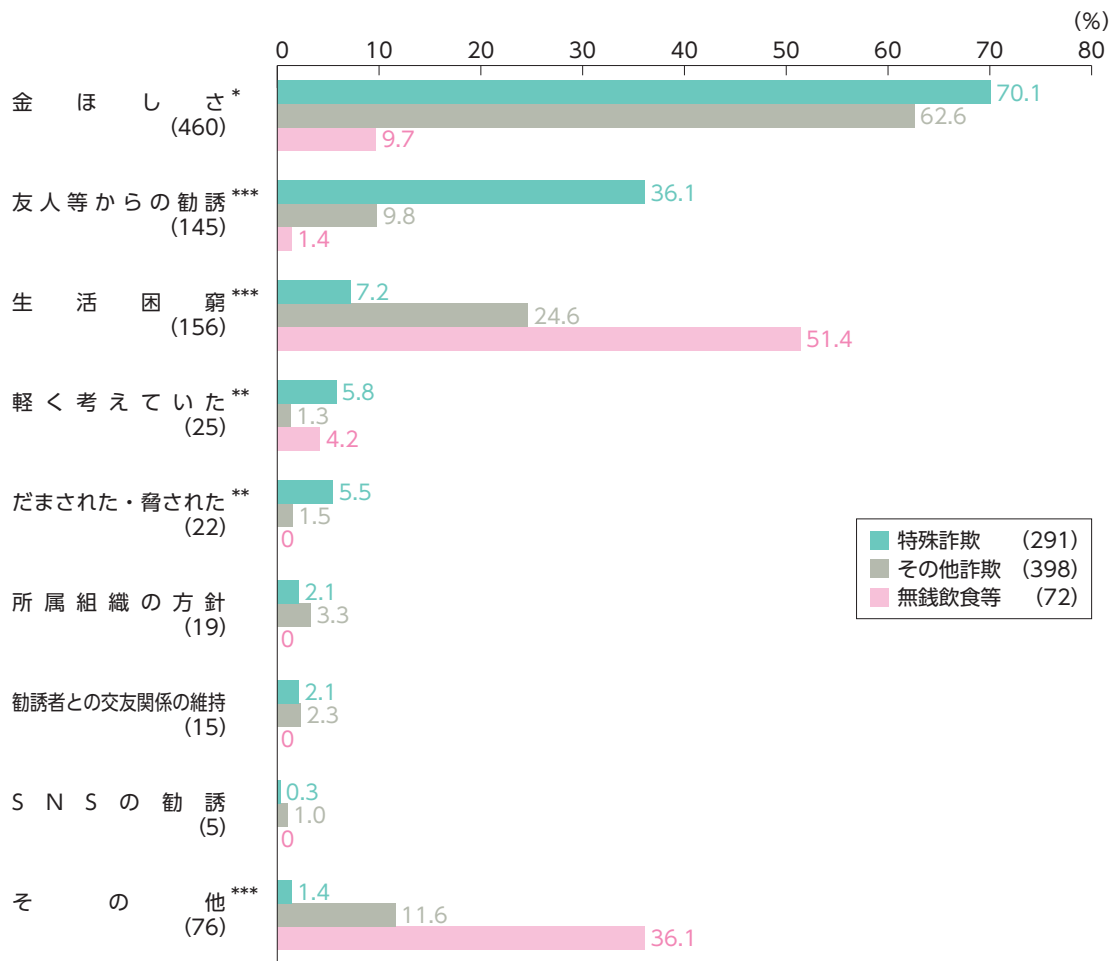
本調査においては、（特殊）詐欺に至る動機・理由及び背景事情・原因（以下「動機・背景事情」という。）として想定し得る項目をあらかじめ複数設定した上で、主として、全対象者調査では、裁判書の記載内容を、特殊詐欺事犯者調査では、これに加えて調査対象者の捜査段階及び裁判時における供述内容を基に、犯行に至った動機・背景事情として前記項目に該当するものを選別して集計する調査を行った（重複計上による。以下この章において同じ。）。

全対象者（犯行動機・理由が不詳の者及び異なる手口により２件以上の詐欺を行っていた者を除く。）が詐欺を行った動機・理由を犯行の手口別に見ると、**3-2-9図**のとおりである。

特殊詐欺とその他詐欺を見ると、いずれも「金ほしさ」の該当率が最も高いが、特殊詐欺は次いで「友人等からの勧誘」(36.1%)の該当率が高く、その他詐欺は次いで「生活困窮」(24.6%)の該当率が高かった。特殊詐欺とその他詐欺について、Fisherの正確確率検定の結果、特殊詐欺において、期待値より該当ありの人数が有意に多かった項目は「金ほしさ」、「友人等からの勧誘」、「軽く考えていた」及び「だまされた・脅された」であり、期待値より該当ありの人数が有意に少なかった項目は「生活困窮」であった。特殊詐欺は、友人・知人等による勧誘や、SNS・闇サイト等に掲載された高額アルバイトを騙った広告に釣られるなどして受け子や架け子等になり、安易に犯行に加担するケースが多いことが理由と考えられる。

3-2-9図

全対象者 犯行動機・理由（犯行の手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 4 犯行動機又は理由が不詳の者を除く。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確確率検定による正確有意確率である。
 6 凡例の（ ）内は、犯行の手口別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目の該当者の人員である。

(5) 科刑状況

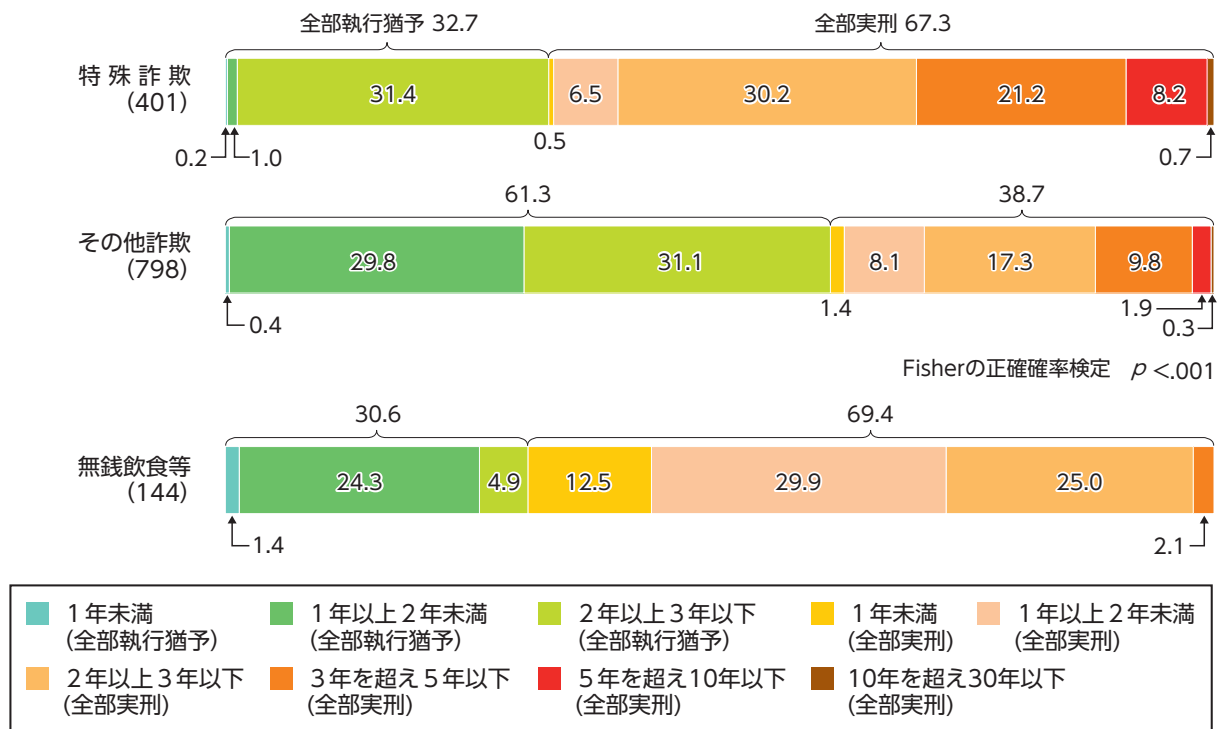
全対象者に対する有期の懲役の科刑状況別構成比を、犯行の手口別（「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。）に見ると、3-2-10図のとおりである。なお、全対象者の中には、詐欺以外の事件も含めて有罪判決を受けたものが含まれていることに留意する必要がある。

特殊詐欺とその他詐欺を比較すると、特殊詐欺は全部実刑の構成比が67.3%であるのに対し、その他詐欺は全部実刑の構成比が38.7%であり、顕著な差があった。ちなみに、無銭飲食等は、全部実刑の構成比が69.4%であるが、これは複数の同種前科を有する者が多いことから（3-2-6図参照）、累犯前科者が多く含まれていること等が理由と考えられる。

特殊詐欺とその他詐欺について、 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺において構成比が高い傾向が見られた項目は「2年以上3年以下（実刑）」、「3年を超え5年以下（実刑）」及び「5年を超え10年以下（実刑）」であり、構成比が低い傾向が見られた項目は「1年以上2年未満（全部執行猶予）」であった。

3-2-10図

全対象者 有期刑（懲役）科刑状況別構成比（犯行の手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「その他詐欺」は、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を含む。
 3 () 内は、実人員である。

第3節 再犯に関する調査の結果

この節では、特殊詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因について、全対象者調査（本章第1節参照）により明らかになった結果を紹介する。

特殊詐欺事犯者の再犯状況と再犯に関連する要因を分析するにあたり、この節における再犯の扱いについて整理する。全対象者調査における「再犯」とは、罰金以上の刑で再び有罪判決の言渡しを受けて裁判が確定した事件をいう（道交違反又は道路交通取締法、同法施行令若しくは道路交通取締令の各違反により、罰金以下の刑に処せられた事件を除く。）。ただし、全対象者調査は、裁判書等の資料に基づいた調査にとどまっているため、この節における「再犯」には、調査対象事件の裁判確定前の余罪又は調査対象事件により実刑に処せられた者がその受刑中に犯した事件が含まれている可能性があり、厳密な意味での再犯状況ではないことに留意する必要がある。また、同様の理由により、再犯の犯行日を調査することが困難であったため、調査対象事件の第一審の判決言渡日（上訴した者のうち、上訴審により第一審の実刑判決が破棄されて全部執行猶予判決となった者（17人）は、上訴審の判決言渡日とする。以下この節において同じ。）から4年間に、再犯の第一審の判決言渡しを受けていること（最終的に有罪の裁判が確定した者に限る。）をもって、再犯に及んだものと判断した。

なお、調査対象事件により全部執行猶予の言渡しを受けた者については、社会内で再犯に及ぶ可能性があった期間（以下この節において「再犯可能期間」という。）を4年間確保できる一方、調査対象事件により実刑に処せられた者の中には、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点においてもいまだ受刑している者がおり、そのような者については再犯に関する調査の対象に含まなかった。さらに、実刑に処せられて受刑し、判決言渡日から4年が経過する前に刑事施設から出所した者についても、それぞれ出所日が異なることから、再犯可能期間には長短がある。したがって、この節において、全体的な再犯の傾向等を把握するために、出所受刑者・全部執行猶予者別に再犯の状況を見ることがあるが、その場合には、比較する対象者の再犯可能期間が異なっていることに留意する必要がある。

この節では、全対象者1,343人のうち、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除いた1,231人を分析の対象とした。

1 属性（性別・年齢・前科の有無）別

特殊詐欺、その他詐欺、無銭飲食等の手口別に分けて、再犯の有無別構成比を属性別に見ると、3-3-1図のとおりである。

まず、特殊詐欺について、男女別に見ると、男性の再犯ありの構成比は1割程度で、女性は調査対象者全体でも8人しかおらず、そのうち再犯ありの者はいなかった。年齢層別に見ると、50代以上の者で再犯ありの者はいなかったが、50代以上の者が19人しかいなかったため、標本数の少なさが影響した可能性が考えられる。Fisherの正確確率検定の結果、年齢層ごとの再犯の有無に有意な差は認められなかった。調査対象事件による検挙時の前科の有無別に見ると、前科ありと前科なし共に、再犯ありの構成比は1割前後であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は認められなかった。

また、その他詐欺について同様に見ていくと、Fisherの正確確率検定の結果、男女別及び年齢層別で再犯の有無に有意な差は認められなかったが、前科の有無には有意な差が認められ、前科なしよりも前科ありの方が、再犯ありの構成比が高かった。

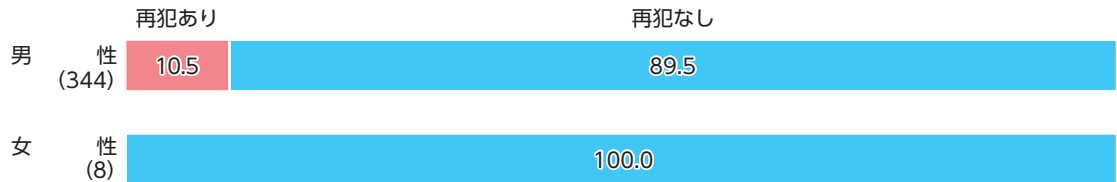
仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者の再犯を予測する因子を調査した先行研究（勝田、2018）では、受刑歴や刑事処分歴が再犯予測因子の一つであることが見出されている。その他詐欺については、前科ありの者の再犯が前科なしの者よりも多く、先行研究と矛盾のない結果であったが、特殊詐欺については、そのような傾向は確認されなかった。

3-3-1 図

再犯の有無別構成比（犯行の手口別、属性別）

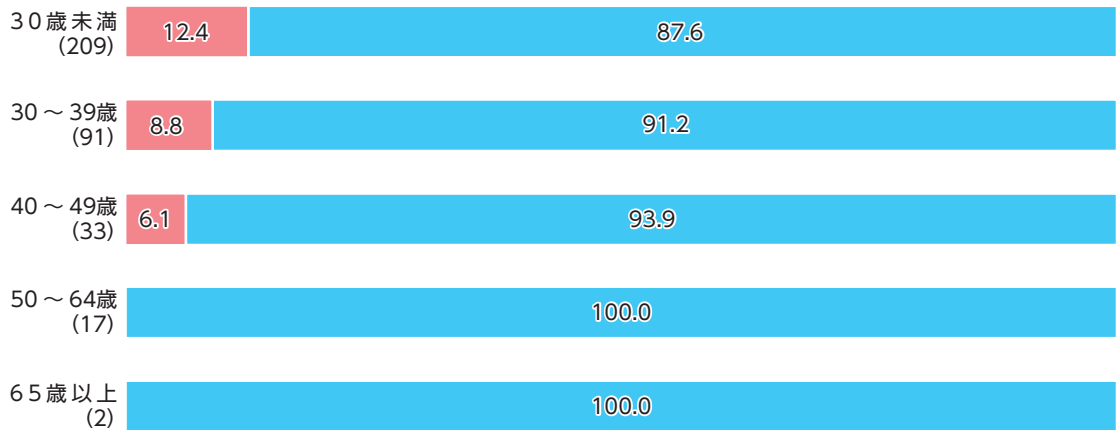
① 特殊詐欺

ア 男女別



Fisher の正確確率検定 $p = 1.000$

イ 年齢層別



Fisher の正確確率検定 $p = .487$

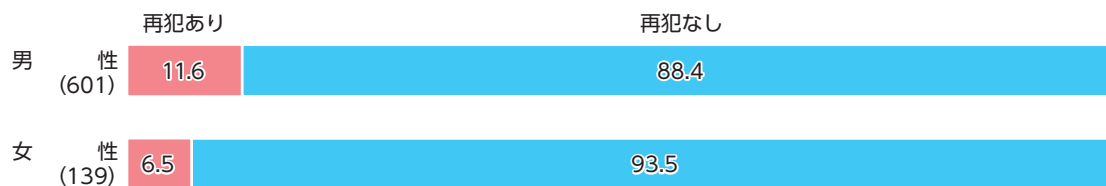
ウ 前科の有無別



Fisher の正確確率検定 $p = .460$

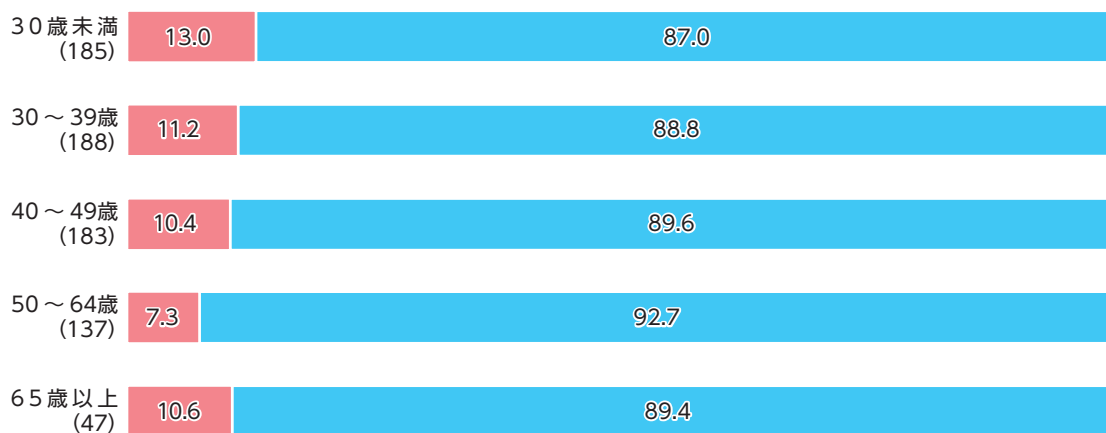
② その他詐欺

ア 男女別



Fisher の正確確率検定 $p = .093$

イ 年齢層別



$\chi^2(4) = 2.726$ 、 $p = .605$

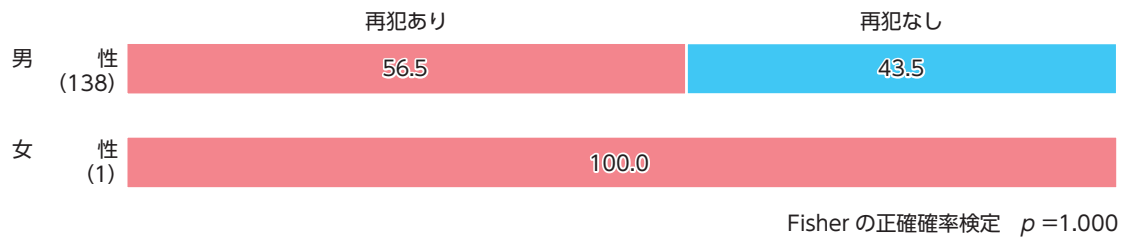
ウ 前科の有無別



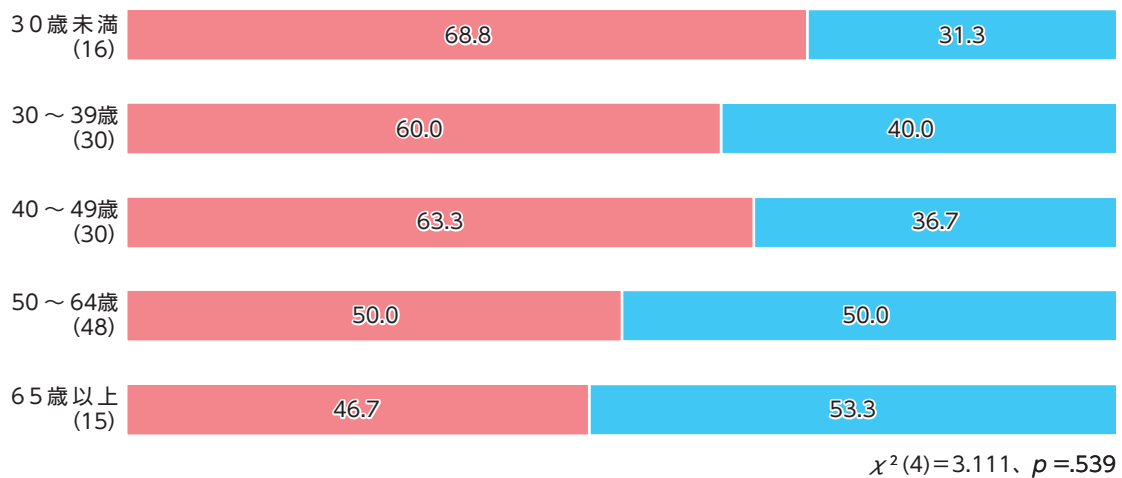
Fisher の正確確率検定 $p = .008$

③ 無銭飲食等

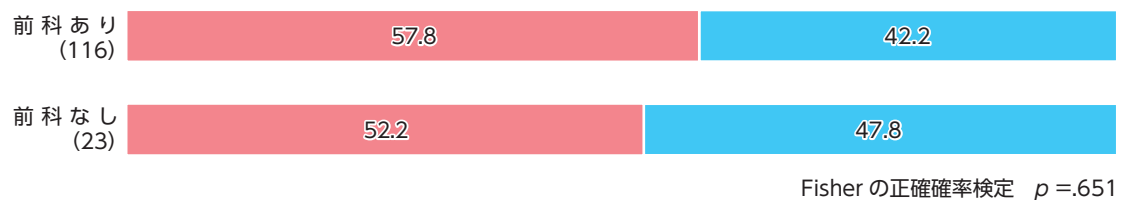
ア 男女別



イ 年齢層別



ウ 前科の有無別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 「年齢層」は、調査対象事件の犯行時の年齢による。
 6 「前科」は、調査対象事件より前の、道交違反等を除く、罰金以上の刑に処せられたものをいう。
 7 ()内は、実人員である。

2 出所受刑者・全部執行猶予者別

特殊詐欺、その他詐欺、無銭飲食等の手口別に分けて、再犯の有無別構成比を出所受刑者・全部執行猶予者別に見ると、3-3-2図のとおりである。

なお、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点までの再犯可能期間を算出するに当たり、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値（以下この節において「平均再犯可能期間」という。）を求めると、特殊詐欺の出所受刑者の平均再犯可能期間は625日であった。全部執行猶予者は調査した再犯可能期間が4年であり、出所受刑者と単純に比較できないことに留意する必要がある。

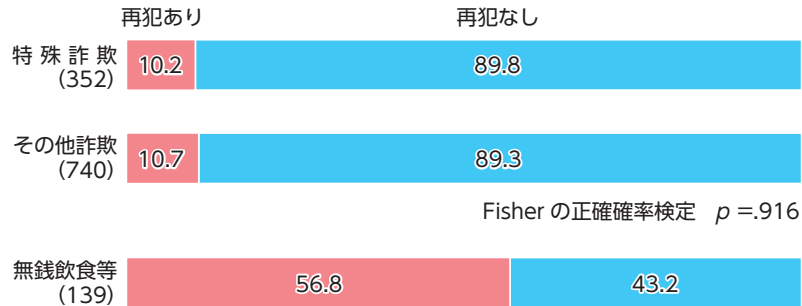
まず、特殊詐欺とその他詐欺の再犯ありの構成比を比較すると、どちらもおよそ1割であり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は認められなかった。

次に、特殊詐欺について、出所受刑者、全部執行猶予者ごとの再犯の有無別構成比を見ると、出所受刑者及び単純執行猶予者（保護観察の付かない全部執行猶予の者をいう。以下この節において同じ。）の再犯ありの構成比は、1割前後であったのに対し、保護観察付全部執行猶予者の再犯ありの構成比は、3割を超え、単純執行猶予者と比べて顕著に高かった。その他詐欺も、特殊詐欺と同様の傾向がみられ、Fisherの正確確率検定の結果、特殊詐欺と有意な差が見られる項目はなかった。

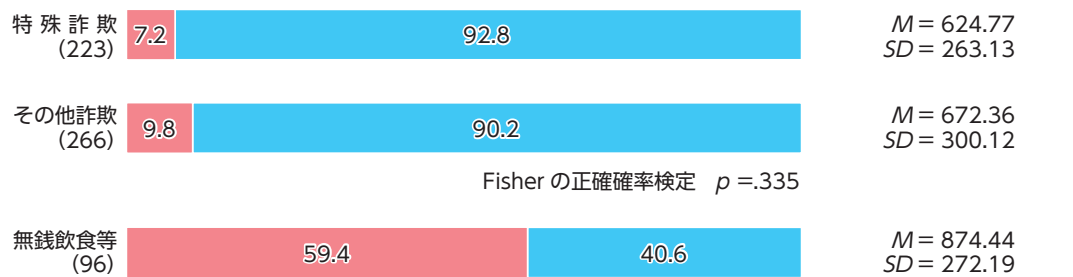
3-3-2図

再犯の有無別構成比（出所受刑者・全部執行猶予者別、犯行の手口別）

① 全対象者

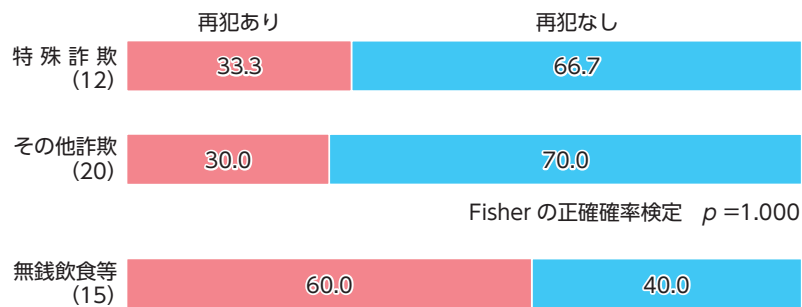


② 出所受刑者

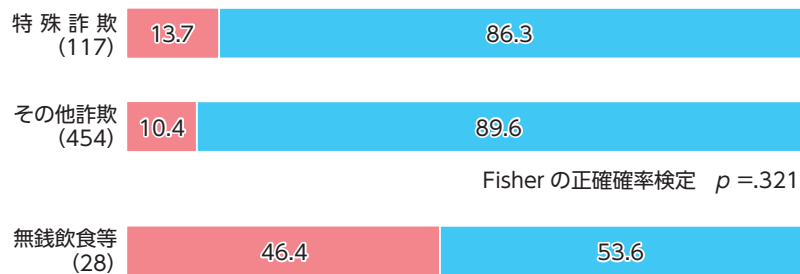


③ 全部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 単純執行猶予者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 「平均再犯可能期間」は、調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの期間から、刑事施設における受刑期間を減じた日数の平均値をいう。
 6 「単純執行猶予者」は、保護観察の付かない全部執行猶予の者である。
 7 () 内は、実人員である。

3 再犯の罪名別

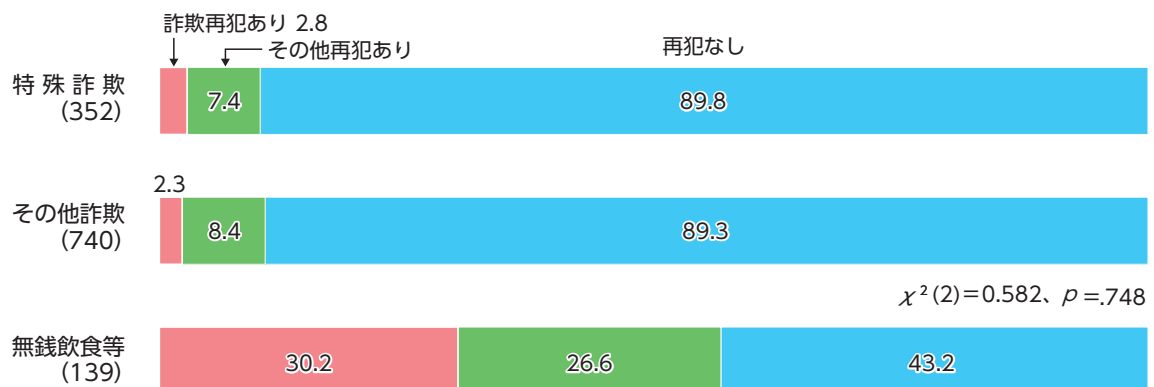
詐欺再犯・その他再犯（「詐欺再犯」は、再犯の判決罪名に詐欺を含むものをいい、「その他再犯」は、再犯の判決罪名が詐欺以外のものをいう。）別の構成比を、犯行の手口別に見ると、3-3-3図のとおりである。

特殊詐欺について、詐欺再犯ありの構成比は2.8%であるのに対し、その他再犯ありの構成比は7.4%と詐欺再犯よりもその他再犯の方が多かった。また、 χ^2 検定の結果、特殊詐欺とその他詐欺では、詐欺再犯・その他再犯別の構成比に有意な差は認められなかった。

なお、犯行の手口別の再犯ありの構成比を見るに当たっては、犯行の手口によって、調査対象事件で実刑に処せられた者の割合や調査対象事件の判決言渡日から4年が経過した時点においても受刑中の者の割合が異なるほか、再犯可能期間にも差異があることに留意する必要がある。

3-3-3図

詐欺再犯・その他再犯の有無別構成比（犯行の手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く。
 3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点における再犯の有無を示す。
 4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
 5 「詐欺再犯」は再犯の判決罪名に詐欺を含むものをいい、「その他再犯」は再犯の判決罪名が詐欺以外のものをいう。
 6 ()内は、実人員である。

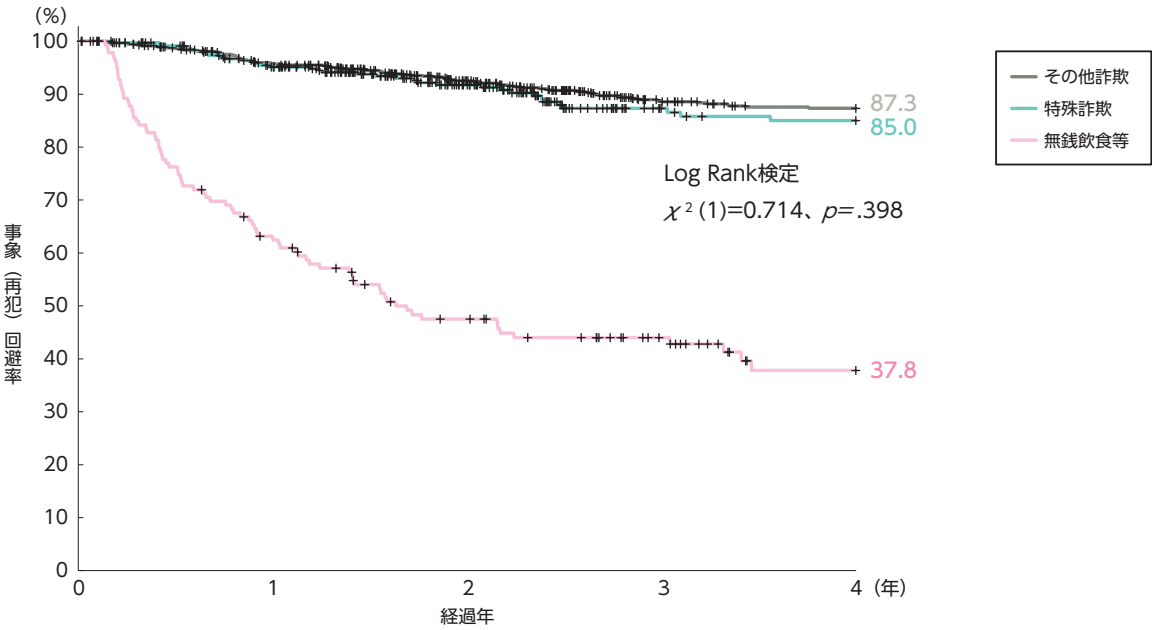
4 再犯率の推定

上記のとおり、再犯状況进行分析するにあたり、再犯可能期間にばらつきがあることから、再犯率を単純に比較することが困難であった。そこで、再犯可能期間の影響を考慮した分析を行うため、Kaplan-Meier推定法により生存分析を行い、Log-Rank検定により特殊詐欺事犯者与其他詐欺事犯者の再犯率（推定値）の比較を行うこととした。

調査対象事件の判決言渡日から4年以内の再犯期間について、犯行の手口（特殊詐欺、その他詐欺）を因子としてKaplan-Meier推定法による生存分析を行った結果が3-3-4図である。分析の結果、特殊詐欺事犯者の4年以内事象（再犯）回避率は、85.0%（再犯率15.0%）であり、生存期間の平均値は1,337日（ $SD=19.6$ ）であった。その他詐欺事犯者の4年以内事象（再犯）回避率は、87.3%（再犯率12.7%）であり、生存期間の平均値は1,355日（ $SD=11.8$ ）であった。Log-Rank検定の結果、特殊詐欺とその他詐欺では、有意な差は認められなかった。

3-3-4図

再犯状況の推定（犯行の手口別）



区 分	経過年			
	1年	2年	3年	4年
特殊詐欺 (352)	299 [95.1]	202 [91.8]	115 [87.3]	109 [85.0]
その他詐欺 (740)	672 [95.8]	560 [92.6]	444 [88.6]	421 [87.3]
無銭飲食等 (139)	84 [62.4]	57 [47.5]	37 [44.0]	21 [37.8]

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 異なる手口により2件以上の詐欺を行っていたものを除く。
3 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点までの再犯を計上している。
4 調査対象事件の判決言渡日から4年経過時点において受刑中の者、受刑中に死亡した者及び再犯に及ぶことなく死亡した者を除く。
5 グラフ中の「+」は、調査対象事件の判決言渡日から4年が経過し、観測が終了したことを示す。
6 図中の「事象（再犯）回避率」は、各時点までの再犯者の累積人員と、当該時点までに観測中で再犯の機会があった者（調査対象事件の第一審の判決確定日から4年が経過しておらず、かつ、再犯のない者）の数を用いて算出している推定値である。
7 「経過年」は、刑事施設の出所日又は執行猶予の判決言渡日を起算とし、1年を360日に換算して計上している。
8 表中の数字は、当該時点までに観察可能であった人員を示す。
9 表中の（ ）内は、各犯行の手口別の実人員を、[]内は、その時点での事象（再犯）回避率（推定）を示す。

第4節 特殊詐欺事犯者調査の結果

この節では、特殊詐欺事犯者（本章第1節参照）のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者（以下この節において「確定記録調査対象者」という。）を対象に行った特殊詐欺事犯者調査（同節参照）の結果を基に、同対象者が行った特殊詐欺事件の概要、同対象者の特徴、科刑状況等の実態を明らかにする。

1 特殊詐欺事件の概要

確定記録調査対象者の人員は、202人（男性199人、女性3人）であった。確定記録調査対象者が行った特殊詐欺には、1人の確定記録調査対象者が複数件の特殊詐欺を行った場合があるほか（3-4-5表参照）、複数の確定記録調査対象者が共に同一の者を被害者とする特殊詐欺を行った場合がある。確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の延べ件数から、被害者や主要な事実等が共通する事件の数を除くと、その件数は336件であった（以下この節においては、特に断りのない限り、確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の延べ件数から、被害者や主要な事実が共通する事件の数を除いたものを「特殊詐欺事件」という。）。特殊詐欺事件の犯行類型別（2-1-1表参照）構成比を見ると、3-4-1図のとおりである。オレオレ詐欺の構成比（59.2%、199件）が最も高く、次いで、金融商品詐欺（8.3%、28件）、架空料金請求詐欺（6.3%、21件）、ギャンブル詐欺（5.7%、19件）の順であった。融資保証金詐欺、交際あっせん詐欺及びキャッシュカード詐欺盗はなかった。

3-4-1図

特殊詐欺事件 犯行類型別構成比

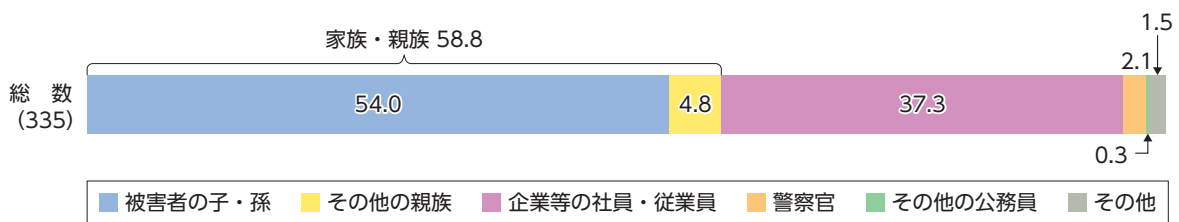


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、件数である。

特殊詐欺事件（架け子が詐称した身分が不詳のものを除く。）について、架け子（第2章第1節及び本節2項（1）参照）が詐称した身分（複数の身分を詐称した場合、最初に詐称した身分又は主に詐称した身分）別の構成比を見ると、3-4-2図のとおりである。家族・親族を詐称した事件の構成比は、約6割に上っている。個別に見ると、「被害者の子・孫」の構成比（54.0%、181人）が最も高く、次いで、「企業等の社員・従業員」（37.3%、125人）、「その他の親族」（4.8%、16人）の順であり、この三つの身分で96%を超える。

3-4-2図

特殊詐欺事件 架け子が詐称した身分別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 架け子が詐称した身分が不詳の事件を除く。
 3 複数の身分を詐称した場合、最初に詐称した身分又は主に詐称した身分として計上している。
 4 () 内は、件数である。

2 特殊詐欺事犯者（確定記録調査対象者）の特徴

（1） 基本的属性

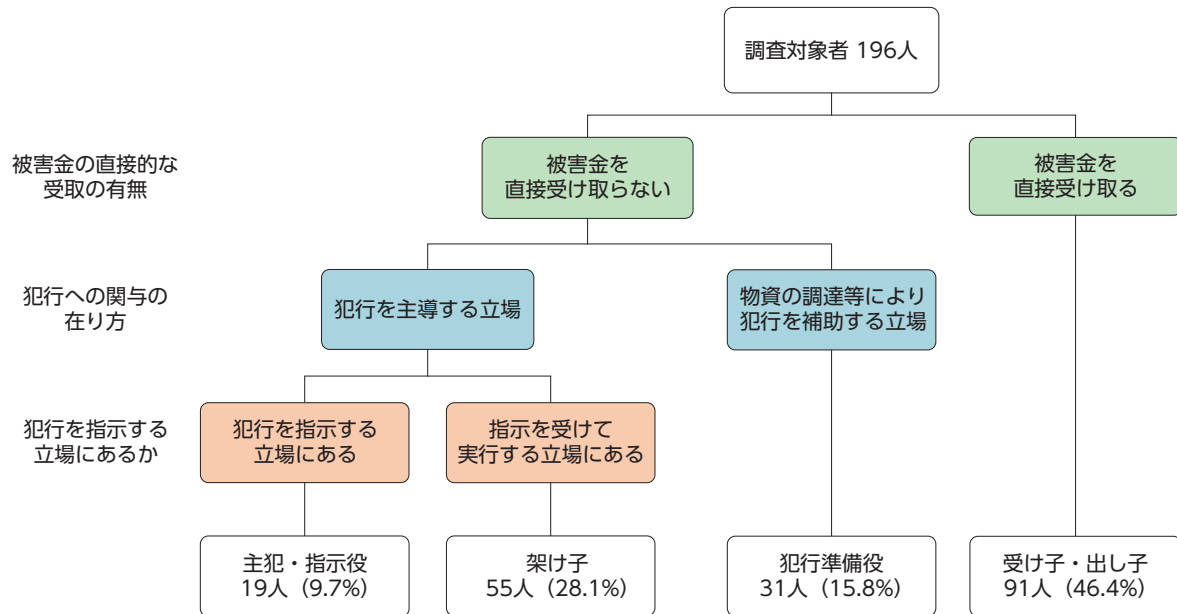
特殊詐欺の犯行グループは、「主犯・指示役」を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取るなどしたキャッシュカード等を用いてATMから現金を引き出す「出し子」、犯行に悪用されることを承知しながら、犯行拠点をあっせんしたり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を調達する「犯行準備役」等が役割を分担し、組織的に犯行を敢行している。

確定記録調査対象者について、その役割に着目し、被害金の直接的な受取の有無、犯行への関与の在り方、犯行を指示する立場にあるかという観点から類型化すると、3-4-3図のとおりである。役割の重複があった場合、①主犯・指示役、②架け子、③犯行準備役、④受け子・出し子の順に、各対象者に1種類の役割を割り当てた。なお、類型化を行った結果、特殊詐欺の役割が不詳の者等が6名いたため、本節において、特殊詐欺の役割類型別で見るときは、これらの者を分析対象から除外した。

確定記録調査対象者（196人）を役割類型別に見ると、被害金を直接受け取る「受け子・出し子」が46.4%を占めた。被害金を直接受け取らない者については、物資の調達等により犯行を補助する立場である「犯行準備役」が15.8%、犯行を主導する立場のうち犯行を指示する立場にある「主犯・指示役」が9.7%、「架け子」が28.1%であった。

3-4-3 図

特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の役割類型別人員等



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 確定記録調査対象者202人のうち、特殊詐欺の役割が不詳の者等を除く196人で類型化を行った。
 3 () 内は、構成比である。

確定記録調査対象者の属性等を役割類型別に見ると、**3-4-4図**のとおりである。役割類型における属性等の違いについて比較するため、 χ^2 検定を行ったところ、判決時の就労状況、検挙時の前歴及び検挙時の暴力団加入状況について、有意な差が認められた。

判決時の就労状況について、調整済み残差を見ると、「犯行準備役」は、無職の者の構成比が低く、「架け子」は高い傾向が見られた。

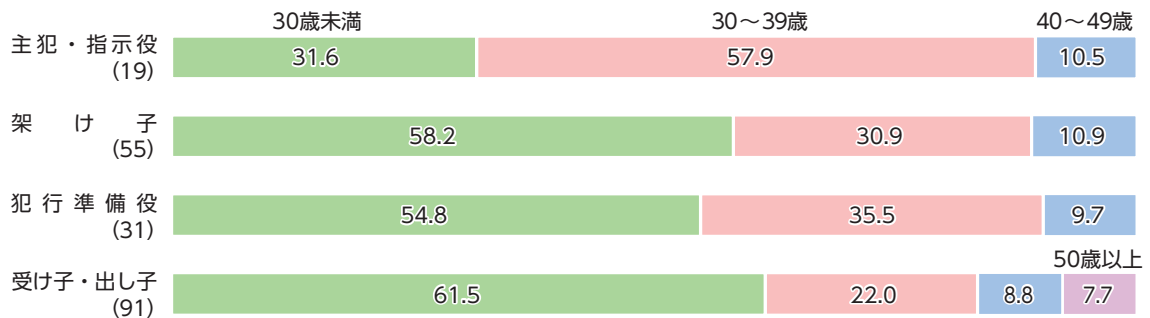
検挙時の前歴について、調整済み残差を見ると、「犯行準備役」は、同種及び異種を含む前歴を有する者の構成比が高い傾向が見られた。

検挙時の暴力団加入状況について、調整済み残差を見ると、「主犯・指示役」は、現役構成員の構成比が高かった一方、非加入の者の構成比が低い傾向が見られた。「架け子」は、非加入の者の構成比が高く、「犯行準備役」は、準構成員・周辺者の構成比が高かった一方、非加入の者の構成比が低い傾向が見られた。「受け子・出し子」は、非加入の者の構成比が高かった一方、現役構成員の構成比が低い傾向が見られた。

3-4-4図

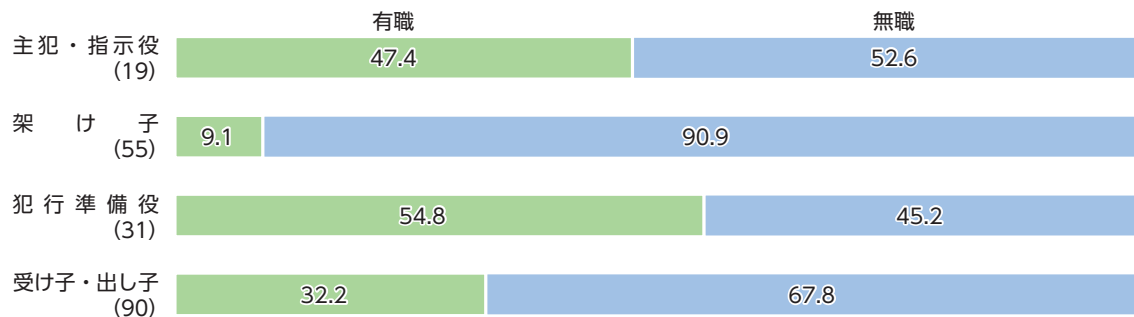
特殊詐欺事犯者 属性等別人員（特殊詐欺の役割類型別）

① 年齢層



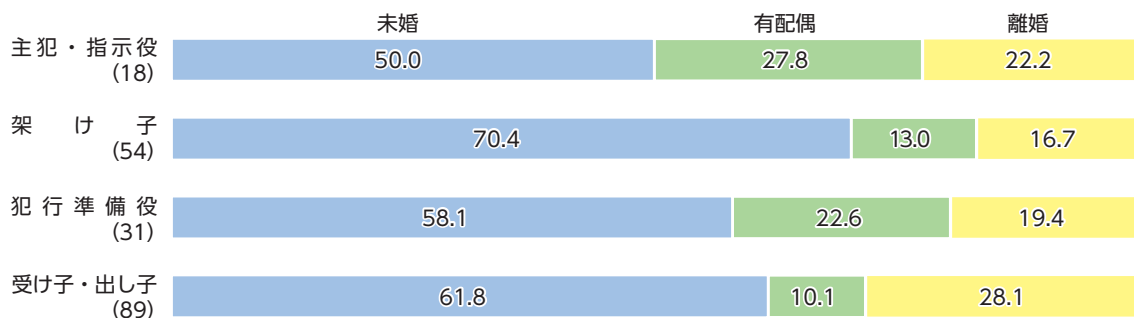
Fisher の正確確率検定 $p = .052$

② 就労状況



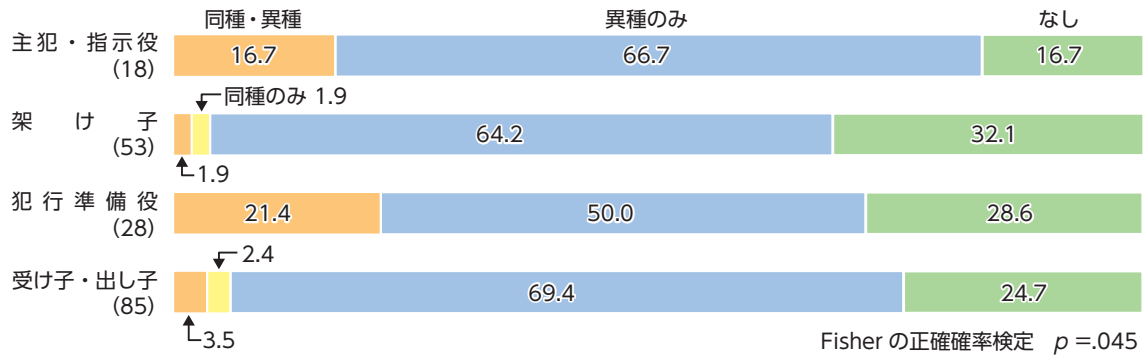
$\chi^2(3)=23.112$ 、 $p < .001$

③ 婚姻状況

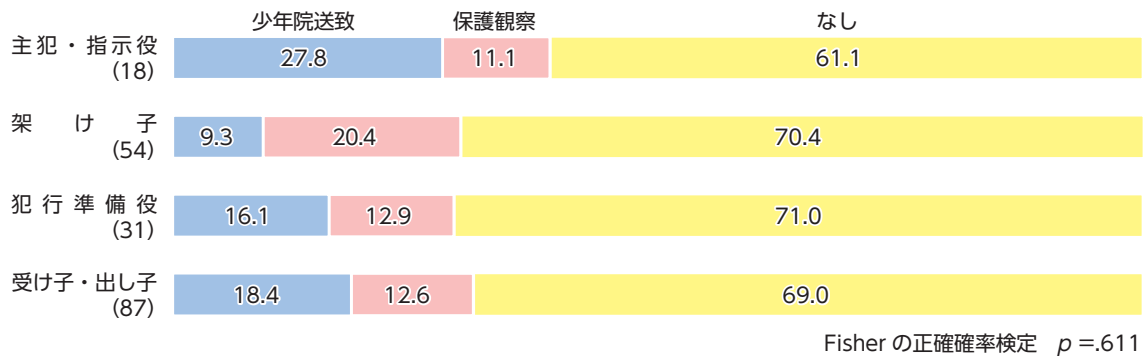


Fisher の正確確率検定 $p = .236$

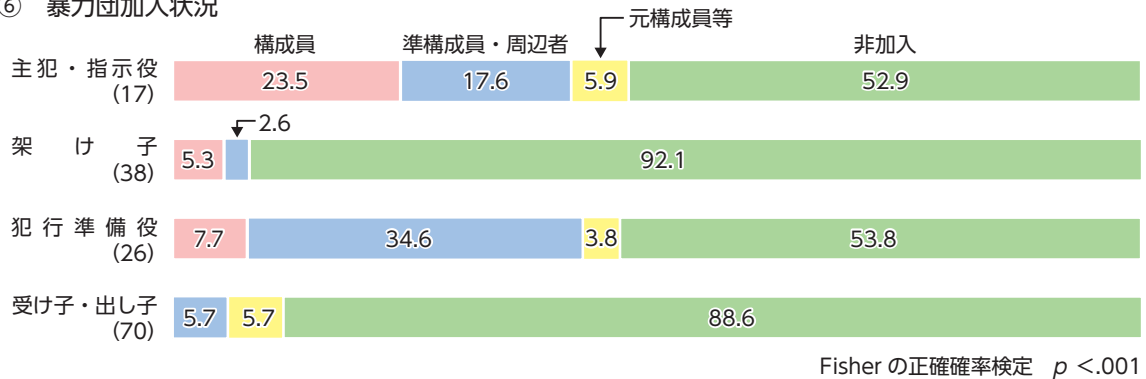
④ 前歴



⑤ 保護処分歴



⑥ 暴力団加入状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。
 3 「年齢層」は、犯行時の年齢による。ただし、複数の事件がある場合は、そのうちの最初の事件の犯行時の年齢による。
 4 「就労状況」は、判決時のものである。また、「無職」は、家事従事者を含み、「有職」は、学生・生徒を含む。
 5 「婚姻状況」は、検挙時のものであり、内縁関係によるものを含む。
 6 「前歴」は、検挙時のものである。
 7 「保護処分歴」は、検挙時のものである。「保護処分歴」が複数ある場合は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみがある者はいなかった。
 8 「暴力団加入状況」は、検挙時のものである。
 9 各属性等の特殊詐欺の役割類型別の人員における構成比である。
 10 () 内は、実人員である。

(2) 犯行の態様等

確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の事件数（判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数をいう。なお、複数の被害者がいる事件は異なる事件として計上している。）を役割類型別に見ると、**3-4-5表**のとおりである。犯行時の役割を独立変数、特殊詐欺の事件数を従属変数としてKruskal-Wallis検定及び多重比較（Dunn-Bonferroni法）を行った結果、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」より有意に事件数が多く、「架け子」は、「犯行準備役」よりも有意に事件数が多かった。犯行を主導する立場の役割を担っていた者の方が、より多くの事件に関わっていることが示唆された。

3-4-5表

特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の事件数（特殊詐欺の役割類型別）

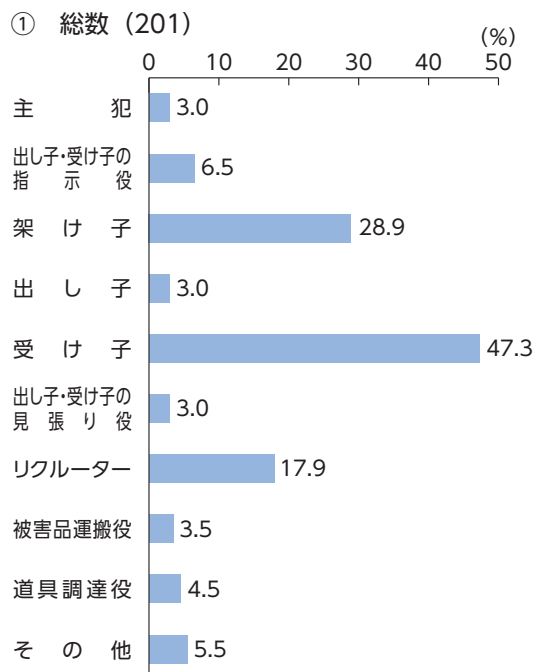
項 目	主犯・指示役 (19)		架け子 (55)		犯行準備役 (31)		受け子・出し子 (91)		統計値
	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	
特殊詐欺の 事 件 数	3	2-6	3	2-6	2	1-5	1	1-3	$H^{(3)} = 37.690, p < .001$ 受け子・出し子 < 主犯・指示役、架け子 犯行準備役 < 架け子

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 p 値は、Kruskal-Wallis検定による漸近有意確率である。
 3 多重比較は、Dunn-Bonferroniの方法によった。
 4 ()内は、実人員である。

確定記録調査対象者について、それぞれが関与した特殊詐欺事件（確定記録調査に係るものに限らない。）のいずれかにおいて、他に果たした役割（複数ある場合は重複計上する。）を総数・役割別に見ると、**3-4-6図**のとおりである。役割別（**同図②**）では、「ア 主犯又は出し子・受け子の指示役」（19人）は、「リクルーター（架け子、受け子、出し子等を犯行グループに勧誘する役割）」（36.8%）、「架け子」（15.8%）、「受け子」（10.5%）、「被害品運搬役」（10.5%）、「出し子・受け子の見張り役」（5.3%）、「道具調達役」（5.3%）の役割を果たしたことがある者がいた。「イ 架け子」（58人）及び「ウ 出し子又は受け子」（97人）は、総じて他に果たした役割がある者の該当率が低いが、その中では、「リクルーター」の経験がある者の該当率が最も高かった（前者は5.2%、後者は4.1%）。

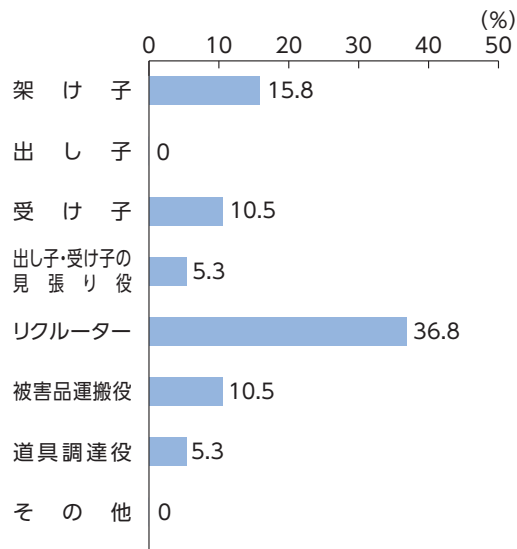
3-4-6 図

特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の役割（総数・特殊詐欺の役割別）

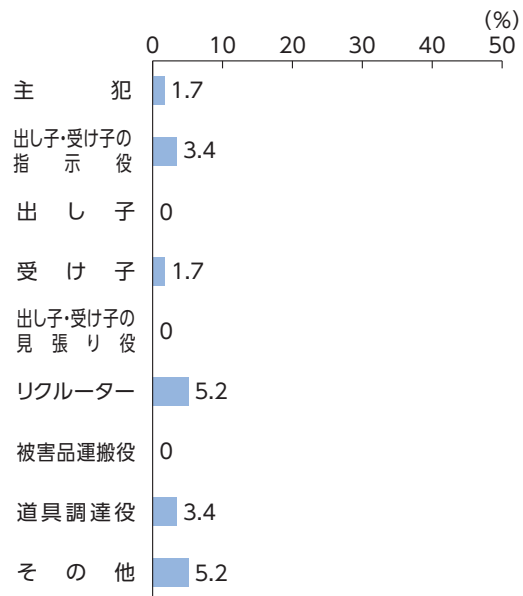


② 特殊詐欺の役割別

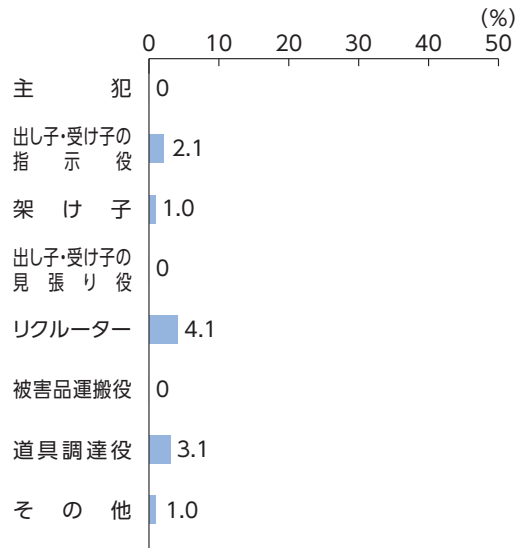
ア 主犯又は出し子・受け子の指示役 (19)



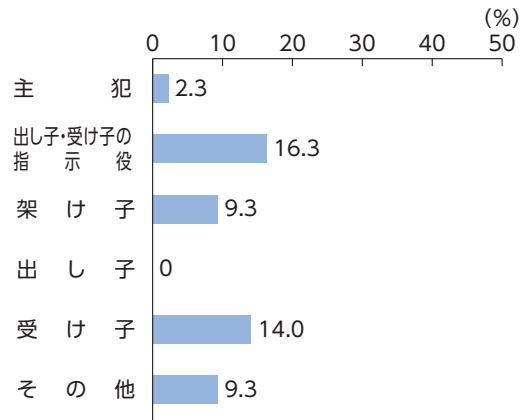
イ 架け子 (58)



ウ 出し子又は受け子 (97)



エ その他 (43)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 特殊詐欺の役割が不詳の者を除く。
 3 ②のアからエは、調査対象者が及んだ特殊詐欺事件のいずれかで、各役割を担ったことがある者を計上している。
 「エ その他」は、出し子・受け子の見張り役、リクルーター、被害品運搬役又は道具調達役である。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 () 内は、実人員である。

確定記録調査対象者（報酬として受け取った金銭の有無が不詳の者を除く。）のうち共犯者がいる者について、報酬として受け取った金銭の有無を役割類型別に見ると、3-4-7表①のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、報酬として金銭を受け取った者の構成比は、「架け子」が高く、「受け子・出し子」が低い傾向が見られた。

確定記録調査対象者（報酬を受け取った又は受け取る約束をしていた者のうち、報酬額が不詳の者を除く。）のうち共犯者がいる者について、報酬額（複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計をいう。）を役割類型別に見ると、3-4-7表②のとおりである。なお、報酬額は、裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額であり、確定記録調査対象者自身の供述等の証拠によることも少なくないと思われる点等に留意する必要がある。犯行時の役割を独立変数、報酬額を従属変数としてKruskal-Wallis検定及び多重比較（Dunn-Bonferroni法）を行った結果、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」より有意に報酬額が高く、「架け子」は、「犯行準備役」よりも有意に報酬額が高かった。

3-4-7表

特殊詐欺事犯者 報酬として受け取った金銭の有無・報酬額（特殊詐欺の役割類型別）

① 報酬として受け取った金銭の有無

項 目	主犯・指示役 (14)		架け子 (49)		犯行準備役 (24)		受け子・出し子 (82)		統計値
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	
な し	3	21.4	7	14.3	10	41.7	46	56.1	$\chi^2 (3) = 24.533, p < .001$
あ り	11	78.6	42	85.7	14	58.3	36	43.9	

② 報酬額

項 目	主犯・指示役 (14)		架け子 (49)		犯行準備役 (24)		受け子・出し子 (82)		統計値
	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	中央値	四分位 範囲	
報酬額 [千円]	525	7.5- 3,125	800	152.5- 1,050	35	0-225	0	0-50	$H (3) = 51.567, p < .001$ 受け子・出し子 < 主犯・指示役、架け子 犯行準備役 < 架け子

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「報酬額」が不詳の者を除く。

3 「報酬額」は、裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額であり、複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計である。

4 ①において、「なし」は、報酬を受け取る約束をしていたものの、実際には受け取っていない者を含む。

5 ②において、報酬額が0円の者には、報酬を受け取る約束をしていたものの、実際には受け取っていない者を含む。

6 p 値は、 χ^2 検定及びKruskal-Wallis検定における漸近有意確率である。

7 ②において、多重比較は、Dunn-Bonferroniの方法によった。

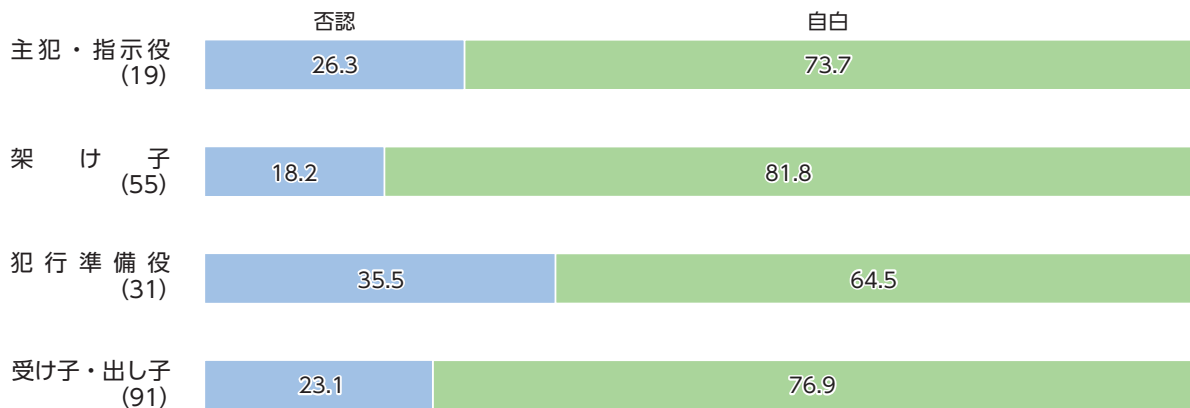
8 ()内は、実人員である。

(3) 公判時の認否

確定記録調査対象者（公判時の認否が不詳の者を除く。）の詐欺関係の罪の公判時の認否の状況（確定記録調査に係るものに限らない。事件が複数ある者で、一つでも「否認」がある者は「否認」に計上している。）を特殊詐欺の役割類型別に見ると、**3-4-8図**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差は認められなかった。

3-4-8図

特殊詐欺事犯者 公判時の認否状況別構成比（特殊詐欺の役割類型別）



$\chi^2(3)=3.362, p=.339$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 事件が複数ある者で、一つでも「否認」がある者は「否認」に計上している。なお、「黙秘」に該当する者はいなかった。

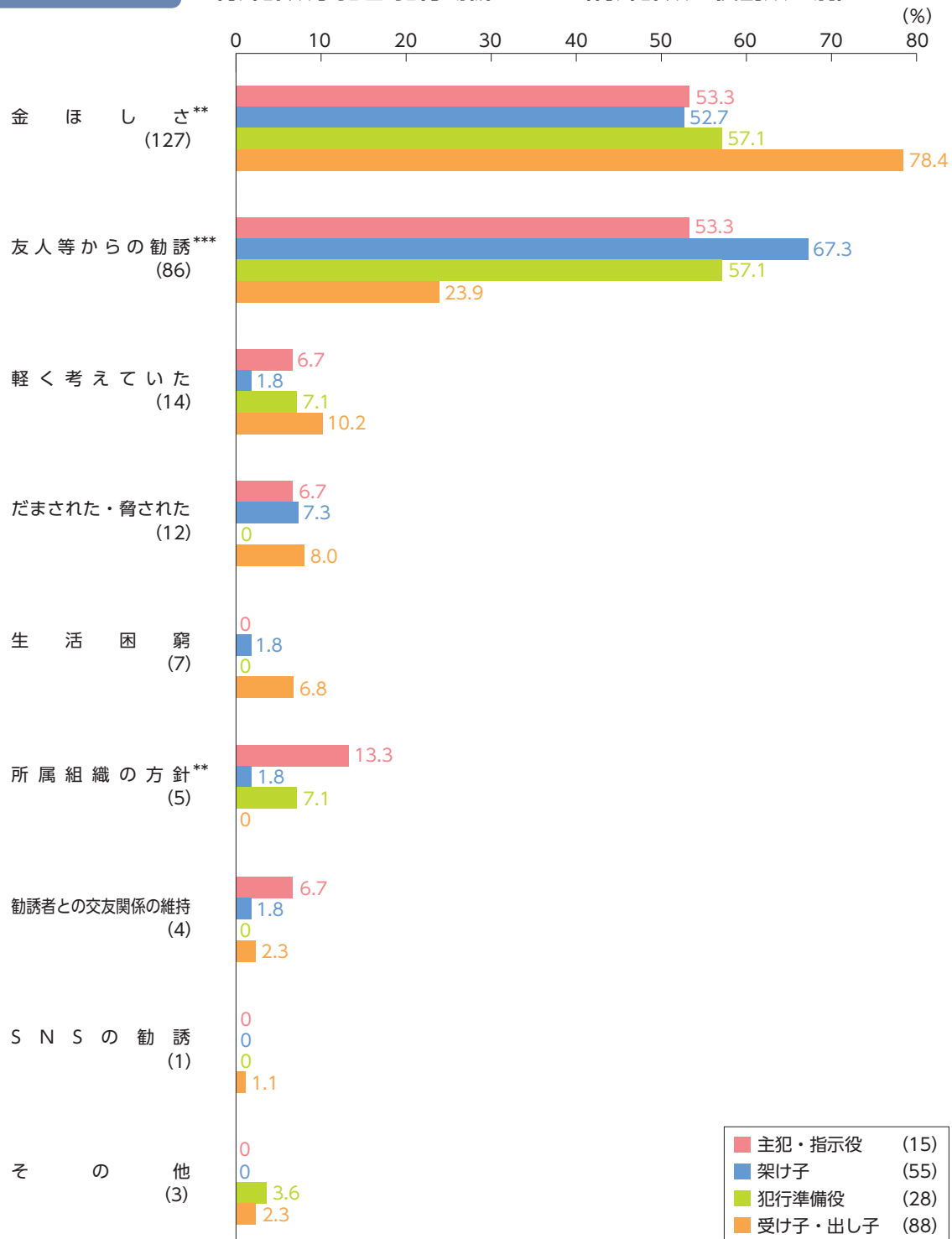
3 () 内は、実人員である。

(4) 犯行の動機・背景事情

確定記録調査対象者（犯行の動機・理由が不詳の者を除く。）が特殊詐欺に及んだ動機・理由を役割類型別に見ると、**3-4-9図**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、「主犯・指示役」は、「所属組織の方針」の該当率が高い傾向が見られた。「架け子」は、「友人からの勧誘」の該当率が高かった一方で、「金ほしさ」の該当率が低い傾向が見られた。「受け子・出し子」は、「金ほしさ」の該当率が高かった一方で、「友人からの勧誘」及び「所属組織の方針」の該当率が低い傾向が見られた。「受け子・出し子」は、金銭目的で犯行に至っている者が多いものの、他の役割と比較して報酬額が低く（**3-4-7表**参照。）、犯行の動機とは裏腹に金銭を得られていないことが分かる。

3-4-9図

特殊詐欺事犯者 犯行動機・理由（特殊詐欺の役割類型別）

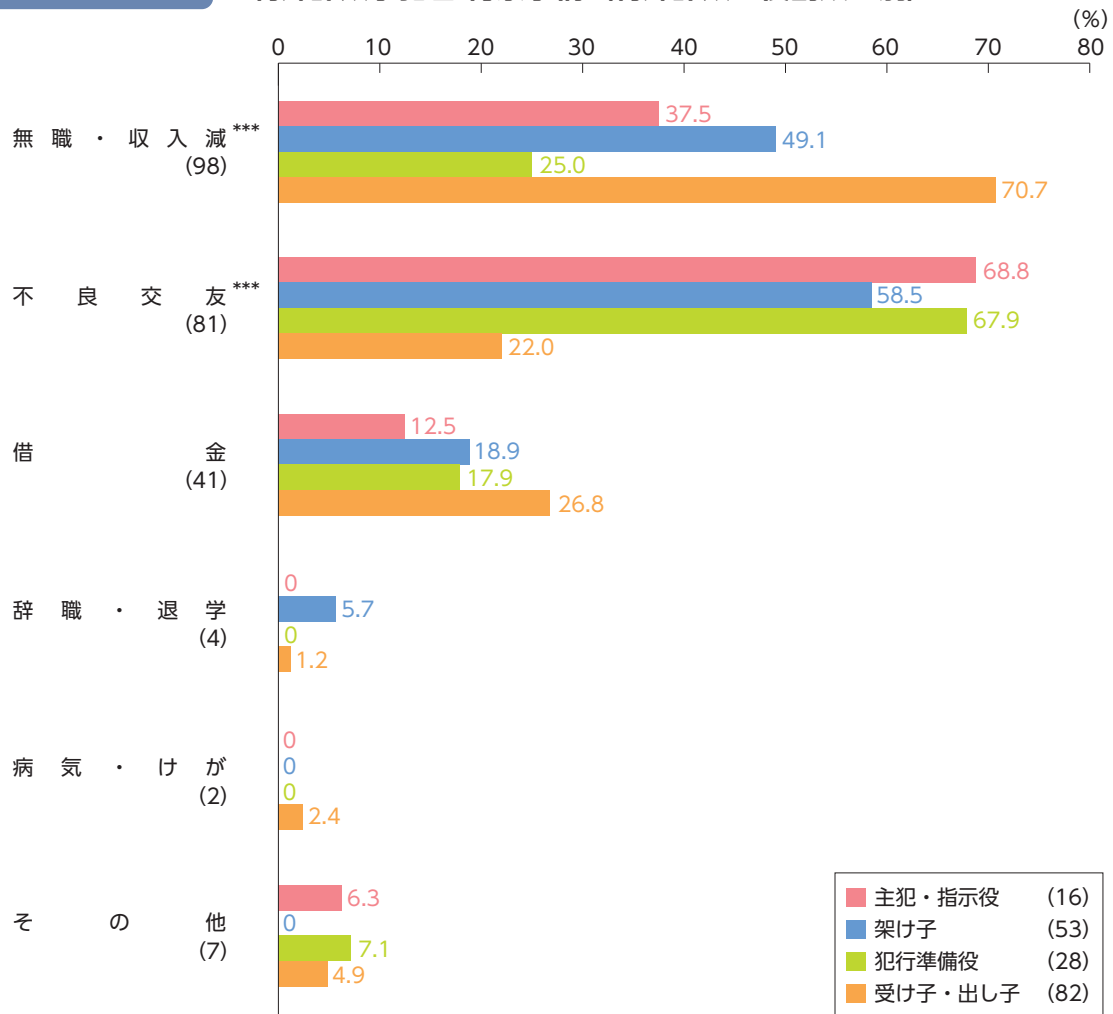


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行動機又は理由が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定によった。
 5 凡例の（ ）内は、特殊詐欺の役割類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目の該当者の人員である。

確定記録調査対象者（背景事情が不詳の者を除く。）が特殊詐欺に及んだ背景事情を役割類型別に見ると、3-4-10図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、「主犯・指示役」及び「架け子」においては、「不良交友」の該当率が高い傾向が見られた。「犯行準備役」においても、「不良交友」の該当率が高かった一方、「無職・収入減」の該当率が低い傾向が見られた。「受け子・出し子」においては、「無職・収入減」の該当率が高かった一方、「不良交友」の該当率が低い傾向が見られた。

3-4-10図

特殊詐欺事犯者 背景事情（特殊詐欺の役割類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行時の背景事情が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 凡例の（ ）内は、特殊詐欺の役割類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目の該当者の人員である。

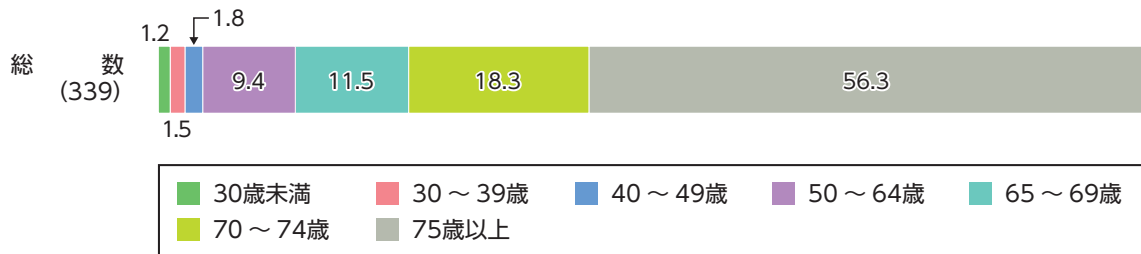
3 被害状況等

(1) 被害者の年齢層

特殊詐欺事件（被害者の年齢が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、事件当時の被害者の年齢層別構成比を見ると、**3-4-11図**のとおりである。65歳以上の高齢者の事件が86.1％であり、特に75歳以上の者の事件が56.3％を占めた。被害者の大半が高齢者であり、高齢者の中でも75歳以上の者の割合が特に高いことが分かる。

3-4-11図

特殊詐欺事件 被害者の年齢層別構成比



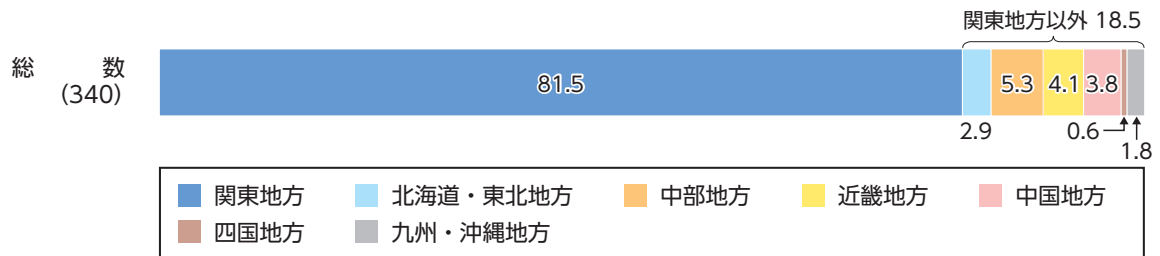
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の年齢が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 事件当時の被害者の年齢による。
 5 () 内は、件数である。

(2) 被害者の居住状況

特殊詐欺事件（被害者の居住地が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、事件当時の被害者の居住地別構成比を見ると、3-4-12図のとおりである。確定記録調査は、特殊詐欺事犯者のうち、東京地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所及び千葉地方裁判所で判決の言渡しを受けた者を対象に行ったものであるため、関東地方の構成比（81.5%）が最も高かったが、被害者が関東地方以外の地方に居住する者である事件も約2割を占め、関東地方に限らず、被害が広範に及んでいることが分かる。

3-4-12図

特殊詐欺事件 被害者の居住地別構成比

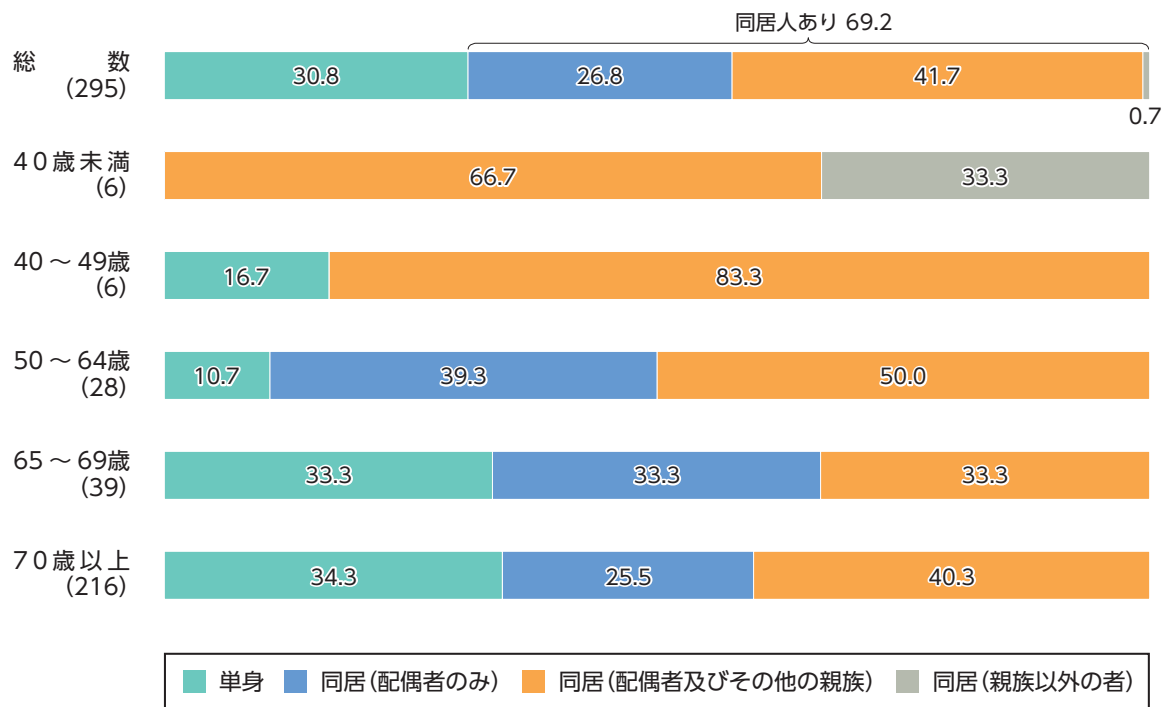


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の居住地が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 事件当時の被害者の居住地による。
 5 「北海道・東北地方」は札幌・仙台、「関東地方」は東京、「中部地方」は名古屋、「近畿地方」は大阪、「中国地方」は広島、「四国地方」は高松、「九州・沖縄地方」は福岡の各高等検察庁管内の都道府県に被害者の居住地がある場合をいう。
 6 () 内は、件数である。

特殊詐欺事件（被害者の同居人の有無及び被害者の年齢が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、被害者が最初に犯人グループと接触したときの被害者の同居人の有無別構成比を総数・被害者の年齢層別に見ると、3-4-13図のとおりである。総数では、被害者が単身居住であった事件の構成比は、30.8%であった。被害者に同居人がある事件について、被害者の同居相手を見ると、配偶者及びその他の親族の構成比（配偶者以外の親族のみと同居している場合も含む。）が最も高く（41.7%）、次いで、配偶者のみ（26.8%）、親族以外の者（0.7%）の順であった。被害者の年齢層別に見ると、被害者が単身居住であった事件の構成比は、70歳以上（34.3%）が最も高かった。

3-4-13図

特殊詐欺事件 被害者の同居人の有無別構成比（総数・被害者の年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者の同居人の有無及び被害者の年齢が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 被害者が最初に犯人グループと接触したときの被害者の同居人の有無による。
 5 事件当時の被害者の年齢による。
 6 「同居（配偶者及びその他の親族）」は、配偶者以外の親族のみと同居している場合を含む。
 7 （ ）内は、件数である。

(3) 犯人からの接触状況

特殊詐欺事件（被害者への最初の連絡方法が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、犯人グループから被害者への最初の連絡方法別構成比を見ると、**3-4-14図**のとおりである。固定電話の構成比（86.2%）が顕著に高く、携帯電話（7.6%）と合わせて電話によるものが9割を超えた。

3-4-14図

特殊詐欺事件 被害者への最初の連絡方法別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害者への最初の連絡方法が不詳の事件を除く。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 () 内は、件数である。

(4) 被害者の相談状況

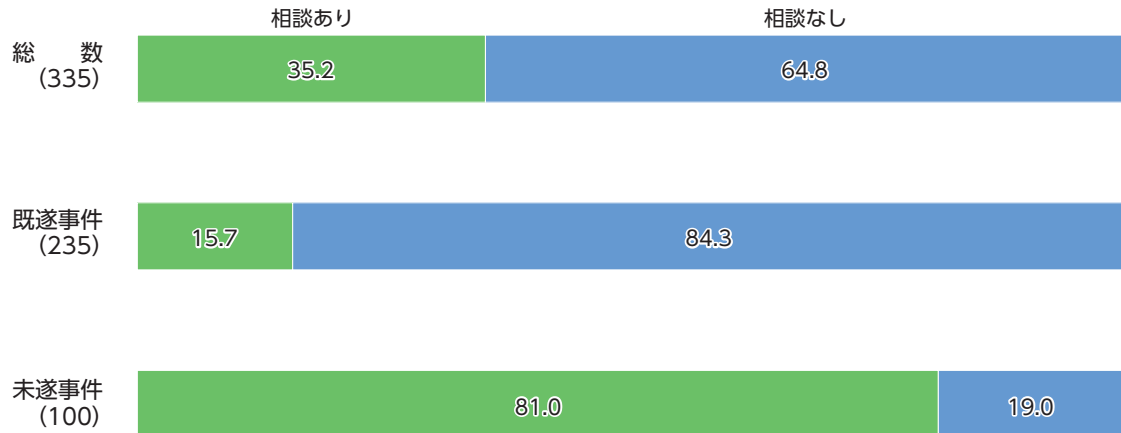
特殊詐欺事件（被害者の相談の有無が不詳の事件を除き、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、被害者が相談（被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。以下（4）において同じ。）した状況等を総数、既遂事件・未遂事件別に見ると、**3-4-15図**のとおりである。

「相談あり」の構成比は、既遂事件では15.7%、未遂事件では81.0%と、顕著な差があった。被害者が相談した事件について、相談した相手の内訳を見ると、既遂事件と未遂事件共に、「同居の家族・親族」に相談した構成比が最も高かった（それぞれ64.9%、40.7%）。一方、未遂事件は、「同居していない家族・親族」に相談した事件の構成比が29.6%であり、既遂事件（13.5%）よりも高かった。また、「金融機関職員」に相談した6人は、全員が未遂事件であった。

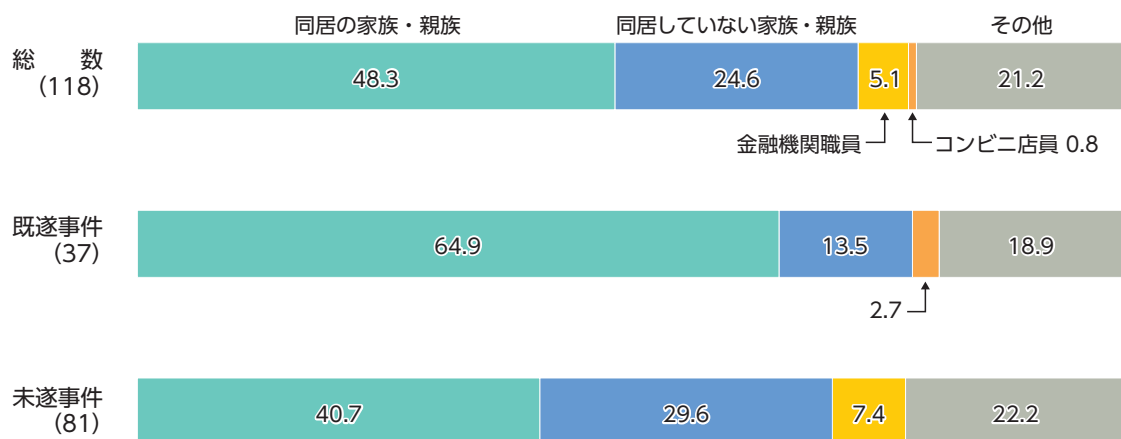
3-4-15図

特殊詐欺事件 被害者の相談状況（総数・既遂事件・未遂事件別）

① 相談の有無



② 相談した相手



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「相談」は、被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。
 3 被害者の相談の有無が不詳の事件を除く。
 4 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 5 ②は被害者が相談した事件に限る。
 6 各項目の総数・既遂事件・未遂事件別の事件数における構成比である。
 7 ()内は、件数である。

特殊詐欺事件のうち未遂事件（一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。）について、最初に詐欺に気付いた者別の構成比を見ると、**3-4-16図**のとおりである。

最初に詐欺に気付いた者が被害者自身である事件が過半数（52.0％）を占め、次いで、「同居の家族・親族」（14.0％）、「金融機関職員」（12.0％）、「同居していない家族・親族」（9.0％）の順であった。

3-4-16図

特殊詐欺（未遂）事件 最初に詐欺に気付いた者別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 未遂事件に限る。
 3 一つの事件に複数の被害者がいる場合は、それぞれ計上している。
 4 () 内は、件数である。

4 科刑状況

確定記録調査対象者について、有期の懲役の科刑状況別構成比を、総数並びに特殊詐欺の事件数別及び役割類型別に見ると、3-4-17図のとおりである。

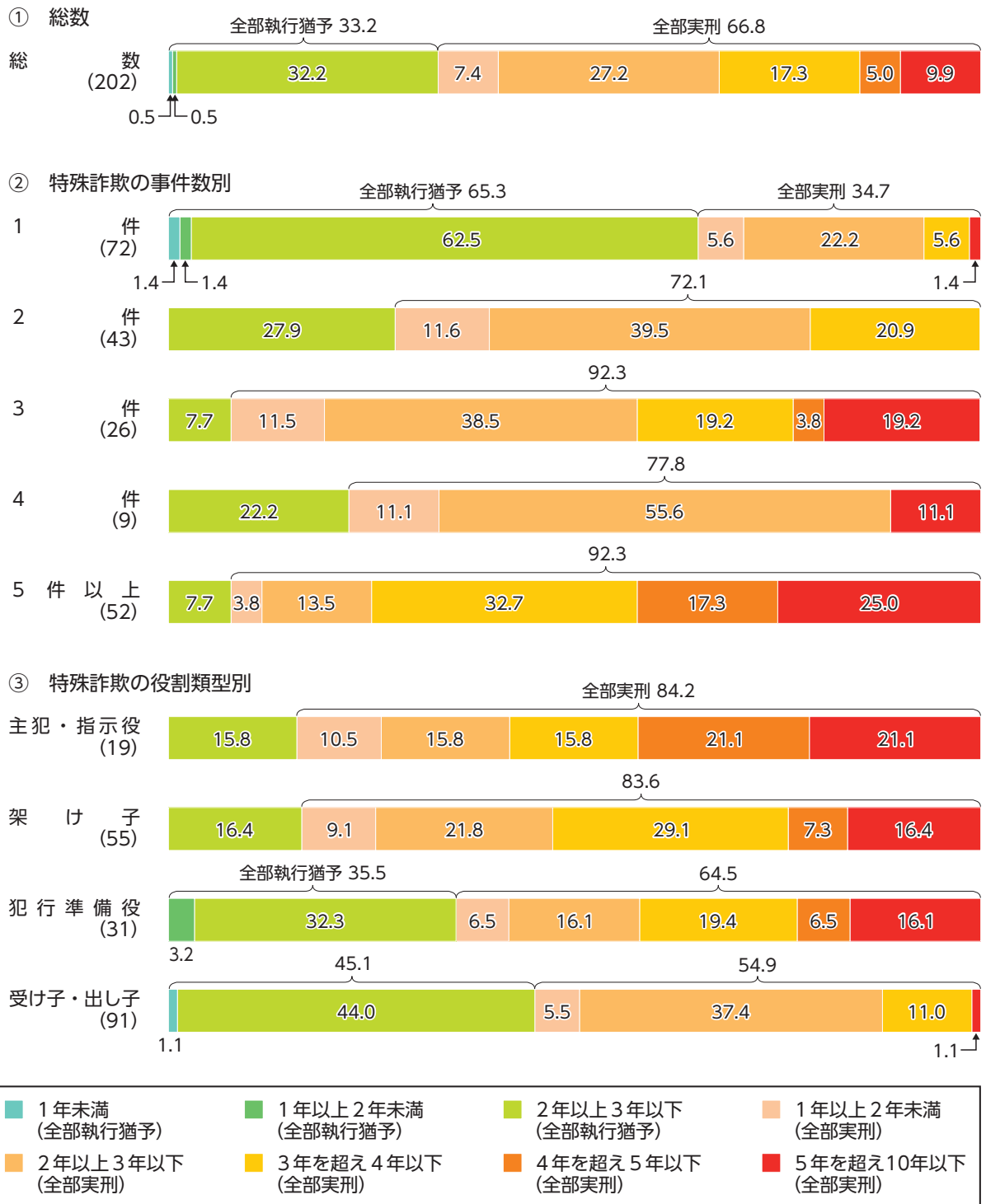
総数では、約3分の1が全部執行猶予の者、約3分の2が全部実刑の者（一部執行猶予の者はいなかった。）であった。全部実刑の者の刑期について見ると、2年以上3年以下の者の構成比（27.2%）が最も高く、次いで、3年を超え4年以下の者（17.3%）、5年を超え10年以下の者（9.9%）、1年以上2年未満の者（7.4%）、4年を超え5年以下の者（5.0%）の順であった。

確定記録調査対象者が行った特殊詐欺の事件数別に見ると、事件数ごとに母数が異なること等に留意する必要があるが、全部実刑の者の構成比は、1件では34.7%、2件では72.1%、3件では92.3%、4件では77.8%、5件以上では92.3%であった。全部実刑の者の刑期を見ると、1件から4件までは、いずれも2年以上3年以下の者の構成比が最も高かった。他方、5件以上では、3年を超え4年以下の者（32.7%）の構成比が最も高かった。また、全部執行猶予の者の刑期について見ると、2年未満は、特殊詐欺の事件数が1件のものに2人いるのみであり、その余は2年以上3年以下であった。

特殊詐欺の役割類型別では、全部実刑の者の構成比は、「主犯・指示役」（84.2%）が最も高く、次いで、「架け子」（83.6%）、「犯行準備役」（64.5%）、「受け子・出し子」（54.9%）の順であった。全部実刑の者の刑期を見ると、5年を超え10年以下の者及び4年を超え5年以下の者の構成比は、「主犯・指示役」（それぞれ21.1%）が最も高く、次いで、「架け子」（16.4%、7.3%）、「犯行準備役」（16.1%、6.5%）、「受け子・出し子」（1.1%、なし）であった。

3-4-17図

特殊詐欺事犯者 有期刑(懲役)科刑状況別構成比(総数、特殊詐欺の事件数別・役割類型別)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「特殊詐欺の事件数」は、判決時に認定された事件のうち、特殊詐欺に該当する事件の総数である。なお、複数の被害者がいる場合は、異なる事件として計上している。

3 ③において、「特殊詐欺の役割類型」が不詳の者を除く。

4 () 内は、実人員である。

第4章 詐欺・窃盗初入受刑者調査

前章では、詐欺事犯者を対象として、裁判書及び刑事確定記録等の資料を使用した調査を行い、客観的な情報から、特殊詐欺事犯者の実態や特性、処分後の成り行き等を明らかにした。続いて、本章では、詐欺・窃盗による初入受刑者を対象として実施した質問紙調査の結果から見た特殊詐欺事犯者の特徴等について紹介する。

第1節 詐欺・窃盗初入受刑者調査の概要

1 調査の趣旨

本調査は、警察庁科学警察研究所と法務総合研究所が共同で実施したものである。詐欺・窃盗の初入受刑者を対象として、捜査や処遇の在り方を検討することを目的に、警察官・検察官の取調べ等に関する意識や、受刑者の性格・動機等について調査した。本章では、特殊詐欺事犯者の資質面の特徴を明らかにし、処遇に資する知見を得ることを目的として、受刑者の性格・態度等について分析を行った。なお、本調査の結果の一部は、服部他（2022）で発表した内容を含んでいる。

2 調査方法

（1）調査対象者

平成30年7月1日から8月31日までの間、主に初入の男子受刑者を収容する全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。）において、新たに刑執行開始時調査を実施した者のうち、判決罪名（判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名をいう。以下同じ。）に窃盗又は詐欺を含む初入の男子受刑者を対象とした。ただし、詐欺事犯の対象者数を確保するため、判決罪名に詐欺を含む初入の男子受刑者については、同年9月30日までを調査実施期間とした。

(2) 調査実施方法

調査対象者である受刑者に対し、質問紙を配布し、居室、教室等において実施した。回答は任意であり、回答の有無及び回答の内容が今後の処遇や評価に影響したり、不利益になったりすることはないことについて説明した上で、調査に協力するか（「回答する」又は「回答しない」から選択）、回答を別の研究に利用することについて同意するか（「同意する」又は「同意しない」から選択）について回答を求めた。

(3) 調査項目

調査項目は、次のとおりである。ただし、警察官・検察官の取調べに関する項目については、本研究では取扱わないため、本章では割愛する。

ア 受刑者に関する基本的情報

現在の年齢

刑期

婚姻状況

つながりのある家族等

最終学歴

就労状況

逮捕歴

イ 受刑に係る事件に関する情報

判決罪名及び犯行の手口

共犯者の有無及び犯行の役割

事件を起こしたきっかけ

罪悪感

裁判での認否

ウ 受刑者の性格・態度等の情報

性格特性

更生への動機づけ

3 分析方法

(1) 分析対象者

回答が得られた418人の受刑者のうち、調査への協力及び回答内容の研究への利用について同意が得られた者を分析対象者とし、判決罪名について「詐欺」又は「窃盗」と回答しなかった者については、分析から除外した。その結果、最終的な分析対象者は、393人であった。

判決罪名について「詐欺」と回答し（「詐欺」及び「窃盗」の両方に該当すると回答した者を含む。）、その犯行の手口について「特殊詐欺」と回答した94人（23.9%）を「特殊詐欺群」、判決罪名を「詐欺」と回答し、犯行の手口について「特殊詐欺」以外と回答した81人（20.6%）を「その他詐欺群」、判決罪名を「窃盗」と回答した218人（55.5%）を「窃盗群」とした。

(2) 統計的分析

調査結果の分析は、主にクロス集計表による分析を行うこととし、 χ^2 検定を実施した。度数が少ない場合など、 χ^2 検定に適さない場合には、Fisherの正確確率検定を実施した。また、必要に応じて、各項においてその他の分析方法を用いた。分析には、IBM SPSS Statistics 26を使用し、有意水準は5%に設定した。

4 倫理的配慮

本調査は、警察庁科学警察研究所の倫理審査委員会の承認及び刑事施設を所管する法務省矯正局の了解を得た上で実施した。調査の実施に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して行った。

第2節 詐欺・窃盗初入者調査の対象者

1 調査対象者の属性等

4-2-1表は、調査対象者393人の各属性等について、罪種別の χ^2 検定の結果を示したものである。

調査対象者の平均年齢は、全体では38.0歳、特殊詐欺群では30.3歳、その他詐欺群では40.8歳、窃盗群では40.2歳であった。また、年齢の幅は、全体では20歳から78歳、特殊詐欺群では20歳から63歳、その他詐欺群では21歳から71歳、窃盗群では20歳から78歳であった。年齢層を見ると、特殊詐欺群では、「30歳未満」の構成比が62.4%と高い一方、「50～64歳」の構成比が4.3%と低く、「65歳以上」の者はいなかった。その他詐欺群、窃盗群では、「30歳未満」の構成比が低く、その他詐欺群では「50～64歳」が、窃盗群では「65歳以上」の構成比が高かった。したがって、特殊詐欺群は比較的年齢層の低い者が、その他詐欺群及び窃盗群は年齢層の高い者が、それぞれ多い傾向にあった。

言い渡された刑期（複数の刑がある場合は、すべての刑の合計であり、「5年を超える」には無期徒刑を含む。）を見ると、特殊詐欺群は、「1年以下」の者がおらず、「2年以下」の者の構成比が低い一方、「3年以下」、「4年以下」及び「5年以下」の者の構成比が高かった。その他詐欺群は、「5年を超える」者の構成比が高く、窃盗群は、「1年以下」及び「2年以下」の者の構成比が高かった。

今回の事件により刑事施設に入所する前の逮捕歴を見ると、特殊詐欺群及びその他詐欺群は、「逮捕歴なし」の構成比が高く、窃盗群は、「逮捕歴あり」の構成比が高かった。

取調べ開始時の就労状況について、特殊詐欺群は、「無職」の構成比が高く、その他詐欺群は、「有職」の構成比が高かった。

取調べ開始時の婚姻状況について、群ごとの有意な差は認められず、いずれの群も6割から7割の者が未婚であった。また、同居又は日常的に連絡を取るなどのつながりを持っていた家族等の有無についても、群ごとの有意な差は認められなかった。

4-2-1表

調査対象者の属性等

属性等	区 分	総 数 [393]	特殊詐欺 [94]	その他詐欺 [81]	窃 盗 [218]	χ^2 値
年 齢 層	30 歳 未 満	143 (36.6)	58 (62.4)	19 (23.8)	66 (30.3)	52.326***
	30 ～ 39 歳	102 (26.1)	20 (21.5)	25 (31.3)	57 (26.1)	
	40 ～ 49 歳	52 (13.3)	11 (11.8)	9 (11.3)	32 (14.7)	
	50 ～ 64 歳	70 (17.9)	4 (4.3)	24 (30.0)	42 (19.3)	
	65 歳 以 上	24 (6.1)	-	3 (3.8)	21 (9.6)	
刑 期	1 年 以 下	30 (8.0)	-	3 (3.9)	27 (13.2)	79.501***
	2 年 以 下	106 (28.3)	7 (7.4)	20 (26.0)	79 (38.7)	
	3 年 以 下	128 (34.1)	48 (51.1)	20 (26.0)	60 (29.4)	
	4 年 以 下	70 (18.7)	25 (26.6)	17 (22.1)	28 (13.7)	
	5 年 以 下	19 (5.1)	10 (10.6)	6 (7.8)	3 (1.5)	
	5年を超える	22 (5.9)	4 (4.3)	11 (14.3)	7 (3.4)	
逮 捕 歴	あ り	268 (68.4)	42 (44.7)	45 (56.3)	181 (83.0)	51.482***
	な し	124 (31.6)	52 (55.3)	35 (43.8)	37 (17.0)	
就 労 状 況	有 職	184 (51.8)	36 (42.4)	48 (64.0)	100 (51.3)	7.530*
	無 職	171 (48.2)	49 (57.6)	27 (36.0)	95 (48.7)	
婚 姻 状 況	有 配 偶	116 (29.6)	29 (30.9)	28 (35.0)	59 (27.1)	1.863
	未 婚	276 (70.4)	65 (69.1)	52 (65.0)	159 (72.9)	
つながりのある家族等	あ り	308 (80.0)	82 (88.2)	61 (76.3)	165 (77.8)	5.209
	な し	77 (20.0)	11 (11.8)	19 (23.8)	47 (22.2)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 各属性等及び罪種が不詳の者を除く。
3 「年齢層」は、調査時の年齢による。
4 「逮捕歴」は、調査対象事件より前に他の事件で逮捕された者をいう。
5 「就労状況」は、取調べ開始時による。「有職」は、会社員、公務員、学生、自営業、会社役員又はアルバイトをいい、その他は含まない。
6 「婚姻状況」は、取調べ開始時による。「有配偶」は、内縁関係にある者を含む。
7 「つながりのある家族等」は、取調べ開始時による。同居又は日常的に連絡を取るなどのつながりを持っていた者をいい、雇主、知人等を含む。
8 「刑期」の「5年を超える」は、無期を含む。
9 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
10 []内は、実人員であり、()内は、それぞれの属性等における各区分の構成比である。

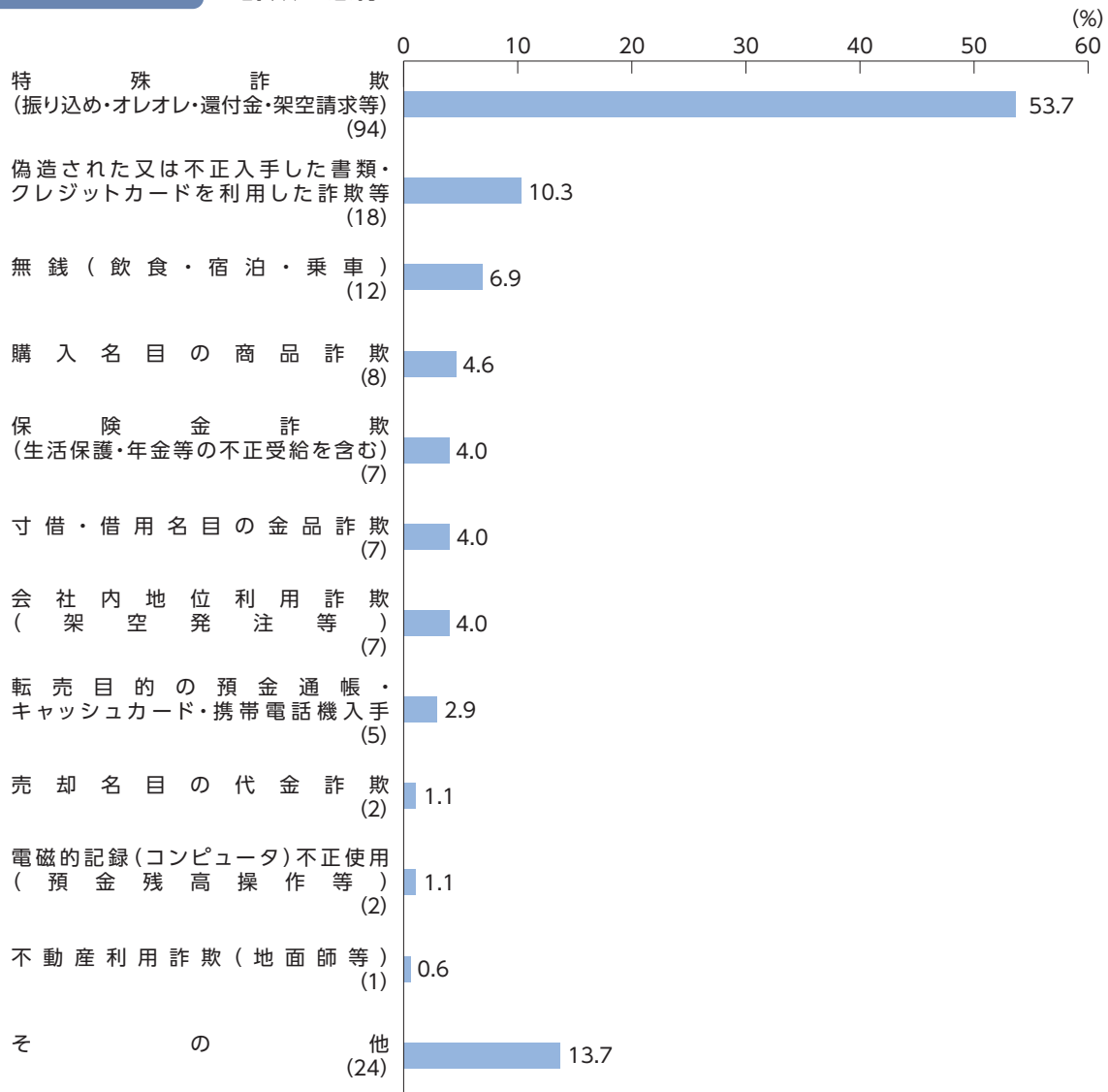
2 詐欺の態様

(1) 詐欺の態様

今回の刑事施設入所に係る事件に詐欺が含まれている者は、175人であった（詐欺の態様が不詳の者を除く）。これらの者について、詐欺の態様を見ると、**4-2-2図**のとおりである。「特殊詐欺」は、全体の53.7%と最も多く、次いで、「偽造された又は不正入手した書類・クレジットカードを利用した詐欺等」（10.3%）、「無銭（飲食・宿泊・乗車）」（6.9%）が多かった。

4-2-2図

詐欺の態様



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 調査対象事件に詐欺を含むと回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

3 詐欺の態様が不詳の者を除く。

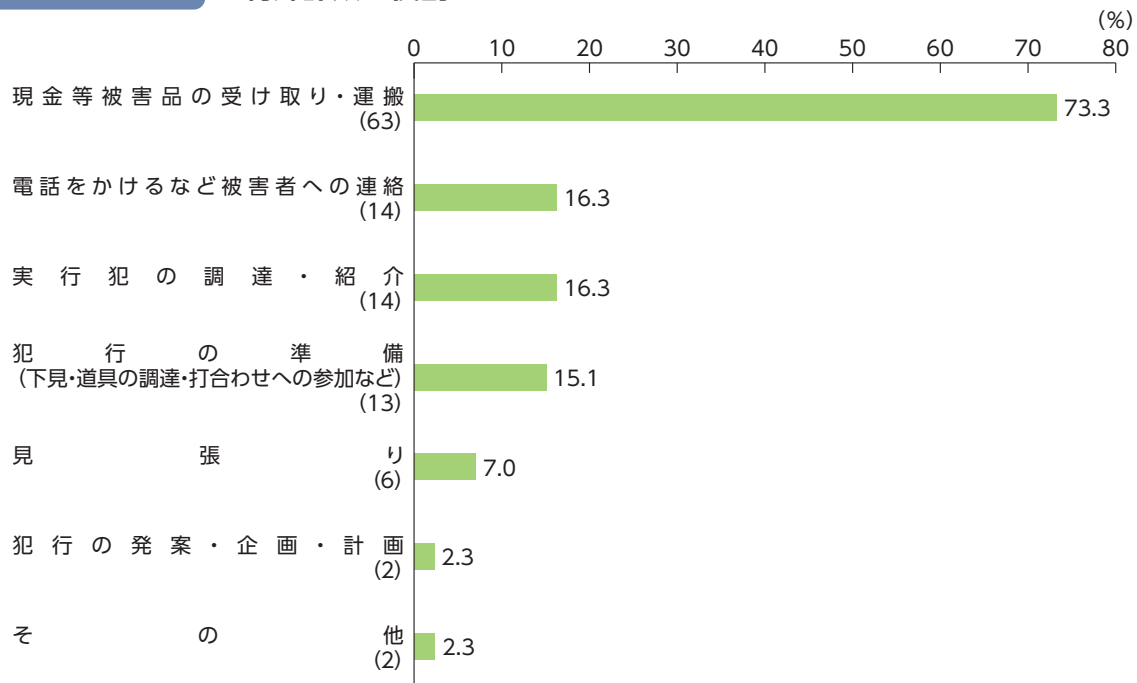
4 () 内は、実人員である。

(2) 特殊詐欺の態様

今回の刑事施設入所に係る事件に特殊詐欺が含まれている者94人のうち、共犯者がいたと回答した者86人について、特殊詐欺における自身の役割を見ると、**4-2-3図**のとおりである。「現金等被害品の受け取り・運搬」が最も多く、全体の73.3%であった。次いで、「電話をかけるなど被害者への連絡」及び「実行犯の調達・紹介」が16.3%、「犯行の準備（下見・道具の調達・打合わせへの参加など）」が15.1%であった。いわゆる受け子が全体の7割以上を占め、次いで、いわゆる架け子、リクルーターといった役割の者が多く、「犯行の発案・企画・計画」といった中心的な役割を行ったと回答した者は全体の2.3%であった。

4-2-3図

特殊詐欺の役割



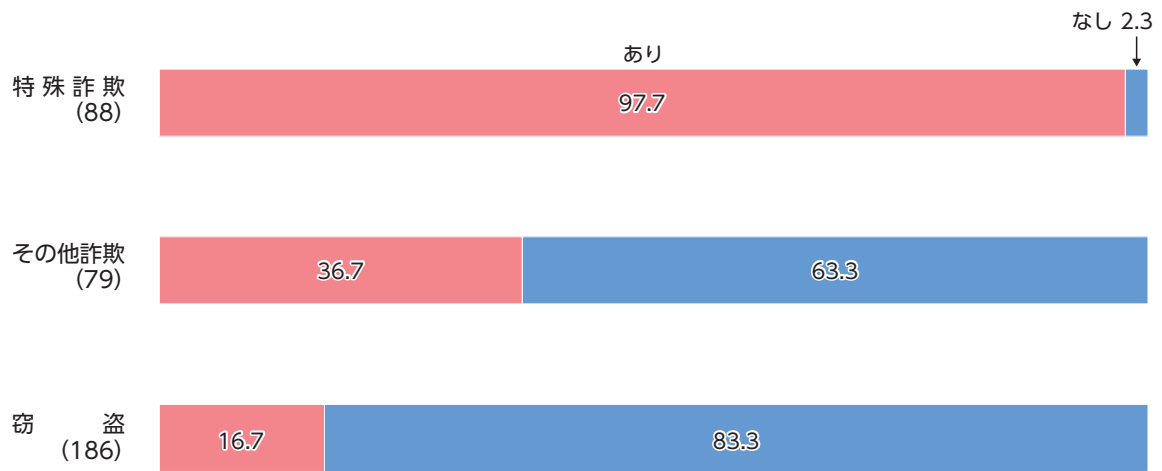
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 調査対象事件に特殊詐欺を含み、かつ、共犯者がいると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 3 特殊詐欺の役割が不詳の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

(3) 共犯者の有無

共犯者の有無について、罪種別に見ると、4-2-4図のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、特殊詐欺群は、「共犯者あり」の構成比（97.7%）が高く、窃盗群は、「共犯者なし」の構成比（83.3%）が高かった。したがって、特殊詐欺は、その他の詐欺や窃盗と比べて、共犯者を伴って行われる傾向が認められた。

4-2-4図

共犯者の有無別構成比



$\chi^2(2)=162.750$ 、 $p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

第3節 特殊詐欺事犯者の心理的特徴

1 その他詐欺群・窃盗群との比較

(1) 犯行の動機

「事件を起こしたきっかけは何ですか？」という質問に対し、当てはまる項目の選択（複数選択可。）を求めた結果について、各項目の該当率を特殊詐欺群、その他詐欺群及び窃盗群の罪種別に見ると、4-3-1図のとおりである。

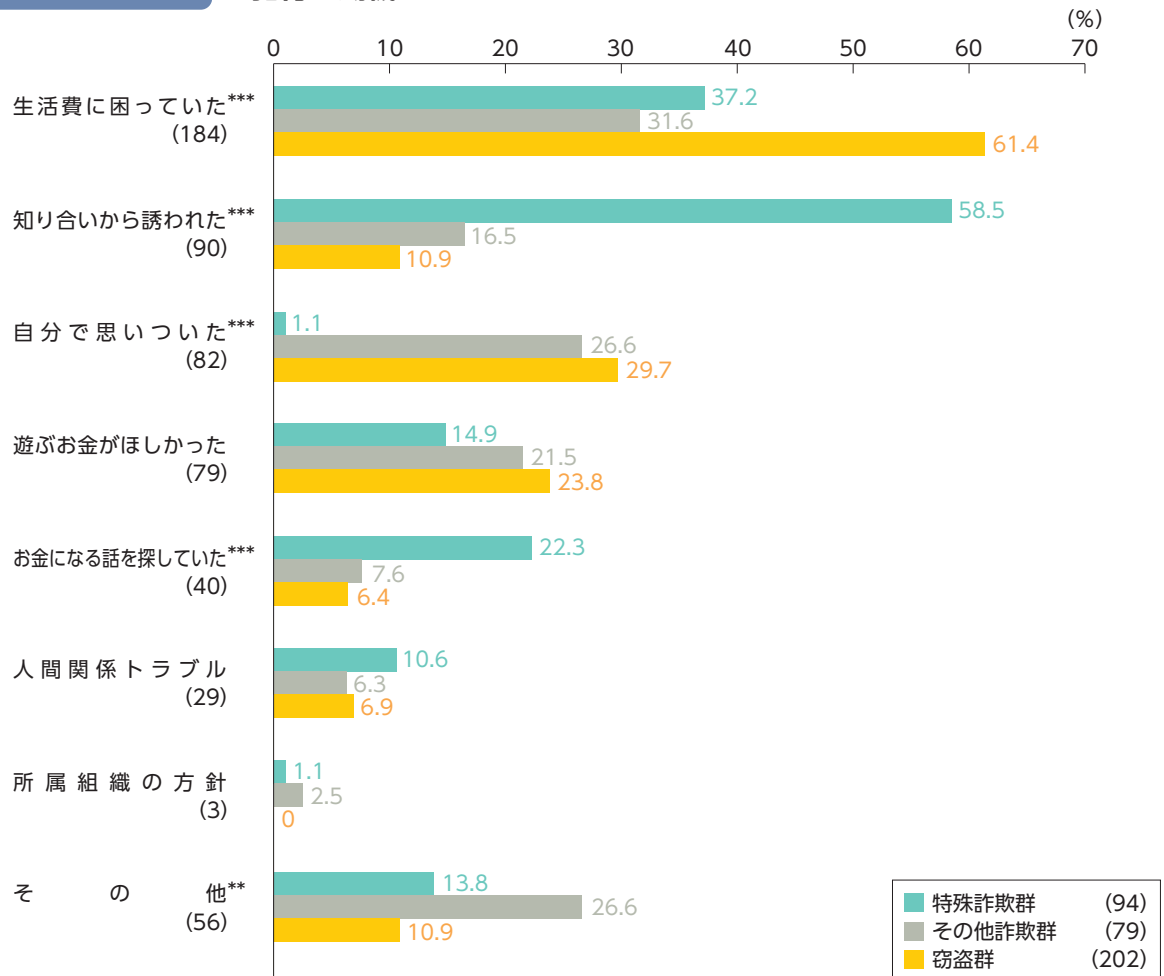
特殊詐欺群の事件を起こしたきっかけ（以下この節において「犯行の動機」という。）で最も該当率が高かった項目は、「知り合いから誘われた」（58.5％）であった。その他詐欺群、窃盗群と比べて3から5倍以上特殊詐欺群の該当率が高く、特殊詐欺群に特徴的な犯行の動機と言える。さらに、特殊詐欺群は、「自分で思いついた」の該当率が1.1％であり、その他詐欺群26.6％、窃盗群29.7％と比べて明らかに該当率が低かった。

全体でみると、犯行の動機として最も回答の多かった項目は「生活費に困っていた」であり、 χ^2 検定の結果、各群の犯行の動機に有意な差が認められた。調整済み残差を見ると、窃盗群が高く、特殊詐欺群及びその他詐欺群が低いという傾向が見られた。

特殊詐欺は、単独犯がほとんどいないことが特徴的であるところ（3-2-2図参照）、犯行の動機の面でも、生活困窮が原因で自ら思い立った者より、対人関係の中で知人からの誘いに乗り、犯行グループに加わる者が多い傾向が見て取れる。

4-3-1図

犯行の動機



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行の動機及び罪種が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、Fisherの正確確率検定によった。
 5 凡例の（ ）内は、罪種別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の実人員である。

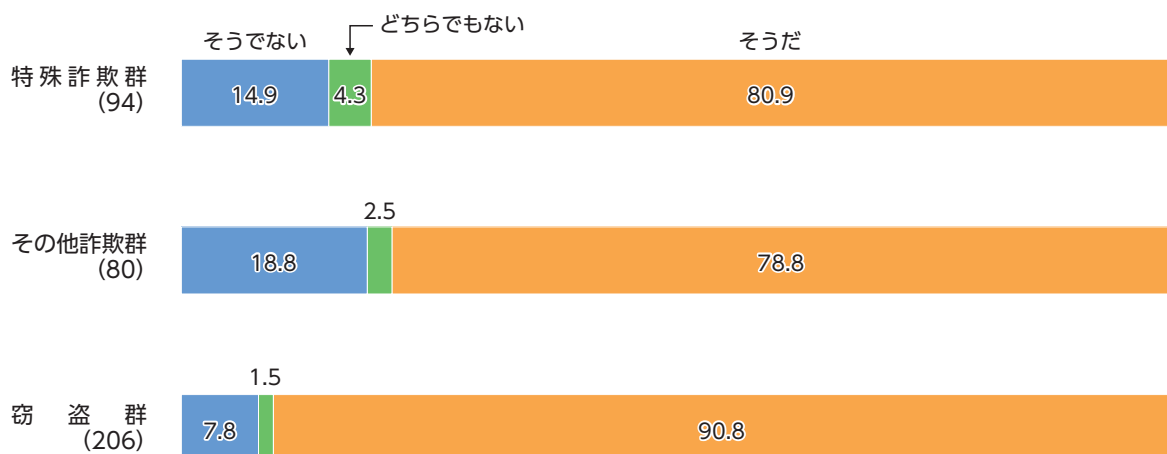
(2) 罪悪感

「今回の事件で取調べを受け始める前に、あなたは事件について『悪いことをしてしまったという気持ち』がありましたか？」という質問に対し、「まったくそうでない」から「ひじょうにそうだ」までの7件法で回答を求めた結果について、「そうでない」(「まったくそうでない」、「そうでない」及び「どちらかというとそうでない」の合計。)、 「どちらでもない」並びに「そうだ」(「ひじょうにそうだ」、「そうだ」及び「どちらかというとそうだ」の合計。)の3カテゴリーに統合した上で、各カテゴリーの構成比を罪種別に見ると、**4-3-2図**のとおりである。

いずれの群においても、「そうだ」の構成比が最も高く、特殊詐欺群及びその他詐欺群ではおよそ8割、窃盗群ではおよそ9割の者が罪悪感を感じていたことが分かる。Fisherの正確確率検定の結果、有意差が認められ、群間で罪悪感の感じ方に差があり、窃盗群は、「そうだ」の構成比が高く、罪悪感を感じていた者が多い傾向が認められた。

4-3-2図

罪悪感



Fisherの正確確率検定 $p = .023$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 罪悪感が不詳の者及び罪種が不詳の者を除く。
 3 「そうだ」は、「ひじょうにそうだ」、「そうだ」及び「どちらかというとそうだ」を合計した構成比であり、「そうでない」は、「まったくそうでない」、「そうでない」及び「どちらかというとそうでない」を合計した構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

(3) 裁判での認否

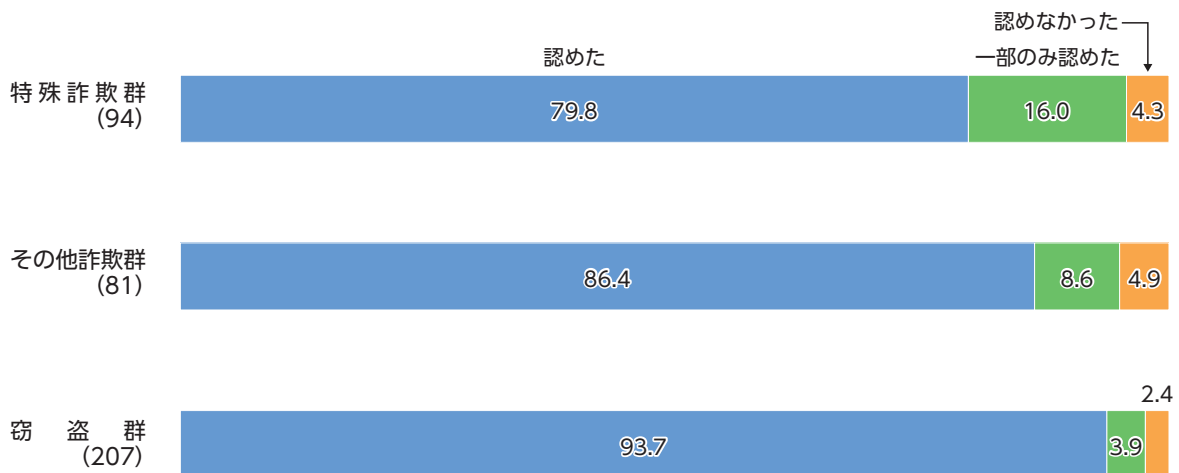
「あなたは、裁判でも自分がその事件を起こしたことを認めましたか？」という質問に対し、「認めた」、「一部のみ認めた」及び「認めなかった」の3択で回答を求めた結果について、罪種別に見ると、4-3-3図のとおりである。

いずれの群においても、「認めた」の構成比がおよそ8割以上と大半であった。特殊詐欺群は、「一部のみ認めた」の構成比がその他詐欺群と比べて約2倍と高かった。Fisherの正確確率検定の結果、有意差が認められ、群間で裁判時の認否の傾向に差があり、窃盗群では「認めた」の構成比が高く、特殊詐欺群では「一部のみ認めた」の構成比が高い傾向が認められた。

特殊詐欺群で「一部のみ認めた」の構成比が高かったことについて、本調査対象者は、特殊詐欺グループの中でも末端の役割である受け子が大半(4-2-2図参照)であることから、グループの末端で犯行の全容を知らないために、部分的に否認をする者がいた可能性も考えられる。

4-3-3図

裁判での認否



Fisherの正確確率検定 $p = .004$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 裁判での認否が不詳の者及び罪種が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

2 性格特性

(1) 調査対象者の性格特性

本調査では、調査対象者の性格特性について、日本語版Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) を用いた測定を実施した。TIPI-Jは、Gosling et al. (2003) によって構成された10項目でBig Fiveの五つの次元（外向性、協調性、勤勉性、神経症傾向及び開放性）を測定するTen Item Personality Inventory (TIPI) の日本語版である。TIPI-Jについては、日本語版Ten Item Personality Inventory (TIPI) 作成の試みに関する先行研究（小塩他、2012）において、その妥当性が確認されているところ、4-3-4表は、本調査における項目間の相関係数を算出したものであり、「外向性」、「協調性」、「勤勉性」、「神経症傾向」及び「開放性」を構成する各2項目について、いずれの項目間においても有意な負の相関が認められた。

4-3-4表

調査対象者の性格特性

質問項目	相関係数		特殊詐欺		その他詐欺		窃 盗	
	対応項目	対応項目以外	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差
外向性								
1 活発で外向的だと思う	-.51**	-.43～.42	4.96	1.65	4.91	1.84	4.56	1.73
6 ひかえめで、おとなしいと思う (R)		-.18～.38	3.69	1.74	3.71	1.66	4.09	1.81
協調性								
2 他人に不満をもち、もめごとを起こしやすいと思う (R)	-.22**	-.21～.11	2.62	1.47	2.51	1.50	2.94	1.56
7 他人に気がつかう、やさしい人間だと思う		-.13～.29	5.15	1.20	5.35	1.11	5.15	1.33
勤勉性								
3 しっかりしていて、自分に厳しいと思う	-.38**	-.22～.42	2.97	1.27	3.34	1.59	3.13	1.43
8 だらしなく、うっかりしていると思う (R)		-.26～.32	4.43	1.53	3.71	1.64	4.36	1.49
神経症傾向								
4 心配性で、うろたえやすいと思う (R)	-.27**	-.21～.38	4.41	1.65	4.30	1.81	4.61	1.70
9 冷静で、気分が安定していると思う		-.26～.42	4.08	1.43	4.45	1.41	3.92	1.43
開放性								
5 新しいことが好きで、変わった考えをもつと思う	-.33**	-.18～.42	4.85	1.50	4.43	1.73	4.48	1.60
10 発想力に欠けた、平凡な人間だと思う (R)		-.43～.37	3.93	1.64	3.75	1.55	4.12	1.52

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。対応項目以外の有意水準については、省略している。

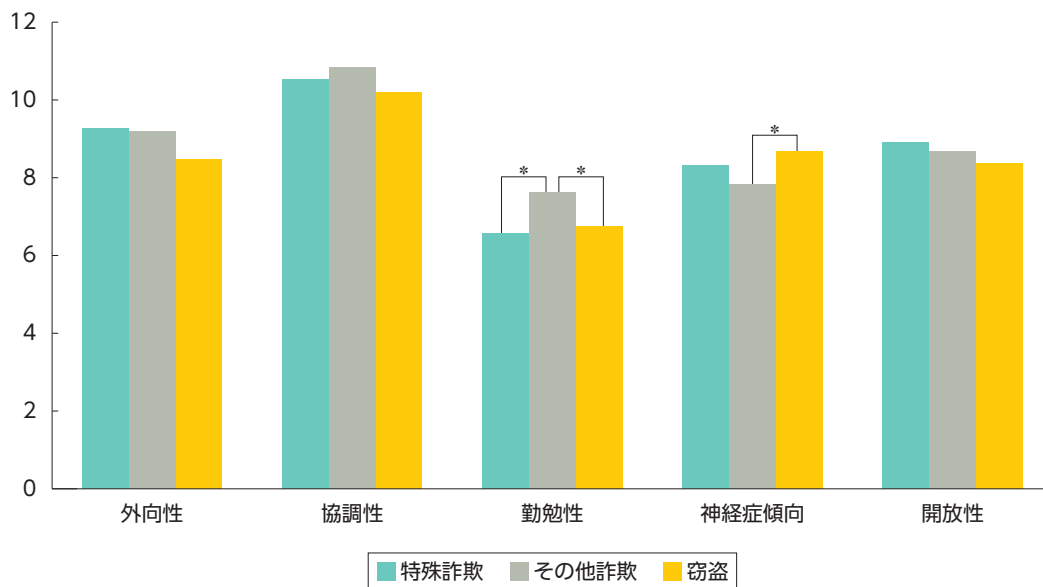
3 質問項目の末尾に (R) を付したものは、反転項目である。

(2) 性格特性による比較

4-3-5図は、調査対象者について、性格特性の各項目を罪種別に比較したものである。TIPI-Jの平均得点を単純に比較すると、特殊詐欺群は、外向性、開放性がその他詐欺群及び窃盗群よりも高く、勤勉性がその他詐欺群及び窃盗群よりも低かった。各性格特性の尺度得点を従属変数、罪種群を独立変数として一要因分散分析を行った結果、勤勉性及び神経症傾向において、有意な差が認められた（勤勉性につき $F(2, 368) = 4.61$ 、 $p = .011$ 、神経症傾向につき $F(2, 369) = 3.25$ 、 $p = .040$ ）。多重比較を行った結果、勤勉性については、特殊詐欺群及び窃盗群の尺度得点がその他詐欺群よりも有意に低く（それぞれ $p = .017$ 、 $p = .023$ ）、神経症傾向については、窃盗群の尺度得点がその他詐欺群よりも有意に高かった（ $p = .037$ ）。

4-3-5図

性格特性による比較



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。

(3) 性格特性と罪悪感との関連

4-3-6表は、調査対象者について、性格特性と罪悪感の関連を見るため、罪種別に、性格特性の尺度得点と罪悪感に関するPearsonの積率相関係数を算出したものである。その結果、窃盗群においてのみ、性格特性と罪悪感との有意な相関が認められ、協調性及び神経症傾向につき、それぞれ罪悪感との有意な正の相関が、外向性につき、罪悪感との有意な負の相関が認められた。

4-3-6表

性格特性と罪悪感との関連

性 格 特 性	特殊詐欺			その他詐欺			窃 盗		
	平均値	標準偏差	相関係数	平均値	標準偏差	相関係数	平均値	標準偏差	相関係数
外 向 性	9.26	3.10	-.14	9.19	2.96	-.21	8.47	3.03	-.15*
協 調 性	10.54	2.20	.15	10.84	1.91	.12	10.20	2.24	.18*
勤 勉 性	6.57	2.41	.02	7.62	2.55	-.15	6.75	2.41	-.07
神経症傾向	8.33	2.32	.01	7.84	2.70	.20	8.69	2.50	.16*
開 放 性	8.91	2.71	.01	8.68	2.57	.01	8.36	2.53	-.07

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。

3 更生への動機付け

(1) 調査対象者の更生への動機付け

本調査では、受刑者の変化への動機付けに関する先行研究（里見他、2014）において作成された更生への動機付け尺度を使用し、調査対象者に対する質問紙調査を行った。変化の段階モデルは、問題行動の治療過程における行動変容を説明するモデルとして用いられており、①前考慮期（対象者は、自分の問題に気づいていないか、気づいていたとしてもそれを無視しており、変化したいと思っていない。治療場面に出てきている場合であっても、誰かに強制されて治療を受けさせられているという考えを持っている。）、②考慮期（対象者は自分に問題があるということに気づき始めているか、自分の生活が何かうまくいっていないと感じ始めている。その問題が何なのか、理解したいと考えるようになり、理解するための情報収集をしているが、実際に自分自身が変化するための行動には移していない。）、③準備期（対象者は変化に向けて行動を起こすことを心に決め、そのために努力し、時間をかけるなどの負担を負う覚悟ができている。ただし、まだ治療に向けて行動は起こしていない。）、④行動期（対象者は変化に向けて行動を起こしている最中であり、自分の行動や環境を変えようと努力している。ただし、まだ目標とする変化は得られておらず、失敗をすることも多く、援助が必要な段階である。）、⑤メンテナンス期（対象者は所期の変化を達成し、確実な進歩を成し遂げたが、ともすれば再び元の状態に戻ってしまう可能性や、問題が再発するおそれを秘めている。対象者は変化を維持することは並大抵のことではないと感じており、変化を維持するための助けを必要としている。）の各段階に分けて説明される。McConaughy et al.(1983)は、心理療法における動機付けを測定するために前記五つの段階から、四つの因子（前考慮期、考慮期、行動期、メンテナンス期）を採用した尺度（University of Rhode Island Change Assessment Scale（以下「原版」という。））を作成した。里見他による先行研究は、原版を基に、受刑者の更生に向けた変化に対する動機付けを測定することを目的として、一部質問項目の文言を改変し、更生への動機付け尺度を作成したものであり、同先行研究においても、原版と同様に、因子数及び項目数については4因子、質問項目は各因子につき8項目の合計32項目とした上で、各項目について「全くあてはまらない」から「非常にあてはまる」までの5件法としている。4-3-7表は、更生への動機付けを測定するための各因子（前考慮期、考慮期、行動期、メンテナンス期）における8項目の質問について、信頼性の検討のため、Cronbachの α 係数を算出したものであり、いずれの因子においても概ね信頼性は確認されたが、一部の回答項目でフロア効果及び天井効果が見られたことには留意を要する。

4-3-7表

調査対象者の更生への動機付け

質問項目	特殊詐欺		その他詐欺		窃 盗	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差
前考慮期 ($\alpha=.80$)						
1 私には改めなければならない欠点は見当たらない。	1.99	1.26	2.30	1.40	2.45	1.48
5 私には何の問題もない。ここでの指導は受ける意味がない。	1.59	0.76	1.65	0.95	1.66	0.92
11 私には何の問題もないので、ここで受ける指導はまったくの時間のむだだ。	1.54	0.75	1.54	0.98	1.60	0.90
13 私は少し失敗をしたかもしれないが、自分自身を変えようとは思わない。	1.60	0.74	1.61	0.90	1.62	0.85
23 私には少し問題があるかもしれないが、とりたてて言うほどのものではない。	2.24	0.98	2.01	0.92	2.16	1.06
26 ここで受ける指導なんて退屈なものだ。なぜ自分の問題に向き合えないといけいないのか分からない。	1.51	0.70	1.55	0.75	1.65	0.89
29 誰にだって問題はある。どうしてそれについて考えないといけいないのか分からない。	1.70	0.90	1.82	1.02	1.94	1.08
31 自分の欠点を無理に変えようとするよりも、欠点を持ったままうまくやっていくほうが良い。	2.33	0.99	2.03	0.87	2.38	1.11
考慮期 ($\alpha=.82$)						
2 自分自身を、少しでも向上させようと思う。	4.50	0.62	4.39	0.79	4.43	0.69
4 自分の問題に取り組むのは、価値のあることかもしれない。	4.22	0.63	4.22	0.78	4.18	0.72
8 自分自身を変えたいと思っている。	4.35	0.69	4.35	0.72	4.44	0.81
12 ここで指導を受けることで、自分自身のことをもっとよく分かるようになるだろう。	4.02	0.81	4.13	0.94	4.06	0.95
15 私には問題があり、それを改善できるように取り組むつもりだ。	4.30	0.64	4.37	0.70	4.32	0.71
19 自分の問題を解決するにはどうすればよいのか、教えてもらいたい。	3.26	1.14	3.35	1.09	3.57	1.11
21 ここで受ける指導は、たぶん私にとって役立つだろう。	4.16	0.68	4.10	0.92	4.21	0.89
24 ここで指導を受け、自分の問題についてアドバイスをもらいたい。	3.62	0.97	3.86	0.91	3.92	0.98
行動期 ($\alpha=.82$)						
3 自分自身の悩みを解決しようと、何か対策を取っている。	3.48	0.82	3.53	1.02	3.64	0.94
7 私は自分自身の問題を解決しようと、現在取り組んでいるところだ。	3.85	0.88	3.85	0.98	3.93	0.98
10 自分の問題に取り組むのは難しいこともあるが、とにかく何とかしようとしている最中だ。	3.90	0.73	3.99	0.99	4.09	0.87
14 自分が変わるためにがんばっている。	4.13	0.72	4.27	0.68	4.21	0.77
17 いつもうまくいくわけではないが、自分自身を変えようとしている。	4.04	0.69	4.26	0.67	4.24	0.75
20 自分の問題を解決しようと取り組んでいるけれども、まだ助けがほしい。	3.03	1.14	3.29	1.15	3.63	1.12
25 私は口先だけではなく、自分を変えるための行動を実際に起こしている。	3.43	0.86	3.54	0.92	3.47	0.95
30 私は自分の問題を解決しようと積極的に取り組んでいる。	3.80	0.73	3.96	0.80	3.91	0.85
メンテナンス期 ($\alpha=.78$)						
6 私はすでに自分の問題を解決済みだが、元に戻ってしまうのではないかと不安なので、何らかの助けがほしい。	2.29	1.03	2.24	1.19	2.70	1.23
9 私は自分の問題について、すでにある程度改善できたが、その効果がいつまで続くか自信がない。	2.43	0.89	2.47	1.05	2.86	0.97
16 すでに改善したことを長続きさせないといけいないので、何らかの指導がほしい。	3.01	1.02	3.37	1.12	3.62	0.99
18 私は自分の問題を解決している。しかし、まだ完全ではないと思う。	3.10	1.23	3.24	1.23	3.19	1.20
22 私は自分の問題を解決したが、それを長続きさせるためにがんばらなければならない。	3.45	1.06	3.66	1.17	3.59	1.19
27 私は、自分の欠点が再び現れてくるのを防ぐためにここでの指導を受けたい。	3.46	1.09	3.68	1.09	3.97	0.98
28 自分が解決した問題が、また起こりそうな気がして心配だ。	2.28	1.07	2.45	1.22	2.85	1.20
32 私はすでに自分の問題点を解決したが、またそれが出てきそうで怖い。	2.23	0.88	2.40	0.99	2.65	1.07

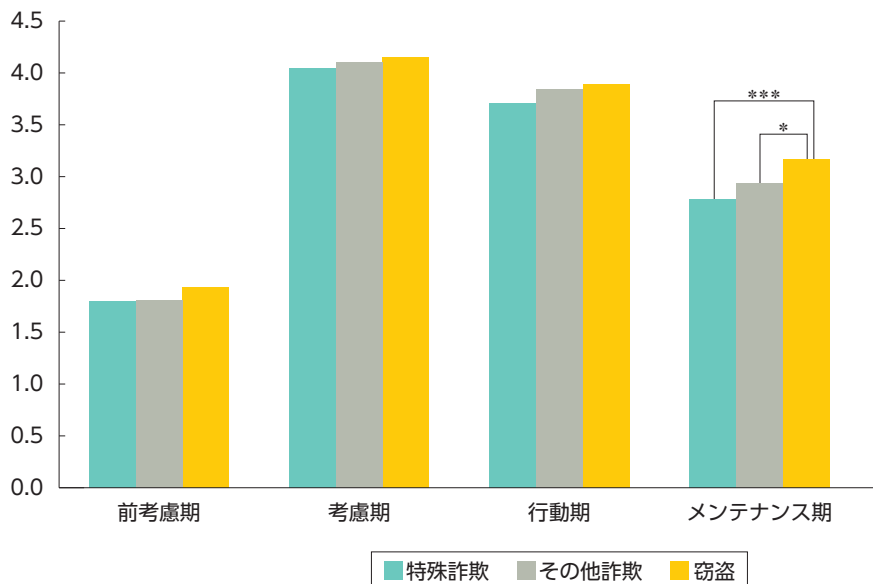
注 法務総合研究所の調査による。

(2) 更生への動機付けによる比較

4-3-8図は、更生への動機付けの各因子における得点を罪種別に比較したものである。結果を単純に比較すると、特殊詐欺群は、いずれの因子も、その他詐欺群及び窃盗群より得点が低かった。各更生への動機付けの因子の尺度得点を従属変数、罪種群を独立変数として一要因分散分析を行った結果、メンテナンス期の因子について有意差が認められ（ $F(2, 360) = 11.08$ 、 $p < .001$ ）、多重比較を行った結果、特殊詐欺群の得点は、その他詐欺群とともに、窃盗群よりも有意に低かった（それぞれ $p < .001$ 、 $p = .035$ ）。

4-3-8 図

更生への動機付けによる比較



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。

(3) 更生への動機付けと罪悪感との関連

4-3-9表は、調査対象者について、更生への動機付けと罪悪感の関連を見るため、罪種別に、更生への動機付けの因子の尺度得点と罪悪感についてPearsonの積率相関係数を算出したものである。その結果、特殊詐欺群は、罪悪感との有意な相関が認められなかった。その他詐欺群及び窃盗群の前考慮期の因子において、罪悪感との有意な負の相関が認められ、窃盗群の考慮期、行動期及びメンテナンス期の因子において、罪悪感との有意な正の相関が認められた。

4-3-9表

更生への動機付けと罪悪感との関連

更生への動機付け	特殊詐欺			その他詐欺			窃 盗		
	平均値	標準偏差	相関係数	平均値	標準偏差	相関係数	平均値	標準偏差	相関係数
前 考 慮 期	1.80	0.59	.06	1.81	0.62	-.24*	1.93	0.68	-.16*
考 慮 期	4.05	0.52	.07	4.10	0.57	.15	4.15	0.60	.33***
行 動 期	3.71	0.50	.12	3.84	0.59	.20	3.89	0.62	.33***
メンテナンス期	2.78	0.60	.08	2.94	0.71	.12	3.17	0.70	.20**

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。

第5章 まとめ

本研究では、各種統計資料等に基づき、特殊詐欺事犯をめぐる情勢について概観し、特殊詐欺撲滅のための官民を挙げた取組や再犯防止に向けた取組を横断的に紹介するとともに、判決書や刑事確定記録等に基づいた詐欺事犯者調査の結果を再分析し、詐欺・窃盗による初入受刑者を対象として質問紙調査を実施した詐欺・窃盗初入受刑者調査の結果について、特殊詐欺群とその他詐欺群及び窃盗群を比較・分析するなどし、特殊詐欺事犯者の特徴等を明らかにするなどしてきた。本研究は、特殊詐欺の撲滅に向けた対策の立案等のための基礎資料を提供することを目的としたものであるところ、最後に、本章において、本研究から得られた知見を整理し、若干の考察及び提言を行う。

1 本研究により明らかとなった特殊詐欺事犯者の特徴等に関する考察

(1) 特殊詐欺の組織性について

オレオレ詐欺を中心とする特殊詐欺は、「主犯・指示役」を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」や自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取った金銭をATMから引き出す「出し子」、犯行に使用される銀行口座や携帯電話の調達等をする「犯行準備役」のほか受け子等の「見張り役」、受け子等の勧誘を行う「リクルーター」等からなる犯行グループによって組織的に敢行される犯罪である。

本研究では、特殊詐欺事犯者の共犯率及び共犯者の人数を分析することにより、特殊詐欺は、その他詐欺と比べて共犯者率に有意な差があり、多人数による共犯事件の構成比が高い傾向が認められた。これは、特殊詐欺が、綿密な役割分担の下、組織的に敢行されている事実を裏付けるものと言える。また、本研究では、特殊詐欺は、その他詐欺と比べ、氏名不詳の共犯者がいる場合の構成比が有意に高いことが確認されており、検挙される可能性が高い受け子や出し子には、組織の上層部の人定につながる情報を与えないようにするなど、組織の芋づる式検挙を避けるための隠蔽工作が図られている状況が窺われた。

さらに、令和3年の刑法犯・特別法犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が5.0%である一方、同年の特殊詐欺の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は13.6%であり、このうち主犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が39.5%であることから（警察庁刑事局の資料による。）、特殊詐欺組織の中核には、暴力団構成員等の反社会的勢力に属する者が多く、

特殊詐欺がこれら反社会的勢力の資金源となっている実態が窺われるところ、本研究では、検挙時の暴力団加入状況について、役割の類型によって有意な差が認められており、「主犯・指示役」は現役構成員の構成比が、「犯行準備役」は準構成員・周辺者の構成比がそれぞれ高く、「受け子・出し子」は非加入の者の構成比が高い傾向が認められた。これらの結果は、暴力団構成員等の反社会的勢力に属する者の多くは、特殊詐欺の犯行を敢行するに当たって表に出ず、特殊詐欺組織の中核において、受け子や出し子よりも検挙の危険性が低い指示役や犯行準備役等の立場で犯行に加担していることを示すものである。

（２）特殊詐欺の犯行手口の巧妙性及び悪質性について

特殊詐欺は、平成17年及び18年を除いて特殊詐欺全体の認知件数に占める割合が最も高いオレオレ詐欺を中心とするものであるが、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等の様々な類型が確認されており、オレオレ詐欺を除いた各手口が全体に占める割合は時期によって大幅な変動が認められている。具体例を挙げると、17年にオレオレ詐欺を抜いて最も高い割合（46.0%）を占めた融資保証金詐欺は、22年以降、低下傾向となり、令和3年には1.1%にまで低下しており、他方、平成30年から集計されているキャッシュカード詐欺盗の割合は、令和元年及び2年にはオレオレ詐欺に次いで高く、3年もオレオレ詐欺、還付金詐欺に次いで高い割合を占めるに至っている。これらは、特殊詐欺組織が、世間に知られるなどして成功率が下がってきた手口について見切りをつける一方、詐欺の成功率を高めるために、新たな騙しの手口を次々に作出してこれらをマニュアル化するなどし、被害を拡大させていることの現れと考えられる。また、特殊詐欺では、同一の被害者が複数回にわたって騙され、高額な被害が生じるような事例もあるところ、本研究でも、特殊詐欺は、その他詐欺に比べ、被害額なし及び被害額100万円未満の構成比が低い一方、100万円以上の高額被害が生じた事案の構成比が高い傾向が認められており、特殊詐欺が重大な被害結果を発生させるものであることが裏付けられた。

(3) 特殊詐欺事犯者の役割別の傾向

特殊詐欺は、綿密な役割分担の下、多数の共犯者によって組織的に敢行されるものであるが、本研究では、特殊詐欺事犯者の役割ごとに一定の傾向があることが確認された。

すなわち、詐欺事犯者調査における特殊詐欺事犯者調査の対象者を役割類型別に見ると、「受け子・出し子」が46.4%を占めており、被害金を直接受け取らない者については、「犯行準備役」が15.8%、「主犯・指示役」が9.7%、「架け子」が28.1%となっており、直接、被害者と接する機会がある受け子や、CCDカメラや防犯カメラが設置されているATM等から現金を引き出す出し子の構成比が最も高かった。また、詐欺・窃盗初入受刑者調査においても、共犯者がいたと回答した者86人について、特殊詐欺における自身の役割を見たところ、受け子が7割以上を占めていたほか、特殊詐欺事犯者は、裁判において「一部のみ認めた」と回答する者の構成比が高いという結果が認められた。特殊詐欺事犯者の検挙に際しては、挙動不審者に対する職務質問が端緒となるほか、いわゆる「だまされた振り作戦」が行われる場合が数多くあるところ、これらによって検挙されるのは「受け子・出し子」の立場にある者が多いことから、これらの立場にある者は、逮捕・起訴の可能性が他の役割類型と比べて高いものと考えられる。さらに、特殊詐欺事犯者調査の結果、「受け子・出し子」は、「主犯・指示役」及び「架け子」に比べ、判決時に認定された事件数が有意に少なく、報酬として金銭を受け取った者の構成比も、「架け子」と比べて低い傾向があり、受け取った報酬額も、「主犯・指示役」及び「架け子」より有意に低かった。認定された事件数については、証拠関係の違いもある上、報酬額も被疑者・被告人の供述によるところが大きいことから、一定の留意が必要であるが、判決時に認定された事件数が少ないということは、追起訴等によって併合された事件数自体が少ないということであるので、上記のような傾向からすれば、「受け子・出し子」については、犯行グループに加わったものの、所期の目的を遂げられず、報酬を得られないまま早期に逮捕・検挙されるケースが多い可能性も考えられる。

他方、上記傾向を逆に捉えると、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べて逮捕されるリスクが低く、同種犯行を累行し続け、相当の報酬を得ていることが示唆される。確かに、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べ、被害者と直接接する機会がなく、組織の中核に近い立場にあることから、上記傾向があることは当然とも言えるが、注目すべきは、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べて、判決時に認定された事件数が有意に多いこと、つまり、追起訴等によって併合された事件数自体が多いということである。「主犯・指示役」や「架け子」が検挙される場合は、捜査機関によ

る突き上げ捜査が奏功したり、「架け子」の犯行拠点が判明し、拠点の一斉検挙が行われたりしたことが想定され、これら一斉検挙の際は、特殊詐欺組織の側も徹底的な罪証隠滅を図ることが通常であるが、「主犯・指示役」及び「架け子」について追起訴等によって併合される事件が多いということは、捜査機関側は、組織側の罪証隠滅工作があっても、徹底した捜査活動を行い、複数の余罪を立件・起訴していることの現れとも言える。また、特殊詐欺事犯者調査における役割類型別の科刑状況構成比を見ると、「主犯・指示役」及び「架け子」は、8割以上が全部実刑であり、「受け子・出し子」の5割強と比較しても、全部実刑の構成比が格段に高い。刑期を見ても、5年を超え10年以下の者及び4年を超え5年以下の者の構成比は、「主犯・指示役」（それぞれ21.1%）、「架け子」（16.4%、7.3%）の順に高いという結果が得られており、かかる結果は、「主犯・指示役」及び「架け子」が検挙された場合は、多くの事件が立件・起訴されることも一因となり、重刑が科される傾向にあることを物語っている。

2 特殊詐欺撲滅に向けた提言

(1) これまでの取組を継続することに重要性について

上記考察を踏まえ、特殊詐欺撲滅に向けた提言を行うが、前提として重要なことは、これまでの特殊詐欺撲滅に向けた各種対策については、本研究の結果からしても高い有効性が認められるべきものであり、今後もこれらを強力に推し進めていくべきということである。

すなわち、これまでも「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、全府省庁において、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、特殊詐欺被害防止のための広報啓発イベントの実施、SNSやウェブサイト等による情報発信等を通じて、特殊詐欺被害の実態、被害防止対策等を幅広い世代に対して分かりやすく伝えるための広報啓発活動が展開されているところ、かつて多くの被害が確認されていた融資保証金詐欺や金融商品詐欺は、近時、大きく件数を減らしており、これらは積極的な広報啓発活動が少なからず影響を与えているものと思われる。前記1(2)のとおり、近年はキャッシュカード詐欺盗が増加するなど、特殊詐欺組織が新たな手口を作出しているが、今後も、新たな犯行手口が見いだされた場合には、速やかにこれを広報していくことにより、特殊詐欺の成功率を下げていくことが重要である。

また、これまでも、特殊詐欺被害を防ぐため、金融機関やコンビニエンスストア等の様々な事業者の協力の下、特殊詐欺被害の可能性のある事案に対し、積極的な声掛け等が実施されている。特殊詐欺事犯者調査の結果では、特殊詐欺未遂事件について、最初に詐欺に気付いた者別の構成比は、「被害者自身」が過半数を占めるものの、最初に詐欺に気づいた者が「金融機関職員」であった事例も1割強認められており、金融機関職員等による被害者に対する積極的な声掛けが、特殊詐欺被害を防いでいる事案が数多くあることを裏付けるものと言える。

さらに、検挙した特殊詐欺事犯者について、再犯を防止するため、特殊詐欺組織に戻らせないようにすることも重要である。特殊詐欺は、組織的に敢行され、被害金額も高額に上るなど悪質性の高い事案である一方、全対象者調査の結果によれば、特殊詐欺事犯者は、その他詐欺と比べて前科なしの構成比が高い傾向が見られるなど、元々、根深い犯罪性向を有している者が多いという訳ではない。詐欺事犯者調査における再犯に関する調査の結果でも、特殊詐欺事犯者がその他詐欺と比べて再犯に及ぶ傾向が高いことを示唆する傾向は見当たらなかった。詐欺・窃盗初入受刑者調査の結果でも、特殊詐欺群は、その他詐欺群や窃盗群と比べ、更生への妨げとなるような性格特性は認められなかったが、その他詐欺群よりも勤勉性が低いという特徴が見受けられた。加えて、特殊詐欺群は、特にメンテナンス期（自らの行動の変化を維持させるための取組を続けるための動機付け）の因子について、窃盗群よりも低い傾向が認められ

た。そのため、特殊詐欺事犯者の多くについては、適切な処遇プログラムを実施することなどにより、慎重さや責任感をかん養させ、自らの課題に継続的に取り組ませることによって、再犯可能性を低減させていくことが重要であり、かつ、そのことは十分に可能であると思われる。

特殊詐欺は、詐欺事犯者調査における全対象者調査の結果から、その他詐欺に比べ、「友人等からの勧誘」によって組織に加わるものが多い傾向があり、詐欺・窃盗初入受刑者調査の結果でも、特殊詐欺群は、「知り合いから誘われた。」の該当率が高かった。加えて、前記のとおり、組織の中核にいる者は暴力団等の反社会的勢力に属する者が多いことなどから、再犯を防止するためには、不良な交友関係を断つとともに、組織からの離脱を促していくことが必要となる。現在、矯正・保護の現場では、特殊詐欺事犯受刑者を対象とした再犯防止指導が行われ、特殊詐欺グループへの関与が認められる者を「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に認定し、最新の知見に基づく類型別処遇を行うなどの施策が講じられていることから、これらの取組を継続するとともに、暴力団等の反社会的勢力に所属する者に対して、組織からの離脱に向けた働き掛けを続けていくことが重要である。

(2) 特殊詐欺組織への人材供給の根を断つことの重要性について

特殊詐欺の撲滅のためには、これまでの取組を推し進めていくことが重要であるが、それに加えて、特殊詐欺組織が新たな人員を確保することを防ぐなど、人材供給の根を断つための施策を講じることも重要である。

これまでも、学校教育の場等で、SNS上で高額報酬をうたったアルバイト募集等に関する危険性を広報するなどの活動が行われているが、未だに特殊詐欺事件の認知件数が高止まりにあるのは、特殊詐欺組織側が、逮捕の危険性が高い受け子・出し子等には組織の中核に繋がる情報を与えず、受け子・出し子等を検挙しても、特殊詐欺組織の壊滅に至らない事例が多くあり、特殊詐欺組織は、受け子・出し子等をいわば使い捨てにしつつ、新たにこれらの者を勧誘して犯行を続けていることが一因であると窺われる。

本研究の結果、犯行動機に関して、特殊詐欺は、「金ほしさ」の該当率が最も高く、その他詐欺と比べ、「金ほしさ」、「友人等からの勧誘」、「軽く考えていた」及び「だまされた・脅された」の各項目について、該当ありの人数が有意に多かったことが明らかとなっており、中でも、受け子・出し子は、「金ほしさ」の該当率が他の役割類型の者よりも高い傾向が認められた。これらの結果を踏まえると、新たに受け子・出し子になるような者を減らすためには、前記1(3)のとおり、受け子・出し子は、報酬を得られないまま逮捕・検挙される危険性が高い上、

仮に、犯行に成功したとしても、詐取金の大半は組織の上層部のものとなり、自身の報酬は低額なものに過ぎない一方、逮捕された場合には、初犯であっても実刑になる可能性が高く、かかる犯行が割に合わないものであることを広く知らしめるべきであり、これらについて、学校教育の場はもとより、公共広告等の様々な媒体を通じて積極的な広報活動を行っていくべきである。特殊詐欺の犯行動機に関しては、「だまされた・脅された」の項目についても有意な差が認められているところ、SNS等や知人を通じた受け子等の勧誘に当たっては、「荷物を受け取るだけ。」「捕まるリスクはない。」「犯罪ではない。」などの甘言が用いられるほか、一度、組織に加わってしまった場合には、離脱しようとしても、組織側に渡した個人情報や盾に取られ、組織を抜ければ本人や家族に危害を加える旨脅迫されるなどのケースがあるため、様々な甘言等のパターンについても、併せて広報をしていく必要がある。

「架け子」も、友人からの勧誘など第三者を通じた働き掛けによって犯行に加わる者が多い傾向にあることから、新たな人員供給を断つためには、前記1（3）のとおり、「架け子」は、有罪判決を受けた場合には十中八九が実刑となり、刑期も「受け子・出し子」と比べて相当な重刑が科されることなど誘いに応じるリスクを広く知らしめるべきである。

最後に、前記1（1）のとおり、「主犯・指示役」については、暴力団等の反社会的勢力に属する者が多いところ、特殊詐欺事犯者調査の結果、「主犯・指示役」の犯行動機では、「所属組織の方針」の項目に有意な差が認められることから、積極的な突き上げ捜査によって、暴力団組織上層部の検挙を目指すとともに、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会等の関連団体とも協働し、組織上層部に対する使用者責任を追及して被害者の被害回復を図るなどし、刑事・民事の両面での責任追及を図る必要があろう。

引用・参考文献

- 大工 泰裕・渡部 諭・岩田 美奈子・成木 迅・江口 洋子・上野 大介・澁谷 泰秀 (2018). 詐欺被害防止のための取り組みの変遷と心理学の貢献可能性：米国における詐欺研究との比較を通して 対人社会心理学研究, 18, 179-188.
- Gosling, S. D., Rentfrow, P. J., & Swann, W. B., Jr. (2003). A very brief measure of the Big-Five personality domains. *Journal of Research in Personality*, 37, 504-528.
- 服部 真人・鈴木 愛弓・和智 妙子 (2022). 特殊詐欺事犯者の心理・社会的特徴 犯罪心理学研究, 59(特別号), 28-29.
- 法務総合研究所 (2021). 令和3年版犯罪白書 日経印刷
- 法務総合研究所 (2022). 令和4年版犯罪白書 日経印刷
- 金網 祐香・鈴木 愛弓 (2022). 特殊詐欺事犯者における役割類型別に見た犯行動機等の違いについて 日本犯罪心理学会第60回大会（名古屋大学東山キャンパス）
- 勝田 聡 (2018). 保護観察対象者の再犯に関連する要因 更生保護学研究, 13, 3-14.
- 警察庁 (2022). 特殊詐欺認知・検挙状況等について
<http://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html> (2022年12月8日閲覧)
- McConaughy, E. A., Prochaska, J. O., & Velicer, W. F. (1983). Stages of change in psychotherapy: Measurement and sample profiles. *Psychotherapy: Theory, Research and Practice*, 20, 368-375.
- 沖崎 佳奈恵 (2018). 特殊詐欺事件にかかる保護観察処遇について－保護観察所での工夫例とその実践－ 家庭の法と裁判, 14, 28-32.
- 大久保 智生・石岡 良子・堀江 良英・垣見 博・岩田 健嗣・山地 秀一・木村 光弘・山口 真由・三好 弘美・森田 浩充 (2016). 特殊詐欺撲滅ネットワーク会議および高齢者の防犯教育推進のための研修会の効果の検討－地域ぐるみの特殊詐欺対策推進のために－ 香川大学教育学部研究報告第I部, 146, 1-8.
- 小塩 真司・阿部 晋吾・カトロニ ピノ (2012). 日本語版Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) 作成の試み パーソナリティ研究, 21(1), 40-52.
- 讃井 知・雨宮 護 (2020). 特殊詐欺抑止のための情報提供行動の促進－平時の地域および夫婦

の関わりに焦点をあてて－公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集, 55(3), 858-863.

讃井 知・島田 貴仁・雨宮 護 (2021). 詐欺電話接触時の夫婦間における相談行動意図の規定 因 心理学研究, 92(3), 167-177.

里見 聡・中島 賢・奥下 いづみ (2014). 受刑者の変化への動機づけに関する研究 犯罪心理学研究, 51(2), 11-21.

島田 貴仁 (2020). 特殊詐欺の高齢被害者の特性と被害防止対策 犯罪学雑誌, 86(4), 110-119.

土屋 亮 (2018). 特殊詐欺に関与した少年院在院者に対する矯正教育の充実について～新潟少年学院における特殊詐欺再非行防止指導の取組状況を通して～ 家庭の法と裁判, 14, 22-27.

渡部 諭・澁谷 泰秀・吉村 治正・小久保 温 (2015). Taxon分離を用いた特殊詐欺被害脆弱性の分析 秋田県立大学総合科学研究彙報, 16, 1-9.

山口 雅敏 (2017). 特殊詐欺少年に対する鑑別及び矯正教育の充実強化に向けた取組 刑政, 128(5), 74-85.

山本 宏一 (2020). 少年院における特殊詐欺への取組と展望 罪と罰, 57(3), 32-45.

令和 5 年 3 月 印 刷

令和 5 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 株式会社キタジマ
